

らる、予は之を拒絶す。此事亦非禮なりと知り、其後は何でも先方の云ふ通り飲食せり。

(イ) 巴里に於て見物として第一に擧ぐべき者はベルサイユの宮殿なり。硝子張の大ホームより前方拾數町の眺望を有し廣大なる噴水は冷氣を起す。世界戦争の講和條約をなしたる云ふ大ホームに入り四方を觀望す。

(ロ) 予等一行は巴里到着の夜、大使館員の案内にて入場せし劇場は驚くべき立派と廣さにて我國歌舞伎座の數倍はあり、予等一行の異人に對し場内の白人は望遠鏡を以て見らる、其内偶然鳩山秀夫氏夫妻に會ひ亦脇田勇氏に會す。此の劇場に驚きし予は其後オペラを見て、其の驚きは幾倍で。ナポレオンが世界より集めし珍石美材を以て建築せるもの、オペラは我國の能と芝居を混同せしもの、其優美なる事無知の予等も飽く事なし。觀覽者の休憩所の美觀は言語文筆の盡すべきにあらず世界唯一の優美なる劇場と云ふ外なし。

(ハ) 次に心を遣したる物はナポレオン埋葬堂にて、「セントヘレナ」より持來りし石棺其儘を現實に配め其内に不出世の古英雄の遺骸存するかと思へば思はず敬意を生ず。堂宇の廣大なるは勿論何んもなく神聖にして多大の感動を與ふ、參拜者絶ゆるなし。

(ニ) 巴里のサンチルサン大道は世界になき美觀と装置にて予等一行停車場よりホテルに到る。自動車内より此道路を瞥見し別世界に入りし如き感興を生ず。米國が此の大道を作らんとし巨額の費用を支出し起工したるも其の効なかりしと。

(ホ) グランドカフェーと云ふは巴里第一の料理店にて獨逸皇帝が巴里占領の目的は此のグランドカフェーに中食せんと云ひし位のもの。

(ヘ) 珍らしきものとしては「まい／＼のつぶ焼」あり、予は之れを食して直に嘔吐を催す。つば焼屋の裝飾器具は悉くまい／＼つぶの印あり。

(ト) 牛肉すき焼の高等店に入りしに牛肉を示され電氣にて客の欲する程度に之を焼く。亦野菜は各種添へられ、焼肉は食事中冷めると亦適度に焼直し來る、其の旨き事天下の一品たり、其の代價の高きも驚くべし。

(チ) 藤原辯護士に案内せられ裁判所に傍聽する事數回、判事及辯護士と會談す。法廷に於て華麗なる女辯護士を見て珍らしく思ふ。陪審の手續を實見し得る處あり、數日滞在の後歸途再來を約して獨逸に向つて出發せり。

獨逸に入る

發車は夕刻なるが同列車には東久邇宮殿下御乗込みあり。藤原氏より殿下に予を紹介せらる。予は殿下を伺はんとせしに殿下は直に予の室に御來訪あり、溝口伯を御供とせられ予の左方に腰

を掛けられ頻りに御談話を向けらる。殿下は全く平民的にて兩參年以前より溝口伯及侍者法學士池田氏を伴ひ巴里に御研究あらせられ、今回獨逸を経てアルプスに御登山の御旅行の由、午後七時頃より拾時近く迄殿下は予に對し内治外交諸般の御質問をなし盡くる事なし、軍事は勿論當時内地に於て評判高かりし柳原あき子離婚問題に論及し愛の真正を御主張になりあき子夫人に御同情あるに因り、予は深く之れを遺憾とし百方日本道徳を論じ愛の如き歐米の風習を以て我國貞操問題を決せんとする根本に於て誤れりと力説せり。當時の政治問題に附ては陸海軍兩大臣を文官より任用する事何で速く遣らぬかと仰せらる。君は佛國議會を傍聽したかと問はれ、予は未だ傍聽せず殿下は日本の議會を傍聽せられしやと申し上ぐれば、皇族は日本に於て別種のものとし普通日本人たる資格を與へざる事失當なり、貴族院に席あるも皇族は政治に參與すべからずと禁せられあり、將來は皇族と國民間の障壁を撤廢し四民平等にせられたい云々。貳時間餘の談論にて拾時近く予は思はず眠りしに政治家も疲れしか休まれよ翌朝會はんと。翌朝は車中の食堂に殿下と相對して飲食す。予は本國に在つては斯様な接近を以て殿下と會食する事我々平民は不可能なり、外國の御蔭にて光榮なりと云へば殿下直に曰く、其遠慮はいらぬ、歸國して同様に交際し様鐵壁を取つて呉れど仰せらる。ビールを一本見て價額を計算し之れでは日本價の一錢に當る、餘り安くて氣の毒の事餘計支拂ふ事も出来ぬかと仰せらる。同日夕刻伯林着、別離に臨み殿下はア

ルプス登山に同行せんかとの事なりしもウインに於ける議員會議の期日ありと遠慮せしに、殿下は予に歸途巴里に立寄れば其際來り視察談をせよとの事畏れ入り残り惜しくも御別申したり。

巴里より獨逸入國の旅行中、夜中國境を通過し翌朝獨逸の領土に入りしに其風光總て異なり廣大なる植林地の整然たる事、土地耕作の行届きたる事、戰敗國なるも經營の卓越なるを知る。獨逸の領地に入るも處々に英米の駐屯軍あり戰敗國の屈辱を示す。伯林に着しホテルに投ず。獨逸戦後の困難は極度に達し當時條約の償金停滯の爲佛國より嚴重なる要求により獨逸國のルール方面の要部を占領せんとする傾きあり、市中を見物するも獨逸人の容貌暗雲を帯び特に獨貨のマルクは予の東京發の際は日本の拾圓（英貨一ポンドを基礎とし）は壹千五六百マルクより貳千マルクに登り或人はマルクを買込めば利益あると云ひしもの、然るに巴里に着せし時は參千マルクとなり一夜明け獨逸に入りし時は四千マルクとなり、予が田口氏と背廣を注文し日本價にて貳拾五圓なりしが壹週間の出發に當り支拂ひしにマルクは壹萬マルクに下り、日本價を計算すれば貳拾五圓の半額なり。マルクは壹週間の内に五千マルクを低下する驚くべき經濟界なり。自動車に乗り夕食より演劇を見物し美人を同伴し一夜を明かし日本價にて貳圓にて餘る。或夜グークサイドを彷徨せしに拾貳時近く寂しき處にて北井さんと呼ぶ日本人あり、驚き振返へり見れば貳拾餘歳の男子、熟視すれば鈴木充美先生の三男公美氏工學士にして海軍機關士なり。意外の處にて會

ひ、何れに行くやと問へば、英國留學中なるも獨逸は物價安く面白きに依り遊びに來たるなりと云はる、各自のホテルを告げ別る。然るに同氏は其後歸朝後妻帶し一子を設けしも貳、參年後死亡し予は其の會葬の爲め鈴木氏邸に到り斷腸の念に耐へざりし。

當時控訴院檢察長豊島氏滞在しあり、同氏の紹介にて法學士森山武次郎氏（現司法省書記官）に通譯を依頼す。同氏に伴はれ裁判所、監獄其の他總ての見物をなす。特に同氏の通譯にて司法大臣と問答するの豫定あり、其前日豊島氏如何なる質問をなすやと云ふに因り、予は渡航前議員として政治問題辯護士として法律問題各拾數點を指摘研究し其結果により、歐米の政治家及法律家と論戦せんと語りしに、然らば予も其質問に立會ひたしと云ひ、森山氏も打合せ予は翌朝を待つ。前夜質問應答の順序を攻究し司法大臣官邸に到る。約壹時間順々と質問應答す、相手は司法大臣にして労働黨の領袖として中々手強く屢々撃退らる。最後の問題中記憶する一點を擧ぐれば左の如し。

問 立憲政治に於て其目的を達せんとせば善良なる議員の選出を要す。然るに各黨派あり、競争激甚にして選舉費用の莫大を要す、候補者にして自己の資力なきものは當選後利權獲得と稱し此處に腐敗を生ず、貴國には其事なきや。

答 選舉に運動費を要すること何れも同じ、獨逸は各候補者は各組合より推薦せられ自己の資力なきものも組合の援助により又は同志の政友より助けらる云々。

問 組合より推薦せられ又其運動費も組合より補給さるゝとせば當選後は其議員は組合の利益を計るに没頭し國政の大局に努力を缺く事なきか。

答 政黨政治は其推薦者たる後援者の利益を計るが目的にて組合の推薦により當選したる者は其の組合の利益を計ること當然なり。

問 敢て問はん。組合の推薦により當選したる者が組合の利益を計る事當然とせば、此處に廣告營業の組合より當選したる議員が其公職を利用し市内電柱全部の廣告取扱の特命を受け、其利益を得て組合は其議員の運動費は勿論其所屬の政黨本部へ巨額の金員を寄附したる場合は閣下は之を首肯するや。

答 勿論首肯す。卓を打つて昂然として曰く、政黨政治も國利民福を計るにあるも當然議員は推薦者の便宜を盡すは當然にして政黨の目的の存する處なり。唯其程度は私利私慾を避け専ら公共的觀念により、國家を思ふと共に其基礎分子たる組合の發達を計らざるべからず、其間中庸適切な政策を要すと云ふにあり。

伯林には藤原なる日本人日本料理を營業し見物の案内をなす。同人の妻は佛國人にて英語に通ず。郊外に行はる競馬に同夫人に案内せられ見物す中々盛なり。柵飛び、曲乗の藝を餘興とし賭

馬の盛なる戦後の疲勞を知らざるが如し。併し市中見物中壯丁の男子が裸足にて歩く。裁判所に於て書記長に面談せしが其服装は乞食でないかと思ふ粗服にて握手すれば指なし、談話をなせば明晰なる頭腦を知る。當時佛國の脅威によりルルル方面を占領せられ、外交の風雲危険なりし。一般國民は不安の面容にて何事か起らんとす。然るに一面娛樂場を見れば其の盛なる事意外の到り、併し國民性を見るに意氣の強きと勤勉倦む事なき努力心の旺盛なる事他國人の及ぶ處にあらず。此民族將來必ず大なる發展をなし歐洲の覇國となり世界に勇躍する事明かなり。思ふに佛國も又安心出來ざるべし。日本留學生は七百人餘あり、日本大學出身者として島田武夫氏、原惣兵衛氏兩人子を訪はる、同地を去るに當り或朝眞黒の顔に粗服を纏ひたる一見恐しき怪男子が子の寢室に侵入す。驚き誰何すれば原惣兵衛氏にて予の出發前一夜某店にて日本料理を饗せんと云ふにあり。予は之を諾し、其翌日夕刻島田氏見え子を案内し曰く、原來らす今夜先生と僕と原とで演劇を見て其後宴會場に到らんとすと。(當時伯林は午後八時拾五分より演劇始まり、拾壹時に終る。それよりレストランドへ行き更に遅く貳時參時となるは普通なり。留學生も物價の安き爲學費の過剰は自然毎夜遊興し殆んど讀書する事なきが如し。予は深く歎息し森山君島田君に向ひ、予は娘あるも獨逸留學生には斷じて與へずと云へり。)然るに原は來らず一枚不用となる。一人を連れ行かん、先生一寸此處に待ち呉れと、横道の暗き方面へ行き一人の美人を伴ひ來る。當時の

國情は外國人を迎へて利を得んとするに熱中し、特に日本人は金拂ひ良きにより其待遇者到る處に待受けらる。

伯林は十日位の滞在豫定なりしも國情險惡の爲一週間位にて出發す。萬國議員會議地たる「ウイン」に向ふ。伯林を出てウインに到る間戦後所屬の分布したる數ヶ國の獨立國を通過す。荷物の検査は議員の旅行券なれば歓迎を極め一回も内部を示す事なし、唯流通紙幣が國を異にする毎に變はり困り果つ。日本と異なり車中にて食物を求むるの便なし。食堂に到るも獨乙の「マルク」は更に通用せず獨り旅の予は食あるも食を求むる能はず。一等室に米國人夫婦あり從者一人を伴ふ、予と談話を交へしに米國より萬國議員會議に行くものなりと、予は此紳士と共にウインに到るを便なりと思ひ貧弱なる英語と字書により用便を達す。侍者が予に貨幣兩替され夕食は初めてなす。チエツクスロバキヤの新獨立國には一時間以上停車す、同地の領事驛頭に來り予を迎へらる。休憩中同國の國情を語る、日本としては商業上更に要なき處なるも唯歐羅巴の政治上の中心點が此地にあるを以て領事館を設けたるもの、農産物の豊穰なる地なり。「オーストリア」は此地を喪ひ、北に「ハンガリー」の山林地を獨立せしめ、トリスの良港はイタリーに奪奪せられオーストリアは獨立國として存するも何を以て維持せん、其困難や名狀すべからず。予はウインに入らざるに先んじ此感覺をなす。

八月中旬にウインに着し此處で一行五人揃ふて本田公使を訪ふ。宿舍等に付き待遇不足とし、一行を怒らしめ、櫻内君は政友會本部に宛てウイン公使館の豫算を削除すべしとの電報を公使館より發せしめんと云ふ。公使館は驚き本田公使は直に一行を招待し宴席の内戦後に於ける歐羅巴の狀勢より奥國の慘狀を陳べて曰く、此國は獨立の觀念はなく何れなりとも併吞せられん事を希望す、目下の最大急務は國民の餓死を防ぐにあり、イタリーより若干の借入れをなし一時の急を救ひしのみと以下慘狀の事實の一端を摘示す。宿舍は「ウイン・インペリアルホテル」。予等ウインに入り第一に感じたるは道路建物の立派なるに各戸窓を閉ぢあり、今日は休日かと思ひしに左にあらず、過半以上の建物は空家となりしもの、地下電車は閉鎖し不用となり、大なる商店及レストランも拾分壹の客を迎へず。貴族富豪は悉く零落し壹部は乞食となり男子は勞働者、貴婦人は賣春婦となる。通貨ルーブルは壹ポンド數拾萬圓に下落し、總理大臣の月給が日本の貨幣に算し壹箇月拾五圓。予等の議員一行は例に依り土産としてウイン政府へ金壹千圓を持参したり、然るに其交附は遅延し會議開かれし同夜同國總理大臣より公使館を通じ土産金は速かに渡されたい、それにより歓迎會は勿論通譯書記の給料も支拂ふ、通譯者は肉食を缺ける爲低音にて困ると。予等も其困難に驚き早速田口書記官を以て日本貨一千圓を塊貨に換算せしに何千萬ルーブルと云ふ巨大の紙幣にて大柳行李一杯、自動車にて運送し先方に渡す。土産物の催促も珍らしきが

紙幣の大荷物には驚けり。

會合國は貳拾餘箇國なるも東洋人としては日本人五名のみ、支那も参加なく全部白人たり。特にイタリーよりは百數拾人の議員來たる、是れ同國の救済により現時奥國々民の生活を凌ぎ居る關係なればウインとしてイタリー議員に對し非常な尊敬を拂ふ。驛前より自動車に乗る道筋には毛氈を敷き兩側に裝飾をなす。予等も其歓迎に浴し自動車に乗らんとせしが伊太利人のみに限り、予等一行は疎外せらる、是れ第一に一行が本田公使に對する不平の一聲なり。

會合者は四百餘名、婦人議員二十餘名、勞働黨の新共和國たる議員は仕事着即ち日本で云ふ腹掛・はつびと云ふ服装なり。筋肉逞ましき壯漢の出席は異采を放つ。開會となり獨佛英の順序にて各議員の演説あり、之れを兩國語に譯す。一國の語を知れば全部の了解を得、英語の翻譯はウイン婦人にて英米人に對し通譯を勉む。會議は參日間、初日は委員會、貳日參日本會議にて決議せり、予等の席は向つて右方英米人内にあり。獨逸婦人議員の演説あり、予が一行の今泉嘉一郎氏は獨逸語にて約五分計り陳ぶ、勿論白人の喝采を受く。

會議終つて市中の見物をなす。裁判所は内部を見ざるも外形は立派なり、殆んど閉鎖しあり、多くの法廷は審理公判の實狀は見る能はず。忘れ難き物は博物館にて繪畫の絶妙なるもの饒多なり。予の如き無趣味の者も世界に於て珍重せらる名畫の數多羅列を見ては今殆んど潰滅したる此

國として惜しきものなり。陳列場入口に純金作の皇帝用王冠あり何百萬圓なりと稱せらる。予は其後屢々ウインの繪畫館繪畫の美觀を追想し忘れず、特に其内尤も卓越せる名畫の一つは有名な聖母「マリヤ」の肖像なり。繪畫の全部を評價すれば二億圓以上なりと、予は美術眼なきものなるもせめて數拾の陳列館中の一室丈でも日本へ輸入し一般の觀覽に供したいと思へり。公使館の案内者に處分して今日の危急を救うては如何と問ひしに此繪畫はウインの生命にして國亡ぶるも放さずと。

ウインに於て賣春婦の盛んなる事は美人國とて一層なり、其の亦安價なる事肉の壹片を以て足る。櫻内君曰く、肉を携げて歩けば美人犬の如くに集る、貳、參拾人も日本へ輸入しては如何と笑ふ。或夜櫻内君とダンスホールに入れば妙齡の貴婦人風の美人來る、シャンペンを與ふれば大いに喜び杯を舉げて場中に誇る。風船玉の賣手來る、之れを買ふてレデイに與ふれば喜んで之を四方に飛ばす、滿場の焦點は予等に向られ長くも居られず逃げだす美人中々聞かず追跡せらる、漸く若干を與へて去らしむ。予は獨り數日ウインに滞在し刑法專攻の留學生の案内にて裁判所其他を視察す。夜酔ふて案内者と別れホテルに歸へらんごせしに態度風采の高雅なる貴婦人予を追跡して離れず英語にて曰く「ユー、ゴートン、ホテル」と云ひ戰敗國民として今朝來何物も食せず公園のベンチに入りパンを與へよと、予はエース、バット獨りでは危険なればホテルに居る友人

と同伴すべしと云ひホテルに歸へり出口書記官を頼み追拂はんとせしに同氏外出して居らず、止むなく其儘壹時間計り休み、何心なくホテルの門外を眺むれば驚くべし前の夫人直立不動の姿勢にて待ち居る。予は氣の毒にも思ひ且つ恐れ急ぎ出て行き、長く待たして申譯ない今夜は用あり同行出來ぬと告げ、若干を與へて去らしむ。

ハンガリーに入る

ウイン萬國議員會議を終へ一行五名揃うてハンガリー政府の招待により同國に向ふ。汽船にて大河を遡る、伊太利の議員多く予等は伴食なり。船中にて中食の出づるなく甚だ不快、併し河港を出て遡行すれば兩側の風景は珍らしく面白し、折々右方に古き城跡を見る、之れ「ジンギスカン」の作りしものと云はる。夕刻着す。同夜宮殿に招待せらる、來會者數百人、建物の柱は悉く純金張りにて美觀を極む。來會者中同國皇太子殿下日本語にて挨拶せられしには驚く、貴婦人如才なく英語を以て歡待せられ、通譯により知りしがハンガリーは古昔日本人と人種を同うし兄弟なり、之れより日本を模範とし日本の如く強國たらんとすと云はる。翌日はブタベスト市中を見物し同國産の人形等を求む。

當時ウインには日本人七名居りハンガリーには貳人あり、壹人は日本語を皇太子殿下に教ふる

教師、壹人は繪師なり。歸途は下り船にて伊太利に向ひ途中「トリリス」港に下船す。此港は奥國の良港なりしが戦争の結果伊太利に奪はる。同夜は有名なるベニスに投宿す、ベニスは海中に建築物を築造し通行は小船を以てす、市内道路は極めて少なし、予等も旅館に到るに船にて行く。風俗人情は悪しく不安に感ず、ウイスキー壹杯を飲むに非常に高し、同地物價高きにあらず外人に對して法外に要求す、船賃の如きも亦然り。櫻内君と一夜散歩し労働者風の者より喧嘩を仕掛けられ、暗き處には怪しき女徘徊し不愉快の至り翌日早く發し羅馬に向ふ。途中一行中の湯淺凡平君信用證券を遺失し氣の毒の事其届出をなす後日發見送還さる。

羅馬に入り第一に感せしは昔時豪奢を極めし闘争場の舊跡あり、觀覽席、動物通路の隧道あり廣大なる面積を有す。昔帝王が猛獸を闘はしめ或時は猛獸と死刑罪人と闘争せしめ之を見物したりと云ふ慘劇の古跡なり。夕頃羅馬に着く公使館より迎へられ案内人として早稻田出身の刑法學研究の學生を紹介せらる。羅馬は當時王政の終りにて黒シャツのファシスト黨盛大となり實權を有す。市中不安なり。伊太利皇帝は何等の實權なく現時は保守的の國民黨に因り政權を維持するも實體は甚だ危険にして、或夜予壹人某レストランに入り食事中、數軒隔りし國民黨事務所をファシスト黨襲撃し紛争を起し、近隣の窓ガラスを破る等彼處此處と拾數名或は無數の者追廻し何れが政府黨又はファシスト黨なるや不明、其内銃剣を保持したる官兵數拾名整然とし來り國

民黨事務所を保護す。其官兵は不思議にも暴漢者の逮捕又は追撃をなさず、自若として事務所を守る、恰かもファシスト徒輩の暴行を寛恕するが如し、宿に歸りて聞けば彼等官兵も既にファシスト黨にて默契あるものなりと、市中は毎夜銃聲を聞き各人警戒をなす。

伊太利に於ける異なりたる點は伊太利國政府の統治に服せざる羅馬の政廳あり。貳百餘年以前羅馬法王の領土を伊太利國王に於て沒收し、法王廳へ毎年貳百五十萬リラ（壹リラ當時日本の五拾錢位）を贈呈する事になしたるも當時法王は之を認めず、従つて其贈呈金を受けず今日に到り伊太利皇帝とは交際をなさざるもの、然も予等一行は法皇の宮殿に到り拜觀したるに尤も驚異を與へしは博物館にて建物の立派と美觀は勿論其藏置の物は全世界より集めたるものにて、我國より古昔贈呈したる書翰、武具等數多を保存し日本人として慙愧に耐えず。又寺院に入れば拜殿に到る兩側に交番の如き窓口ある小舎數間を隔て並立す、之れ懺悔堂なり、各堂に僧侶居り衆人より懺悔を聞取る處なり。

伊太利名物の「マカロニ」うどん煮の料理は同市郊外の岩堀内に作りし料理店にて公使館屬の案内にて饗せらる、之れ亦甘味なる事當國に於ける第壹の物なり、普通代金より税金を控除せられしは議員は治外法權を有する爲なりと、資格の有難味を知る。此處より予は一行と別れ數日羅馬に滞在し裁判所と公園其他を見物す。古色の見るもの尠なからず、羅馬には日本人七人在留

するのみ。

羅馬を出發しインターナショナルの列車に乗りスイツツルの「ベルン」首都に向ふ。夜行にて翌朝眼醒むればアルプス山麓を疾走中、右側に見えるは巖谷の壯大と無數の瀧は轟奔として其壯麗言語に絶す。其間貳拾參時間を費す。大陸の風光は小島國の比にあらず、夕頃ベルンに入る。公使館屬の迎ひを受けホテルに入る。スイツツルは實に特殊の獨立國にて人口三百餘萬人、佛伊嶼の三大強國に圍繞せられたる小國なるも全く理想的の共和國にて其組織の大略を擧ぐれば(一)全國民十七歳より四十歳迄皆兵にて何れの家にも銃器を備具し平時治安の警衛に任じ警官なるもの別にし。(二)普通選舉により議員百餘名を選出し、議員總會にて執行委員拾名を選出す、執行委員は協議の便宜上座長を選擧す、之れが議長にして大統領總理大臣たり。(三)議長も議員も一般人民も常に同格にて電車に乗るも同席し、宴會に於ても古參の牛乳屋が上席となり官職により上下せず。(四)議員選舉は殆んど競争なく曰く、彼の家は古くから議員をして居り書物等もあれば彼の者を選ばん。彼の者は學問知識あり又人格者なり、功勞者なりと云ふ標準にて其選舉區にて話合にて選出す。(五)ベルンの市中を散歩し市街道路建物の清潔なる事各家とも商品道具等整然としてあり。(六)盜賊及び犯罪人は殆んどなく、(七)賭博又は賣春婦なく之等は領土の一部たる國際關係の首都たるベルサイユに於て盛んに行はる。

以上大略にて實に快く感じ一夜を明かし翌日は豫定の如くベルンよりベルサイユに向ひ某ホテルに入る。議員の資格は最上の待遇を與へられ予の到着により直に日本國旗を店頭に出さる、恐縮の外なし。一行亦此處に會合しベルサイユ國際會議を傍聽す。會場は廣大なる一階建にて四方全部硝子張り、其内に日本委員の一人新渡戸博士あり、萬國通用語の議論中なり。之より一行は同市の風景をドライブす。新緑清水に映えて爽快なる美麗の都市なり。同地にて佛國の石井大使、獨國の林大使の饗宴あり。予は石井大使及び同夫人とは激論をなしたるも林大使とは論戰せるに老獪なる小供扱ひにせられしは一興なりし、予は常に外交問題に付ては軟弱を難じ、歐羅巴諸國の道德腐敗を痛撃す、歐化萬能の今泉氏とは全く反對なり。一行中法制に通ずるものは予一人なれば論議は必ず予により花を咲かす。此事米國に前以て通せられ佐分利代理大使は予に向ひ一行中の論客として君を迎ふるを光榮とす先鞭を打たれしには閉口せり。

予は亦一行と別れ單獨ベルンに戻り公使館書記の案内にて「アルプス」登山をなす。九月中旬なりしも今月を以て登山は不能となること云はる。早朝出發汽船にて湖水を溯航す、船中にて當國獨立の偉勳者たる三傑の集會所あり。其日の湖水の風景はスイス第一の勝地で今尙記憶を去らず「アルプス」山下に近づけば數多登山のケーブルカーあり、内には全く直立して壹里餘りも登るカ一あり、予は此の登山カーは初めてなれば珍らし。汽船を離れて愈々「アルプス」中一大高山た

るユーゴースラブに登山カーにて登る。行く事二里餘り、八分目にて休憩す、微雪飛び寒き事、暖いものご料理店に命ずるもコーヒーの外なし、それより歩みて絶頂に登る。高山の光景は絶大にして壯觀此の上なし亦峻嶮と絶壁に戰慄す、寒氣強く早々下山、疲れ果て夕刻ベルンホテルに入り一夜を明かす、翌日ベルン市中を散歩し湖水の橋梁下の魚料理店に中食す、實に名物とて甘美のもの當國唯一の料理屋なり。それより時計店に案内せらる、市の中央に世界一の大時計樹立す。「スイス」は世界一の時計産地なり、予は時計屋に入り留つたり時間の違はぬ物を求むと云へば店主は激し此店を侮辱なさるな、留つたり間違ふ時計は我邦では製造しませぬ、唯他國へ持參すると氣候の變化にて一晝夜に壹分位は相違する事あるべしと云はれ、此處で時計を數個求め、尙望遠鏡、寫眞機も求め「ベルン」ホテルを出發す。前夜公使館書記來り旅程はお解りになりましたか、ホテルのボーイの云ふにどうも充分判らぬ様と注意ありしが予は「インターナショナルカー」の一筋道だから間違ひない御見送りに及ばぬと斷り翌朝出發、驛夫に巴里行の列車は之れかと大なる武筒の鞆をボーイに持たせ乗車す。發車後どうも變んに思ふは列車の壹等車には予壹人のみ。特に設備粗末にして不安を來す。壹時間計り進行し停車し乗替を命せらる、乗るご間もなく亦乗替え數回に及び午前六時發より拾壹時に到る間に數回の乗替え、其度にボーイを頼み、時々ボーイのなき驛あり、自己にて貳個の鞆を携へて乗車し巴里に行くかと問へばエースと答へ

最後のストツプはスイスより佛國に入る國境にて下車すれば、驛夫予の鞆貳個を調査せらる。寫眞機、望遠鏡、時計の入りし壹鞆を税關に送られる、之れ新規買入れの品物なり、佛國に入る輸入税を徴すと云ふにあり。予は日本帝國の代議士にして列國を廻りしも一度も手荷物検査を受けたる事なし、望遠鏡、寫眞機は予が旅行用の物、課税せらるべき筈なしと抗辯するも驛員税關中英語の通するものなく、しばらく問答し居ると相當位置の佛人來たり英語にて、此品は佛國を通過するのみにて日本へ持參するものであるとせば課税はせぬ、併し品物は嚴封しマルセーユ驛へ直送すると云はれ遂に鞆は押收せられたり。其時異様に感じたるは予の貳鞆を開き品物を排列し其側に外國人數拾名の荷物羅列せられしが、予の品物は全部新らしく高價の物燦爛として異采を放ち他の白人の荷物は古き物、粗末の物貧弱を極む。戰後國民の困難は旅行品にて推測せらる。佛國官吏は半解の英語にて予のバストポートを眺め丁寧に曰く、バリーに行くには午後六時發に巴里インターナショナルカーありと教へらる、尙ボーイに注意し予の荷物を渡さる。此驛に六時間待つは困つた事兎に角驛外に出てボーイと握手し、予は驛外に出たるも若し道でも迷へば再び歸へる能はずと思ひ驛前の食堂に入り鞆は下に置き貳階に上り食事を命じたるも、英語は更に通せず唯笑うて居る。腹はすく、女中の顔を眺めて居ると女中は了解の態度にて予の下に置きし重き鞆を持ち來り、之を指示してデクシヨナリーと云ふ、予は之れを了解したるも日英の字引

はあるも日佛の字引はなし、止むを得ず立上り女中の衣服を取り下に連れ行き食物の存在する場所に進み肉類と、野菜、ビールを指示す、女中笑ひて持参す。幸うじて食事を遂げたるも先途を思ふて果して巴里に行けるかどうか、巴里に着するもホテルに行けるかどうかと心配したるも成行に任すべし人間の居る處手眞似足眞似にて足るべし、此の失敗旅行も一興なりと觀念し椅子により疲れて眠る事参時間、女中に起され五時出て驛に到れば高きチップの効にて前ボーイ子の荷物を受取り嬉々として巴里ゴーと云ひ、間もなく列車に入る。此列車は國際列車、壹等室には上流の白人男女乗込み居る。予は直に英語にて此列車巴里行と其時間を問ふ。傍らの紳士丁寧な答へられ夫れより予に質問あり、其内主として問はれしは日本人として獨逸を視察し如何なる感想ありしやと、予は獨逸は將來恐るべき國民にて佛國は將來警戒を要すと言へば同意の意を表せらる。夕食も其紳士と同じく午後拾貳時巴里に着す。驛外に出づれば自動車も馬車もなく、しばらく待居ると馬車來たる。直に乗りマジックホテルに入りしは壹時近く、櫻内君の室に飛入れば同氏は心配して、君どうして斯く遅きや、今朝ベルン公使館より巴里の日本大使館へ北井代議士今朝六時發午後五時着の旨電報あり、予は此ホテルに待居る來たらず君に途中變事ありと思ひ眠られず、翌朝見えざれば大使館に到り君の捜査をなす積りと云はる。予の失敗を語り同室に臥す。翌朝櫻内氏はスペインに向ひて出發す。予はパリに居り藤原氏の案内にて裁判其他を見物す。

す。巴里のことは前に來りし時大體を知り記載済みなり、再度來り拾日間計り遊覽せるが此處は實に遊樂處にて若し語に通じ金があれば飽く事なし。此處に記すべき一事は東久邇宮殿下を訪問せし事なり。殿下の御寓居はシャンドマルヌ街エツフェル塔（九百八拾四呎貳五）のある公園の側近にて、予がエレベーターにて上れば直に迎へらる。拾坪計りの應接室にて殿下と相對して語る、コーヒー菓子煙草を饗せらる。殿下は予の巡遊各地に付視察上の意見を質問せられ約卅分間申上げ終はりに予は甚だ失禮なるも此機會に予が皇室に對する卑見を陳ぶる事を許されたと申上げ、第壹皇室の御尊嚴は皇室財産の多きに因らざる事、寧ろ皇室財産は可成減少せられ御入用の額は十分に國民に負はしめ皇室は國民と一體とならせられ其安危を等しうする事を望む、第貳皇室御所有の山林は其面積廣大にして、小島國の日本としては可成御造營に必要以外の部分は民間に拂下げられ度き事、第三御離宮とは指定ある數多の御料地中御不用分例令ば御一代に一度も御使用なき離宮の如きは可成御廢止せられ度き事、第四歴史ある御料地例令ば京都の修學院、桂宮の如きは公民権を有するもの、出願に因り拜觀を許さる事、第五皇室の各殿下も人民一般と可成接觸の機會を與ふる様願度き事、以上申上げたる處殿下は丁寧なる御挨拶を賜はり且つ殿下より貳、參の感想を拜承し、去らんとせしに尙引止めあり、今君が皇室の財産多きを注意せられしが衆議院議員の鈴木梅四郎氏より經濟策の著書を贈呈あり、それを讀むに財産家を攻撃しあり君の

意見も又同様なり。鈴木氏は富豪資産家を攻撃し君の如く直接皇室に論及せざるも日本國に於て財産を最も多く有するものは皇室にして其著書を予に送りしは皇室の反省を求めしならん、君歸朝の上は鈴木君に著書拜見したと傳言して呉れと仰せらる。予は歸朝後議會にて直に其御言葉を鈴木氏に傳へたり。

御暇乞を申し上げエレベーターに出づれば殿下はエレベーター迄御見送りあらせられ國家の爲努力を求む、且つ皇室の爲の御意見ありしは重ねて謝すと御告別の辭を賜はられ有難き涙にくれ御別れ申したり。

巴里より英國へ

巴里より英國に渡り上陸すればサザンブトンより倫敦直行の列車あり。壹等室に入る、美麗と清潔を完備し椅子は最上等のもの、中央に座を取れば直にコーヒー菓子を持參す、約壹時間餘りにて倫敦に着す。大使館員の案内にて「セシルホテル」に入る。貧弱の英語なるも日々の用便には差支なく親しき地に歸りし感あり、此處には壹箇月滞在の豫定なり。室は六シリング（日本の約三圓）。倫敦の感想を陳ぶれば、

(一) 市街の要部は古色蒼然たる老建物にて繁榮地たるビショップ通りは道路狭く電車自動車屋

上の高架鐵道地下鐵道の交通機關にて日中も暗き處あり。

(二) 人氣は一體に落付き老大國たる感あり質素堅實に認む。

(三) 英國皇帝の城廓は金壁燦爛として外には身長の赤ズボン衛士佇立す。

(四) 一大寺院たるウエストミンスターは毎朝鐘聲鳴響し、寺内に入れば薄暗き禮拜所の左右に石棺あり、古代より國家の柱石たる偉人傑士を納めしもの、參拜者の絶ゆるなし。

(五) 予は着後大使館の紹介にて留學中の穂積法學士を訪問し予が政治法律に關する調査事項を語り同氏の努力を求めたり。偶々裁判所の開廷式あり、穂積氏に案内せられ上記ウエストミンスター大寺院の式場に參列す。英國の大法官を初め判事、辯護士及び其夫人家族集合し盛んなる式を舉行せらる、之れ裁判に威嚴を有せしむ、英國の特色なり。

(六) 裁判所は判事は最上の高座に寄り其の後方に國旗を立て陪審員の宣誓には「バイブル」を中心として誓ふ。審問には書記は立會ひ居るも證人の陳述は書取らず、證人調書なくば後日困る事なきやと裁判長に尋ねしに、困る事なし、壹回調べ其日に大概判決するにより訊問調書等は不必要なりと（獨佛とも然り）。予は證人偽證の場合如何にするやと云へば左様の場合は判事の方手控に留置きあり、それにて足ると答へらる。

事件取調べの速かなる事は驚く計り、判事は椅子により眠るが如く當事者より自由自在に訊問

應答あり之れを唯聞き居るのみ。

(七) 英國の議事堂に到り田口書記官と共に議場を見しに日本は勿論他國と異なり下院議員は實員七百餘人あるも議席は參四百人もなく政府委員席も別になく、議場の中央に大テーブルあり其周圍に貳、參拾人集合する形なり、其後方四方議員席あり、國務大臣にして政府委員且つ黨の領袖が其大テーブルに顔を突合せて外套を着し帽子を冠ぶり着席し座談的に演説す。演説者は帽子を脱することを禮とす。論議終つて投票する場合は書記官より院の内外に居る各派の議員に通知す、通知を受けたる議員は各自の居所より登院し議場の入口にある停車場の入口と同様なる出入口を通過す。其通道は參、四ヶ所あり、其の傍に屬官居り個數を點呼す(議員氏名不用)。各議員は其屬する所の入口を通過し黙々として去る。故に投票の議員は身體を所屬の出入口を通過せしむるのみにて議案の如何、贊否も何も念頭になく唯通知により各自の營業所又は事務所より仕事着の儘、帽子外套にて通過するにあり。英國の議會は全く實相は人民の共和政體にて總て政黨により決す。

(八) 英國で特殊のものは郊外にある貧民村なり。全く治外法權にて犯罪人乞食の一群をなし恐るべき處、予は案内者により視察したるも薄氣味悪く一寸降車して見たが暗黒の内不安を感ず。今一つの倫敦の市中の地下室強盜等犯人の潜伏する處あり、之れ亦警察の默許する處にて貧民

村と相待つて警察署は之れを利用し不正團の一部に收縮し一般の治安を維持するにあり。世は惡人の存在を免かれざれば其者の生存する處を與へ悉く之れを監獄に入る方法を避けたる處の政策なり。

(九) 英國の百貨店は最大なるものは大道の兩側に地上地下に連続し一里餘にもなる。

羅紗地は世界に誇る處にて予は皇太子殿下の御作りの洋服屋にてモーニングを作る。參百五拾圓、中々立派にて夫れ迄は獨逸にて作りたる日本の約拾圓の背廣服(併し日本にて紳士用普通の、獨貨暴落の爲拾圓なり)を着しセルホテルの一室に毎日午前八時より九時迄英國婦人ブライアンの出稽古を受け學べり。或日上記モーニング服を着し最後の稽古を求めしに女教師は驚きペリナイスと強く叫び握手をなし愈々最終の稽古なりとて丁寧にせられ歸國後は時折通信ある様話され、尙本日は終日買物等市中をドライブする事も申込まる、禮を知らざる予は之れを斷わり時間なしと陳べしに遺憾の顔色にて然らばサロンに到り我がピアノを聞かれないと云ふ、之れも予は好まざるが斷わり兼ね食堂に接したるピアノ臺に到る。女史は予を其側に迎へピアノを彈す。不可解なる予も音調の高雅と哀別の音を知る。

(十) 倫敦のダークサイドは有名なるピカデリーにて毎夜八九時より拾壹時頃迄大道の右側を往來す、左側は普通人なり、右側は夫を飾れる夫人か用ある様に疾走して向ひ來る男子に接近す一

言を語るなく男子の方も唯見るのみで約七八町の處を何回もなく往復す、往復數回以上になり疲れて佇立すると未だお前も相手がないか私も相手がないと笑ふ、予は數多日本の紳士に此町に會ひしが唯黙するのみ語る事なく終はる。

倫敦にて一日大使館の勸誘により白人の日本劇を見る。夫れは源爲朝の一代記なり、白人の俳優が日本婦人の如き所作をなし演ず、其の白人俳優の技能に驚けり。舞臺に床間あり大佛の掛軸を掛け杉木を植え花道を附け全然日本的なるには敬服せり。

(十一) 予は大體の視察と見物を終へしに橋本信次郎氏長男信之助氏來訪あり、同氏既に一年餘居られ普通の用語は知り予を案内して諸方を見る。同人曰く予は其のレディとドライブを約したれば明日は何用あつても來られぬ、北井さん何か土産はないか、下宿屋の母子が日本の土産を待つて居ると云はれ適當の物求め行かれたしと若干を與ふ。信之助氏中々レディに勤めらる。尙出發の際予は案内人を通じ櫻内氏と共に若干の小使を送りしに後にて聞けば其案内人は同金を信之助氏に渡さやりしと。

(十二) 次に子爵岡澤精一氏の長男留學し居り出發の際子爵より頼まれ予は市外にある同人の學舎に通知したるに同人も亦直に來り種々案内せらる。又ピカデリーに行く、二三回徘徊し歸らんとせしに同人曰く相手を定めなければ何時迄歩いても駄目だと云はれ、夫れでは予は歸りますと云ひ歸宿したり。

(十三) 尙中山曹一郎氏の三男ケンブリッチ大學にあり、予は同大學を見物する爲數里を隔てる同地に向ふ。汽車より降り馬車來る「ケンブリッチ」の風光の高雅と靜穩は自然の樂天地にて快き馬蹄の音を聞き、數町行けば中山氏下宿の外に予を待つ、曰く今頃馬車の來るは貴下なるを知り中食を止めて出迎へりと、同氏は八疊位と六疊位の兩室を借りパンにチーズを附けて旨まそうに食せらる、夫れより同氏の案内にて同地第一のレストランに入り予は中食す、中山氏は既に食したりと待ち居らる、日價壹圓計りの拂ひなるも實に清く美なる食物なりし、夫れより大學を案内し數百年以來使用し來たれる種々の家具、歴代の偉人傑士の肖像を示され尙外苑に出づれば廣き芝生の日光浴に溫雅上品の女學生が喜々として遊び居る、眞に天女の遊園地たり。

中山氏曰く本大學の勉強方法は壹人の先生に壹週壹、貳回教授せられ壹ページ學べば夫れを精密に根本的に鍊修するにあり本の多きを要せずと、學費は壹ヶ月壹百五十拾圓位なりと云はる。予は當國に來たり日本留學生に會ひしも眞面目に勉強せらるものは此の中山氏壹人と思へり。學費も安く場所も清淨地たり、講師又然らん。人格者の養成は得らるべし、若し海外に留學せんとせば此のケンブリッチ大學を最上と感せり。

(十四) 英國にて小學校通學の生徒を見しに普通は午前午後の兩級に分れ日本の如く辨當や書籍

筆墨を持参するなし、當國にては小學校用品は全部學校にて給與する由、小學校の教育年限は六年と八年に分れ武者何れにか入る。

(十五) 倫敦市より數里を隔てたるイーストと稱する特殊の學校あり。生徒は貴族富豪にて服裝はシルクハットにフロックコート華美のネクタイを結び附近に同學校附屬の賣店あり、生徒は自由は何品でも取る、代金は學校にて仕拂ふ故に生徒は財布を持す亦無駄食ひや浪費する事なし。

(十六) 滯在中大使館の参事館たる徳川家正氏より一度招待せられ平民的に快談し外遊の有難味を思へり。

英國より米國へ

大正拾壹年拾月中旬英國倫敦出發大西洋を経て米國に向ふ。船は世界第一の巨船英國の獨逸より捕獲物、六萬噸「マジック」、此船には櫻内君と予の外遞信省の官吏壹名乗込ありしのみ、船内の食堂は參千人を容る、ダンスホールも壹千人以上を容るゝに足る、圖書室あり各種の運動品具備し毎夜種々なる演劇あり、壯大と贅澤を盡せるもの、予は毎日圖書館に於て讀書し居る。或日米國紳士予に談話を交へ予は日本の辯護士にして議員たる事、今回萬國議員會議に列席し歸途米國に廻る旨を語りしに同紳士は米國ニューヨークの商業會議所の議員にして且つ辯護士なりと云

ふ。米國の商業會議所議員は同國にて名譽ある位置なる事、辯護士業は有するも之れを職業的にせざる事を語られ予に對し英語を毎日の如く教へらる、別れに臨み名刺を出され一度尋ね呉れとの事なりし。

船中に於て或夜櫻内君食事進まず發熱しベットに臥す。予は甚だ心配す。同氏は肥大健康無比にして食慾は常に予の倍を取る。歐洲に於て經濟及工業方面の視察研究に努力せられ異境の空氣と飲食の爲め疲れたものならん、肩が張つて困まると云はれ予は餘儀なく肥大の肩を按摩して休ましむ。大船なるも客室は粗惡にて予等は最上等の賃銀を支拂ひたるに拘らず倫敦に於ける案内人が乗船切符を周旋せしに其案内人多額の手數料を貪り日本人なりとて最も惡しき船室を供せられしもの、不快の至り翌朝は櫻内君回復し喜ぶ。若し愈々惡しくばニューヨーク着と共に病院に入り電報にて妻を呼ぶ積りと云はれたり。乗船後八日目にニューヨークに着す。上陸すれば例の如く日本總領事館より迎ひあり、此地に入り直に驚ろきしは婦人に對する尊敬なり。出迎ひの領事館員は予等を案内し自動車を呼び居たるに後に居たるに米國婦人は避けざるとて其館員を突退けり。ニューヨークは大ホテル「ペンシルバニヤ」に投宿す。二十五階の建物、客室貳千餘常に參千人の宿泊者あり、予は五階に入る。米國に於ける視察の重なる點を左記に録す。

(一) ニューヨークは人口六百萬餘人世界第一の都にて特に高架建築物は世界に冠たり。ウォル

スの六十四階を最高とし何れも貳、參拾階の建物突出し市中の雑沓は名状すべからず、繁榮の處にて横切らんとするには壹、貳分待合はすか若くは婦人の跡に従へば無事なり。此國の婦人の威勢は他國になくエレベーター昇降にも婦人居れば脱帽す、自己の雇人なるも禮す。電車に乗り婦人來たり席なくば男子は必ず立つ、若し婦人と争ふと警察は常に婦人に同情す。

(二) 投宿と共にボーイに案内せられ鍵を與へらる。其儘何時迄居るも何人の來るなし、呼鈴あり、電話あり、電燈は寢室、浴室、寢臺各所に備へられ明かなり。予は呼鈴を鳴らせしがボーイ來り茶を命ずれば食堂に行けと云ひ、電話器を指示して之れを使へと云ひ、繪葉書切手を求むれば賣店に行けと行ふ總て失敗のみ呆れて一夜を過ごし日本服のどてらを着て讀書し居るとメイド來り掃除に係る、予は之れを制止し今予は外出する後に掃除して呉れと云へば、掃除を要せぬか後でする時間なしと云ひ掃除せずして去り來らず。予は洗濯物澤山あり、如何にせんと沈思默考室中を詳密に調査すれば案内記あり、漸く了解し戸を開けば新聞あり、戸の裏に洗濯物入れの袋あり之れに洗ひ物入れ置けば翌朝は洗はれし物其袋にあり、居る事壹週間計り段々慣れ郵便も自ら出し來信も自ら受取に行く。此ホテル内蒸風呂あるの揭示あり、之を試みると尋ねしに聞いては行き數町以上も何處となく漫歩し漸く浴場に達せるも歸途を心配す、ホテル内にて道に迷ふ事免かれ難し。此ホテルには毎日ホテル内の記事を發表す、日刊新聞あり壹萬部除、ホテル内に賣

らる、大廣間には毎夜活動寫真にて世界の記事を描出す。

(三) 滞在中ニューヨークにて議員選舉あり、投票所は各町の樞要地に郵便函の如き投票箱あり看視人立會ひ居るのみ、選舉人は投票紙を其函に投ず。投票紙には黨派の名稱あるものに對し自己推選の黨派以外の記載を抹消して投函する簡單なる方法なり。

各新聞社前は勿論ホテル内外大商店其他人民の集合する處には活動寫真にて其形勢を表示す。予は新聞社の前に佇み見れば某々候補者退却或は危險とあり亦酒を飲む影畫を顯はし我々は何時得るかと禁酒法案に對する反對意思を顯はす、市中舉げて選舉の結果に熱中す。候補者の演説を傍聽せしに候補者壹人約卅分間も陳ぶれば聽衆席より簡單なる質問を發し候補者は之れに答ふ、候補者は實力を要し眞の言論戦を以て競争場裡に立つものなり。

(四) ニューヨークの第一の紳士にして勢力家は會社の社長、銀行頭取或は商業會議所の議員等にて官吏又は政治家は其下位にあり、一流富豪は官吏又は議員等とは余り交際せず彼等は自己の使用人の如き感を有するものあり。

市中も夜中は物騒にて屢々犯罪行爲を見る。ニューヨークにては金を持ち居れば大抵の犯罪は賄賂にて免かれ金のなき者が監獄に廻はさる。

ニューヨーク市政は長くタマニー派に據り同派の勢力と跋扈は公然と利權を獲得す、同派の選

舉運動は選舉期日に拘はらず平素連続して行ふ。勞働者貧民の有權者に對し時折自動車に乗せ市外の遊園地たる海岸に伴ひ芝居を見せ飲食を供し以て投票を求む。米國は議員のみならず知事の選舉は勿論判事の一部も選舉す。予は同市有名の辯護士に會し種々なる質問をなし、判事の選舉は黨派により決するとせば其判事は執務中黨派心を有し偏頗なる裁判をなす事を免かれざるべしと云へば、自然黨派人に因り裁判の公平を缺く事は免かれずと答へ、予が判事は一般人民より選舉する事を止めてはどうかと問へば、辯護士團より選舉する事に改めて可ならんと答へ何事も選舉に因る事を理想とせらる。

(五) ニューヨークの公園の大なるものは北方にあるブロックス公園なり、ニューヨークより特別急行の地下電車に乗れば拾五分間にて數里を隔つる其公園に出づ。ニューヨークの噪騷地を避け降車すれば一變し廣大清閑の地に出づ。動物園ありて虎を自由に放ち絶壁を以て逃を防ぐ、公園の廣さ何里にも亘る由、米國は何でも大きく夜芝居に行けば劇場の大なるは勿論實物の大象を數疋舞臺に出して曲藝をなさしむ。生きたる駿馬に跨り舞臺に於て競馬をなす。特に不思議なる見世物は數拾人の婦人が一列に並行し池水に沈み入る事如何なる仕掛なるや知る事能はず。舞臺の内を兩階し兩側より電話にて話し會ひ急に一面の大幕を張り其幕には數百の花輪あり、其花輪は音樂と共に人口に變じ遂には數百の花は數百人の美人と化す以て觀客を一驚せしむ。

次にニューヨークは數日にして去りワシントンに行く。停留場にて見送の大使館員よりタフト氏同車の事語らる。乗車すれば一等車には數名の紳士のみ、タフト氏は前大統領にて現高等法院長たる盛位赫々たる大人物なるも共和政體の民主國とて何の隔てもなく予の近くに着席せらる。發車後予は名刺を呈して挨拶すれば喜んで答へられ曰く、先年日本に到り日光其他を見物す、井上侯、桂公、伊藤公を知ると云はる古き嘶なりし。

ワシントンに入る

ワシントンに着、豫定の宿舎に入ると間もなく櫻内氏來り同宿す。翌朝起きる内に佐分利代理大使見えらる。予は寢臺にありて眼を擦りながら佐分利とは誰れと問ふ、其内櫻内氏起き來り佐分利君は米國の代理大使なりと云はれ、餘り手輕き訪問に予も驚き起き丁寧挨拶し予はワシントンに於て政治上法律上に付視察したきに因り其便宜を與へられたしと云へば、兼て御名前は歐羅巴より通知にて承知す。第一に大統領に面會方を頼み尙予は案内者通譯として日本人の周旋を求む。佐分利氏は何れも直に承諾せられ兼て案内者とし通譯の爲留學中の某氏を紹介せらる(歸朝後も書面の往復ありしに氏名を忘れしは遺憾なり)。

翌日は午前十時大統領の官邸ホワイトハウスに於てハーディング大統領に面會せらる。佐分利氏

通譯にて予と櫻内氏は前夜研究したる簡明なる問答を準備し到着すれば玄關直ぐ五坪計の質素なる待合室あり、待つ間もなく次の拾坪計りの大廣間に大統領一人予等を迎へらる。室の前方には芝生と泉水あるも實に簡易なるものにて大統領の官邸として驚歎の外なし。ハージング氏背高く予を眼下に見下す。櫻内氏の肥大は此處でも異采を放つ、玄關にて新聞記者に包圍せられ玄關石段の上に予と櫻内氏を並立せしめ撮影す、恰も櫻内氏のボーイの如し。翌日の新聞にても大小の寫眞に予の不快やまず。案内人が新聞焼増して日本に送りてはと勸められしも予は拒絶せり。大統領との談話は先づ予等兩人より軍備縮小の爲世界に率先して盡力せられ、其効果を挙げし事人道の爲日本人民に代り感謝の意を表すと述べ、尙一層の御努力を望むと云へば大統領は莞爾として終始快談し、日本の政黨の幾派なるかを問はれ其主義政策の異同を尋ねらる。予等は政友民政の兩派の對立にて大體予等所屬の政友會は積極方針にて民政黨は消極的なり、主義としては然るも自派の信ずる國利民福を計る政策を實行する爲には政權を掌握する必要あり、然れば多數を利して内閣を自黨に依り組織する事を常に目標とせらる。選挙の競争は益々激烈となり費用の多大を要するに到ると陳べ終る。大統領は偉大の手を以て小供の如き予の手を強く握り上ぐ今尙忘れず、此處でも櫻内氏は堂々たる態度にて遜色なく握手す。

ワシントンは米國中で尤も落附きよき清閑の地なり、政治、法律の中心は此地にあるも同國繁

榮の淵源たる商工の市街はニューヨークとシカゴなり。ワシントンにて第壹に圖書館の偉大なりと其完備せる事世界第一なり、日本の和漢の書物も全部あり。第貳には郊外にワシントン墓地あり、獨立建設者を唯一の偉人として風景佳美清淨の地に祭る。第三には人情風儀の高尙なる事。予は此地にて裁判所の一部として不良女子を感化する保護所に到りしに輕微の犯罪又は不良の女子を收容しあり、之れを見るに全く良家の女子を扱ふと同様唯外圍を設け脱出を防止しあるのみ。亦婦人判事として特殊の裁判所あり、ワシントンには女裁判事務を統一する官廳あり、其副長たる女判事は予の宿所を親しく訪問せられ種々の便宜を與へらる、日本へ一度來たいと。四拾歳位の未亡人にて遺産約五拾萬計りあり、郊外に別荘あればドライブして一日案内すべしと云はれしも予は其時間なきを以て斷わり予より晚餐を饗し告別せり。

佐分利代理大使は大使館に予等を招待せらる。夫人は故小村公爵長女なり、共に款待せられ種々失敗談をなし今迄類なき親しみある晚餐を受けたり。

米國北線横斷

ワシントンより太平洋に出づる鐵道線は中央、南、北の三線なり。予と櫻内氏は北部線に因りワシントンよりニューヨークに戻り此處より「ナイヤガラ」大瀑布を見物する爲ライオン遊覽電車にて

ナイヤガラに向ふ、電車を降り自動車に乗り進行す。瀑布の音響は壹里も遠き處迄遙かに聞ゆ。近づけば數町の廣き河あり轟々として落下す、茶店に入り瀧壺に入る爲雨具を着けエレベーターにて降る。瀧の廣大なる事高さ壹百六拾七呎、幅壹千六拾呎、幅は高さより六倍す、幅の廣さこ水量の大は以て知るべし。瀑布の近き處に鐵橋あり之を渡り下流に到れば景色の佳絶なる事世界の冠たり、惜しくも去り歸途に付き愈々ニューヨークよりシヤトルに向ふ。

デットロイ市に向ふ

北方線鐵道に乘じ途中下車驛として「デットロイ」に降り自動車製造所のフォード工場に到る。工場を廻りする、廻轉車に乗り自動車の一部たる發動機製造用材料の單なる一部を其廻轉車に載せ工場内の各持場を順次進行す。其發動機材料は數十人の持場による加工の爲完全なる發動機となる、それと同一方法にて自動車の各部を順次廻轉進行と共に形成するに到る。廻はり廻はつて約壹時間に壹萬人餘の持場を通過し終り約壹分間に壹臺宛完全なる自動車となり予等は其自動車に乗つて自動車置場に到る。此工場は五萬餘人の職工を使用し壹日壹萬臺以上自動車を製造する世界一の製造所にして其持主のフォード氏は此成功により巨萬の富者となりしと、價格を聞けば小形の輓車は日價參百五拾圓なりと。

同市に泊し翌朝九時黄色の自動車に乗り停車場に到り懐中の財布を探ぐりしに意外に存在せず、確に今の自動車と思ひ驛外に引返し見たるも同様のもの數多あり不明なり、予は直に驛長室に到り今自己の懐中物を自動車に置忘れし事を告ぐ、驛員出て來て待合の自動車を全部検査したるも見當らず、前夜宿りし宿所に電話にて遺失物の有無を問ひしになしと云ふ、財布は巴里で求めたる鱈皮に金箔の縁取りあり内には現金の外乗車券、名刺、煙草を捜入し寸時も懐中に無かるべからず、自動車内にて煙草を吹ひし覚えあれば自動車内に忘れたる事明かなるも現金存在の爲途に發見者に於て隠匿されしもの、其内櫻内氏來り發車の爲更にシヤトル迄貳百餘圓を支拂ひ(櫻内氏に借り)乗車券を求め出發す。今回旅行中失敗の一つなり。

シカゴに入る

シカゴはミシガン湖の邊りにて面積日本の本島に近き一大湖水を受け土地豊穰なる事北米の最たるもの、人口四百萬人世界第貳の大都會なり、其繁榮はニューヨークに次ぐ、位置北方ミシガン湖に因る、耕作物は農業とし無限の産地たり。シカゴ市は商工を以て世界に冠たり、其一つは屠牛場にて予等見物に向ひたるに途中に於て屠殺場に曳かれ行く憐なる牛を見る、現場より十町程離れし處にて既に生臭き空氣を生ず。現場に到着の牛を電力にて引込み、エレベーター板に載す

牛は拒んで進まず後より電氣線にて追立つ牛は驚き厩所に入る。這入ると第壹に頭蓋を打撃し倒す、第貳に首を切り、第參に四足を切り、第四に胴をエレベーター板の進行と共に各持場の職工の鋭利な刃物に依り順次切斷す、斯くして骨、皮、肉と分類せられ肉は細片に切り之を次の工場の罐詰所に送る、罐詰所は肉を罐詰とし順次標紙を貼り個数を點檢し荷造場に造る、荷造場にて荷造り運輸に託す。此間予等はエレベーターに附添ひ巡視したる處約壹時間計りにて生牛は罐詰となる。尤も嫌なりし處は腹部を切斷し生血を流す、嫌に生臭く不快を極め見るに耐へず再び斯様の所は見るものでないと同所は速かに去り歸宿したるも衣服は生臭く洗濯屋に送りしも其夜は食事も嫌なりし。壹日生牛壹萬頭以上を屠る由。

シカゴでは桑山領事親切に案内せられ且つ晚餐として自宅に招かれ同夫人と共に歡待せらる。同氏は其後間もなく歸朝を命ぜられ米國より同船し家族同伴にて船中にてシカゴ在勤の感想談に夫人曰く、外交官に娘を遣らぬ事、シカゴにて小兒を育つる能はず皆故郷に歸へず故親子の愛を喪ふ、海外に於て外交官としても家庭は寂しく小兒等の遊び友人もなく、經濟は本國と出張地に分れ、派手の外人と交際し領事位で貯蓄は出来ぬ、今回歸朝し再び海外に任命せらるゝも妻子は日本に居ると云はれ外交官の妻たるものゝ心得べき事と思へり。

桑山領事の紹介にて案内者島津某と云ふシカゴに貳拾年在住し宗教家にて人格ある方、種々懇

切に盡され特に子がデットローにて喪ひし乗車券拂戻に付ては努力せられ一切を委任し置きたる處歸朝後間もなく貳百餘圓を送金されたり。

シカゴは貳、參日間の滞在なりしが予の失敗は或朝ブラックストンホテル五階の室より電話にて「ギープミイ、ブレッツクファスト、ハーリー」と通せしに朝飯は何時迄待つても持ち來らず、其内職人風の男子の室に入り手に玄翁と鋸を持ち天井より壁を見張る。予は此時直に氣附きたるも知らぬ顔をして用なしと告げ歸へす。是れは予の不熟鍊なる英語の間違ひにて恥入たる失敗なり、予が朝飯を命せしも語音の誤りより「破損あり早く」と解し水漏れでもあると思ひ大工を遣はしたるもの、改めて正しく朝飯を命じ沈黙し居りしも櫻内君に悟られ笑はれたり。

シカゴを出發し加奈陀のパンクパーに向ふ。貳、參日間全く直行同様にて予等兩人はコンバートメント特殊室にて、手洗、用便の専用あり、上下の寢臺と外にソファ一貳つあり列車内に乗客の談笑するサロンあり予等も其室に到り展望すれば何れを見ても平坦なる耕地と牧場なり。數日進行後ロッキーマウンテン通過す、此地山林地帯にて「ホールドアップ」(強盜)が夜中汽車を襲ふ事ありと聞き、本日乗込みたる貳、參人の乗客は面相悪しくサロンにて賭博をなし予等に勸誘す、今夜予等の車室を襲ふかも知れず彼等は合鍵を有す故戸の錠のみを頼りとするは不安なり戸の開かざる様室内よりトランクを積累ね萬一の防禦とし臥したるも其夜は何事もなく、翌日は怪しき

乗客は去り安堵す。山林に這入れば英領加奈陀のバンクローパーに達する迄森林のみ、飽き果てたり。シカゴより此處迄、參回停車せしのみ、長距離を單調に送りバンクローパーに達すれば領事の出迎へは勿論福川忠平氏經營の米國林業出張所の顧問池田氏の迎ひあり、豫定のバンクローパーホテルに入る。翌日は齋藤領事の招宴に出席し、福川氏の民事々件あり、偶然辯論期日に當り予も裁判所に出て擔當辯護士ローソク氏に面談し且つ其事件の取調べを見る。法廷の様子は談話的にて進行早く、刑事々件は検事は普通席にて自席より公訴の趣旨を陳ぶ。證人は判事の側にある一段高き證人臺に登ると原被双方より質問す、刑事なれば検事、辯護人より質問す、判事は眠るが如くに聞き居り取調終れば直に陪審員の判決を待つ爲休憩す。米國にては民事々件も陪審あり、間もなく陪審員は出て來り判事に向ひ評議の結果を報告す、判事は直に刑を言渡す。

福川氏買入れの山林は僻遠の地にて特にバンクローパーより別仕立の船を要し一巡し來るも貳拾日間を要す。齋藤領事曰く、山林なれば無くなる事なきも伐採等の經營は困難なりと云はる。池田氏は調査書に依れば壹億圓以上の價額あり、將來を待てば大成功なりと予には解らず裁判所の事に付き注意し兩日滞在しシャトルに向ひ、同所に中食し夜行にて桑港に向ふ。バンクローパーよりシャトルに到る間は東北の山麓大樹の鬱蒼たること數百哩に及びシャトルにて森林學校の講堂を見しに千年以上の大木其儘の丸太を以て全部の建物を作りあり、樹木の太と其豊富なる事

一見して知る。ドライブして大木の許に到れば洞穴には乗車の儘自動車を容る、如何に大なる木なる事か。バンクローパーより桑港に到る約一千哩間の貳晝夜は、右方は太平洋に面し左方は森林帶なり。此樹木を伐盡す事將來何百年を要するや、此木材が日本に輸入する事船賃と關稅問題の調和を得んか容易にして日本木材に對する永久の打撃なるべしと思へり。

桑港に着し同地最上のホテルに入る。特別室にて室料壹夜八拾圓前に徳川公爵の投宿せる室、予は躊躇せしが櫻内氏自分が出すと云ひ其室に入る、成金先生と同行は貧弱の辯護士の迷惑たるも忍耐して同宿す、總領事を初め同地在住の有力者、新聞記者の訪問盛んにして日本の開港地に入りし感あり、室の立派には來訪者を驚歎せしむ。櫻内君得意として此處は旅行最後の地にて日本人數多あり排日も盛んなる際政友會有力議員として室代位は惜むべからずと尙三日滞在す。食物の上等なる事旅行中の第一なり、併も予は自動車にも乗らず市中を散歩し種々の見物をなしホテル近邊にて林檎を數個買ひ、ポケットに入れホテルに於て之れを食す。櫻内君曰く、君往來で果物を買ひポケットに入る、事は止めて呉れと云はる。

桑港の視察を済し在留日本人の切望に因りロスアンゼルスに到る。日本人會の代表者歓迎あり、ホテルも定めあり。予には静岡縣伊豆出身のホテル業者の山本氏接待人となり亦櫻内氏も同様島根縣人の接待人あり、何れも自己の自動車にて案内せらる。ロスアンゼルスに日本町あり日本人

五萬人を算す、牛肉屋其他日本商店と同じ、或商店にて物を買ひしに主人丁寧に挨拶し予等の氏名を呼ぶ、どうして知るか云へば新聞で寫眞を見て知りし云はれ之れは油断はならぬと警戒す。予等兩人の爲同夜牛肉屋に歓迎宴あり、同地在住日本人の成功者數拾名出席し頻りに政談を求む、酒興進んで歡酣なるに到り出席者の寫眞屋起立し兩代議士に質問すと云ひ熱列なる口調を以て母國の政治家は我此地の同胞が米國政府及び白人の爲め徹底的に苦しめられ居る事を知るや否や、出席の兩代議士は米國と開戦すべき決心ありや否や、此兩點を明かに説明せられたし。在米拾五萬人餘同胞の決心の指針とすといふにあり、予等は之れに答へて勝つべき見込あれば戦ふも可なるも日本は遠き米國を征服するの力なしと云ひ種々歡談を遂げ異境にあるを忘れ散會す、或夜ロスアンゼルスにて櫻内氏と漫歩しながら書司屋か蕎麥屋はないかと私語すれば後より日本語にてあります教へてやりますと場所を指示せられ日本人經營の蕎麥屋に入る。

ロスアンゼルスは日本人發行の日本文字の新聞二三あり、當時移民禁止問題より在留日本人は日米の開戦を豫期し居り昂憤の記事を見る。此地に兩日滞在し風光絶佳の海濱にドライブし坦々たる平野を走る、兩側には豪奢に誇る白人の別荘、邸宅あり、理想的の建物、庭園を有す、之れに反し犬小屋に等しきバラック建の小舎あり。之れが日本の移民の住家たり。案内人曰く無限の荒屋を日本移民刻苦開墾すれば完成後間もなく追拂はれ荒野に移さる。然れば日本人は數年と一

定の住居を得ず一時的の小舎に整居す。加之排日方法は其手段到らざるなし。日本移民に土地の所有權を許さざるは勿論選舉權もなく今迄は此地に出生したる者は日本人の子と雖も米國憲法に依り米國人たる資格を得、選舉權を與へられしが近々其數の増加を見て父母の日本人たるものは其子米國に出生するも選舉權を與へずと議論を生じ其議案の提出あるに到る、此案成立せば永久日本人は米國に於て奴隷たるを免かれず憤慨す、吾人も亦同情に耐へざりし。

桑港に到着しコリヤ丸にて出發の前夜總領事を主とし同市日本人經營中の銀行及び會社、商店の重要な支配人又は主任たるもの七八名より予等兩名を招待せられ拾名内外の小宴にて牛鍋を共にし歡談す。出席者打ち解け各自腹藏なき意見を交換す。談論の要旨には(一)日本人民の人口増加と共に土地狭く其發展は太平洋沿岸の此桑港よりバンクーバーに到る一帯の地は天然自然に大和民族の發展すべき位置なりしに惜しいかな徳川幕府貳百五拾年間の鎖港攘夷の政策の爲英氣ある國民の發展を阻止し、北米大陸に對し東方太平洋沿岸は歐羅巴の白人により開拓せられ今日の發展をなす。若し我邦幕府時代に於て開國の方針を取りしならば此太平洋東海岸は今日日本人の勢力範圍なる事明なり。(二)現在の排日政策に反抗し米國と争うに於て戦争の覺悟を要す。戦争の勝利を得るには日本單獨にては勝利の見込みなし、北米合衆國は白人主腦たる其系統は數多あり、佛蘭西系、英吉利系、獨逸系あり、若し日本が大戦争に對し獨逸に參加し、英佛米の聯合軍

を撃破したる場合は歐洲全體は擧げて獨逸の勢力範圍とし、支那問題は日獨露三國に於て管理せば事實は日本が主たる國なりし惜哉日英條約を遵守し積年の敵國たる露國と同步調を取りし事今は餘儀なく、北米と戦はんとするには英國の外獨逸と結び北米人中の獨逸系統を勸誘し佛蘭西系統を排斥し、此處に日英獨の聯合に依り米佛に當る。即ち北米内部に於ては獨佛兩系をして相争はしめ外部より英國は加奈陀問題を以て北米との衝突を計り、尙尤も先手として戦はしむるもの北米に在住する黑人壹千萬人あり、日本は支那を懷從し後援たらしめ太平洋に於て對米開戦の主動者たる事、日本の宣戰布告は太平洋沿岸に大和民族の發展を阻止する排日行爲を打破するにあり。其目的を達すれば直に平和す。

以上の如く夢の如き問題に熱中し牛肉の焦るを知らず、夜は十一時にもなれり。翌日出帆のコリヤ丸に乗る。驚きたるは船の小さき汚なき事大西洋を最上船を以て航したる感念より何となく寂しさを見る。櫻内君乗船と共に日本服に着更へ五紋付の羽二重羽織に仙臺平の袴、白足袋に雪駄を穿つ、白人婦人珍らしがり日本人は指が二本だ、其雪駄をこらへて見せろと云はる。船舶貧弱なるも日本人多く日本へ歸へりし感あり、特に乗船中後藤海軍大佐は大酒牛飲大に騒しく「コンサート」も屢々催され日本劇にて日本語なれば外人は拍手する人なし、茫然として居る。ダンスは中々盛んにして日本人にして長く米國に居り夫婦伴れで歸國の夫人あり、肥大なる身を以て愈

々最後の送別宴に於て予送提へ無理にダンスをせらる。愈々明日着の前夜になると若き留學生の一人は落附かず、妻子は迎ひに来るなど云ふてあるに迎ひに行くから船室の番號を知らせよと無線電話ある、返事をしたものかどうかと居合はす人に相談す、三年目だからきまりが悪いなど喜びの餘り歩き廻はる。翌朝未明誰れ云ふとなく富士山と云ふ聲に一同甲板に出づ、櫻内君も寢衣の儘君富士山が見えること云はる。昨夜眠りしものは尠なからん。横濱波止場には妻子迎へられ着船前のランチに高橋泰雄君、静岡縣會議長中村四郎兵衛君迎へあり。尙波止場に福川忠平氏あり、中村、福川兩氏の迎ひは變だと思ふ。上陸後直に電車に乗らんとすれば本部よりの事務員來り漸時休憩して發車せられたし、東京驛迎ひの都合ありと依つて船宿にて夕食し東京驛に着き群集の歓迎を受け逐一挨拶し、波子に大切なる手提を持たせ予は先づ築地事務所に寄り午後七時頃大井町に歸へる。之れ拾貳月拾日なり。

第五編 衆議院速記録

第四拾壹議會本會議

第四拾壹議會 大正八年壹月貳拾貳日(水曜日)施政方針に關する北井波治目の質問

◇議長(大岡育造君) 北井波治目君 「拍手起る」

◇北井波治目 昨日來國務大臣に對する質疑應答が數多有りまして、私の承らうとせる點も略々判明した所が有ります、且時間も移つて居りますから、極簡單に御尋の趣意を申し上げて伺ひたいと思ひます。第一に内閣總理大臣に承りたい點は、文官任用令の事で有ります、先づ御尋の要旨を申しますれば、文官任用令を政府は改正の必要有りと御認めになるか否や、或は全廢する御意思が有るや否や、若し改正の必要ありとすれば、其改正すべき範圍は、如何なる程度に擴張される御趣意であるか、又何時改正になるか、此の三點に分けて總理大臣の説明を願ひたい、と申しますは、現内閣の成立は、過去數多内閣の成立と、餘程其趣を異にして居る様に考へます、現内閣は所謂政黨を基礎とする内閣であり、多年在野に於かれまして政黨政治を主張し、高唱されて居つた、されば今日内閣が變動し、現政府が成立するに付きましては、吾々始め國民の多數は

現政府に向つて多大の希望を持つたので有ります、惟ふに此政府は幾多従來の宿弊を一洗して、必ず各方面の政治政務に於ける廓清を遂げられ以て人心を新にするで有らうと云ふ事を、吾々は期待したので有ります、而して成立後既に四ヶ月餘、未だ本員は是と申して、現政府が國民の人心を新にする程の大政策を行つたことを見ぬを遺憾とするので有ります。惟ふに如何に現内閣諸公が有爲手腕が有りましたも、其閣僚の僅に十名内外、若くは特別任用令の數輩の方が内閣に居られて、政務の局に當つて居られても、多年の事務を十分に貫徹するやうに行ふに付ては、此人達のみを以て行ふことは出来ぬだらうと思ひます、如何に法律規則が有りまして、主義政綱の宣言等が有りまして、之を行ふべきものは、要するに人に在るので有ります、敢て政府の事業のみとは云ひませぬ、民間の事業に於ても亦然り有ります、果して然らば先づ以て何故に政府は第一に文官任用令の御改正をなさらぬので有るか、或は之を全廢し、若くは其範圍を擴張して、而して數多有爲の同志の人材を御登庸になつて、各方面に之を入れまして、而して政務の刷新をなさらぬので有りますか、惟ふに多年先輩の政治家は、此主義を以て主張されて居りまして、政黨内閣では、此事は行はれると思つて居りました。國民は之に依つて長らくの藩閥、若くは官僚の弊を一掃することが出来ると思つたので有ります、然るに何ら見るべきものがない、如何にしまして、此點を本員は甚だ遺憾に思ふので有ります、故に願はくは此の改正の範圍は言ふまで

もなく、高等官三等は何年間在らずんば、高等官二等になることが出来ぬ、其他斯く窮屈極まる、所謂従來の藩閥若くは官僚の墻壁とも謂ふべき文官任用令に對しては、何故に現政府は先づ以て之に改正を加へぬので有りますか、聞く所に依れば、政府亦此改正の必要を認めて、調査研究されると云ふことを本員亦耳にする、去りながら調査研究と云ふことは、屢々従來の官僚政府が言つて居る。何か尋ねれば調査研究の上、而して一時を遁れて壹年貳年參年を経つて、其事が御流れになることは、數多例が有るのであります、政友會大政黨を基礎とした此の内閣に於ては、此文官任用令に付ては、常に従來に於て御研究御調査になつて居ると思ふ、何が故に速に此事を御實行にならぬか、故に改正の必要があること云ふが如き御答辯では、本員甚だ不満足である。何時如何なる範圍に於てさるゝと云ふことに付て承ることを得たならば、自分の光榮とする所であり、此が總理大臣に對しまして御伺ひしたい一點であります。

次に内務大臣に伺ひたい、一應御尋ね申す要旨を申しますから其點だけを簡單明瞭に答辯を得ますれば宜しう御座います。昨年起りました米騒動事件の原因は現内務大臣は如何なる點に在りと御認めになつたか、而して斯くの如き騒動は將來も起るやうな虞なしと思召すかごうか、現時の状態に於きますれば、彼の當時より米も高く殊に、世界戰亂の結果と致しまして生活難を來しましたし、思想の變化が數多有りますから、事が起つてからは仕方がない、事が起つて御手許金の

御下賜、富豪の寄附、或は制度、調査研究、是は甚だ手緩いのであります、晚いので有ります。故に當時の米騒動に於きます原因は、今の政府の如何なる理由から起つたもので有るか、言ひ換ふれば、米が高く窮民が生活難のために起つたもので有ると思召すか、尙是は原因が他に有るのではないか、或は思想界の變化に依るのではないか、若し米が高い爲に起つたものとすれば、今日の一層高い時に何故起らないので有るか、政府は惟ふに此事に付きましては、充分御研究になつて居ると思ふ。當時、曩の水野大臣に本員が承はつた時分には、曰く「原因は未だ不明である、専ら豫審中である、裁判中で有る」と、斯ふ答へられたので有りますが、今日各方面の米騒動の事件も大略済んだ様に承つて居りますから、今日に於きましては、其の當時の原因は如何なるもので有るかといふことを、吾々國民は聴きたいので有ります。而して斯くの如き問題が再び生ぜざるための是は第二の質問で有ります。斯くの如き問題の起らぬ爲に、政府は今如何なる方策若くは手段を御取りになつて居るか、斯ふ云ふことを承りたいのです。

第三に於きましては、萬一斯くの如く御執になつても或は何時不祥な事が起らぬとも云へぬ。今日世界の状態、國民の状態、物價暴騰の状態から見ますれば、如何に政府が御努力になつても如何なる事が突發せぬとも云へませんが、其の際に於きましては、如何なる方法を以て鎮撫するので有るか、此點に於て前水野大臣の答は斯ふ云つてゐる。「警察は群衆の蜂起して來た時分に於

ては、到底此れを鎮壓することが出來ぬ、警察は平常の治安を維持するに足るのみで有りますから、群衆が蜂起した時分には、軍隊を以て鎮壓するより仕方がない」僅かの群衆が蜂起したる爲に、悉く軍隊を以て治むることは甚だ吾々國民は好まぬもので有りますが、乍併彼の米騒動の時を想起致しますれば、軍隊を以てやるより仕方がない。今の内務大臣は若し事有つた時分には如何なる手段方法を以て、之を鎮撫される方針で有るか、是は吾々承りまして國民として安心を得たいので有ります、若し此の點に於て充分なる手段方法等を今日に於て御計畫抱負無き場合に於きましては、吾々國民は平常安心する事が出來ぬだらうと思ひます。此の三點に於て伺ひまして、何卒内務大臣が一前のを繰返して申しますれば、米騒動の原因は斯ふ云ふ譯で有る、而して現時は斯ふ云ふ方策を取つてゐる、事の起つた時分には斯くの如き方法を以て鎮撫すると云ふ事に付きまして、此の議場に於て宣明を得たならば、國民は安心するだらうと思ひますから、此點に於て質問致します。

次に陸軍大臣に極要領のみ申し上げますが、西伯利亞出兵の是非の事は申しませぬが其の方法で有ります、今回の出兵は以前の日清、若くは日露の事件とは異りました、其の出兵の方法を見ますと、先刻露領出兵の経過と云ふものを御廻し下さつて、其れを見ましたが三ヶ師團ばかりで有りまして、七萬幾らが出て居る、而して今廻しつゝ、有るのは斯ふ云ふ風になつて居りますが、本員

が各方面で聞く所によりますと、今度の出兵の方法と云ふものに付きまして第一に伺ひたいのは、各師團の全國管區から様々に、僅かづゝ取つて之を編成された様な形跡が御座います、是はどう云ふ譯で有りませうか、故に或る村に於て或る兵員が有ります、其の中拾人の中壹人、貳拾人の中貳人と云ふ様に抜き／＼に取つて編成さるゝ、例へば小倉師團に吾々の知つて居る東京の第二衛戍病院の衛生隊を附けてやる如く、抜き／＼に在郷軍人を取りましたので人民が疑ふので有ります、是は併し政府の何かの都合に依る事で有りませうか、此村に拾人貳拾人の在郷軍人が居るのに壹人貳人取る、其の點に付て甚だ疑惑を懐きます、何故に斯ふ云ふ方法を取られたか、さうせずに師團々々に於て全部御取になつて、さう全國に妙な方法で御取りならない方が宜しからうと思ふ。世人は是れは、休職の將校を慰安するために、斯くの如き結果を生じたと云ふので有りますが、斯くの如きことは有り得べからざることと思ひますが、如何なる理由に依つて各師團の管區より區々に取つたもので有りますか、申す迄もなく兵役の義務は租税に優る血税であります、若しも其點に付きまして一步でも誤りましたならば、或は召集が必要でないではないか、或は召集の方法が多少偏頗に流れ公平を缺く如き事柄が、一般國民の疑をいだかしたならば、出兵軍人の士氣に關することでありますから、何卒此點に付きましては御懇切なる御説明を承りたいので有ります。其の次に伺ひ致したいのは、今回の出動に付ては、申上げる迄もなく

僅かの兵員であります、三ヶ師團でありますから多數の兵ではありませんが、然るに豫備並に後備を大分御取りになつて西伯利亞方面に出兵させ、目下其の寒氣と闘かはして居るやうでございます、御承知でもありませうが豫備、後備は參拾歳から四拾歳近いのでありますから、悉く妻子を有するもので、且つ一家の中心人物であります、其の者を動員令に依つて抜く、其の中には業を罷め、職を廢し、中には一家離散するものも有りますが、兵役は國家に對する重大なる義務でありますから、如何なる悲惨をも忍びますけれ共、此の點に付きましては餘程當局者に於きましても、餘儀ない時分でなければ行ふべきものではないと考へます。我國の於きます常備軍を見まするに随分多數有ります、今日西伯利亞に出した數萬の兵のために、豫備後備の如き齡のいつた者を澤山送つて、寒氣と闘かはしては、日々凍傷凍死を生ずるのは事實で有ります、其の残つた家族及び其の關係人が第一に、如何に内部的に悲惨な狀況に有るかは申す迄もない事で有ります。私は陸軍當局者が何故に現役を先づ送つて、豫後備を内地に置く方法を執ることが出来なかつたか、或は種々なる事情は有りませうが、それで足るのでありますれば是非そうして戴きたいのです。そうして戴いたならば、國民の兵役の義務が圓滿に行きはしなかつたか、我國の國民は、忠勇なる軍人に付きましては云々しませぬ、本員の云ふのは珍らしいのであります。乍併し出征軍人の後ろに於きましては、數多斯くの如き聲を聞くのであります。之は將來のためでもあり

ますから、是非ともさう云ふ方法に付きましては承つて置きたいと思ひます。承る所に依りますと、現在の西伯利亞出兵の半分以上は豫備並に後備で有ると云ふことであります。其の事に付きまして陸軍召集令を見ますと、第三條には師團長が之を召集すると云ふことになつて居ります。動員令に於きましても充員動令、或は演習動令、或は臨時召集悉く師團長がなすことになつて居ります。故に召集は師團長がなすものであります以上師團々々でやるべきものであります、それを全国の管區から豫後備を集めてやると云ふことは、此間陸軍に於きまして餘儀なき事情があつたためと思ひますが、何卒此點に付きまして、即ち抜き／＼召集した理由、及び豫後備を直ちに西伯利亞の如き所に出兵せしめ、現役兵を内地に置く云ふやうな方法を御採りになつた理由に付きまして、國民の安心する様に、陸軍に於きましても相當理由あること、思ひますから、此點に付きまして御説明を承りたいのであります。私の質問は此數點に付てあります。

◇議長（大岡育造君） 原總理大臣

◇國務大臣（原敬君） 唯今北井君より貳參點の御質問が有りましたが、其中任用令改正の事は、私より御答するやうにと云ふことです。之に御答致しますが、任用令は政府に於ては改正しやうと云ふことを考へて居りまして、目下調査中であります、併し如何に改正するかと云ふことは今日調査致して居る今日に於ては、具體的に爰に申上げ兼ねます、又何が故に真先に改正しないかと御議論であります、随分やらなければならぬ事が澤山あります、どうも僅か此所二三ヶ月の間に、種々なる事を同時にやることは出来ませぬから、改正すると云ふ方針は前から決めて居りますが、是が調査を致させまして、此案ならば適當と云ふことに決めますには、多少時を要すると云ふことを御諒承を願ひたい、併し是は何れにしても、さう久しからぬ中に相當なる改正を致さうと云ふことは、爰に申上げて宜しいと思ひます。〔拍手起る〕

◇議長（大岡育造君） 床次内務大臣

◇國務大臣（床次竹次郎君） 北井君に御答致しますが、米騒動の原因は何で有つたか、是は今まで人を出して其復命に依つて御答する譯ですが、それも今日は書類を持つて居りませぬから、私記憶致して居らぬので委しくは御答は出来ませぬが、記憶に残つて居る所の大體を申し上げます。直接原因と認めることは一認めらるゝことは、米價が俄に高くなつて、生活上の不安を感じたと云ふことのやうです、それから世に謂ふ成金の其の我儘なる行動が不満を感せしめて、反抗心を刺戟して居つたらうと云ふのが一つ、それからそれ以外に段々戦時歐羅巴に於ける狀況等が頭に入つて居つて、旁々此階級的に反抗する思想が有つた所に、今のやうなことに爲つたものだから、是も刺戟した一つでは有るまいか、それから特殊部落と世に申す邊の所では、豫て此一種の僻ん

だ思想を持つて居る、それが此の際勃發したのではないか、又一つには單に生活の問題ばかりでなく、豫て自分等の位置待遇上等に付て不満を抱いて居つたのが、原因となつたのではないかと云ふことであります、必しも之が的確に唯一の原因で有ると云ふことは申さぬやうです、處に依つては事情を異にして居りますから、其の事情を異にした所から推察した今のは議論であります。將來はどうか、今の様子で斯の如き事が再び起らうとは考へて居りませぬ、起つた時はどうするか、起らうとは今考へて居りませぬから、直ちに斯の如き事を以て斯ふ取締を致さうと云ふことは今御話することは出来ませぬ、併し要するに斯くの如き事は、唯々官憲の力を以て取締つて何とかしやうと云ふことは、抑々末の話であらうと思ふのです、各々國民が上下を通じて自ら責任を感じ、自ら自重自制をして參つたことならば、恐らく官憲の取締と云ふことは、無くても宜しいものであると考へてゐる。(拍手)苟も國民が自ら責任を感せず、自重自制の念が無かつた日には、さうして遂に軌道を脱する行動をした時には、如何なる力でも恐らく取締は付きまますまい、そこで是は政府に於ても、北井君の御話の如く、其の原因と認むべきものを調査して、將來どう云ふことの無い様に努めると共に、國民一般に於ても、苟も軌道を外れた行動をして、以て御互に世の中を紊つて宜しいものであると云ふさう云ふ考の起らぬやうに、是はしなければならぬと思ふ。是が一番宜しい豫防法だらうと思ひます。(拍手起る)

◇議長(大岡首造君) 田中陸軍大臣。

◇國務大臣(田中義一君) 唯今の御質問に付きましては、昨日も片岡君もさう云ふやうな御言葉が有つた様に思ひますから、一應此所で明細に御答して置きます、今度の出兵は、成程名前は三ヶ師團であります、乍併其中の第七師團と云ふものは、名稱こそ師團で有りますが、滿洲に居りました平時の師團を其儘出したもので有りますから、其の師團と申しましたが、他の師團に較べると其兵力と云ふものは、約三分の一位のものに相當して居るのです、扱御質問の要旨として、全國からちび／＼兵を取つたぢやないかと云ふ御質問であるが、決してそうでは有りませぬ、凡そ師團が活動をしますのには、師團が豫定して有る編制の外に、今日の状態の如きは、臨時に鐵道隊、電信隊、又第七師團の如きは全く、平時の編制から急遽に位置を轉じたもので有りますから、後方の衛生隊乃至は輸卒隊と云ふ附屬物が、茲に澤山あるのであります、此附屬物は師團固有のものに非ずして、他の師團から取つて附けてやらねばならぬものであります、而して斯様な部隊は、各師團が皆動員準備として持つて居るものである、それでありますから、何の師團から何の部隊を取つて何處に配合する、何の師團から何の部隊を取つて何處に配合すると云ふことをするのであります、何ら全國の師團から、こそ／＼兵を人の目に見えぬ様に出したと云ふ意味では決してないのであります、其御合で御願ひ致します、又唯今の現役兵を以て皆やつたら宜し

いぢやないかと云ふ仰せであります、是は未だ能く御事情の御分りにならぬ方は、一應御尤の御問の様に聞えます、是も此際申述べて置く必要があります、全體師團の動員と云ふものは、皆師管内で動員すると云ふのが、日本の動員の建前になつて居ります、随つて此動員と云ふものには、現役兵と豫後備兵の割合がちやんと決めて有ります、若しもです、此豫定計畫をそつくり壊して一の師團を編制するのに、三つも四つも師團の現役兵を皆此處に集めて來たならば、日本の動員計畫は根本から壊れてしまふ、三箇の師團を假りに出すとすれば、日本の十箇師團は悉く破壊をしなければならぬのであります、扱師團は内地から出したのは二つ許りであります、此狀況の變轉に應じて、幾師團出さなければならぬ狀況に變化するかと云ふことは、軍事當局者としては深く考へて居らなければならぬ、隨て一箇の師團を編制するのに、三箇師團の現役兵を悉く打壊して作るやうな拙い遣方は、軍事當局としては出來ませぬ、其邊は能く御了解を下さるやうに願つて置きます。「拍手起る」

第四拾五議會本會議

第四拾五議會 大正拾壹年貳月貳拾壹日（火曜日）

◇議長（奥繁三郎君）岩崎君の動議に御異議がないと認めます、仍て動議の如く決定しました、

日程第九借地借家調停法案の第壹讀會の續を開きます、委員長北井波治目君。

第九 借地借家調停法案（政府提出）第壹讀會の續（委員長報告）

〔北井波治目君登壇〕

◇北井波治目君 借地借家調停法案の委員會の經過及結果を御報告致します。此案制定の趣旨は、近來借地借家人間の争議が多くあつて、之を嚴重なる普通裁判所で解決するよりも、寧ろ平易なる所の穩和なる手續で以て、特別の機關を設けて之を調停的、所謂示談で解決する方が最も便宜であつて、而して此案の内容を簡單に申しますと、借家及借地等に關する所の争議が區裁判所の方に調停を申立つて裁判所の判事が之を調停し、若くは必要な場合に於ては、調停委員と云ふものを選んで、此間に於て調停する、其調停の手續中は、普通の訴訟手續は中止して置く、斯くの如くなるのであります、區域を限つて此法律は施行してやらう、併し何に致しましても調停で有りますから強制力はない、必ず當事者の意思の合致所謂談合が成立した時分に、之が目的を達するのであります、此案は可なり重要な案と思ひまして、前後六回の委員會を開きまして、質疑應答を致しまして、結局第七條を修正致しまして其他は原案の如く決したのであります、此修正に對しましては、政府は強ひて反對はせぬけれ共、同意は致さぬのであります、故に此修正の點に付て一應理由を説明して置きます。第七條の原案は斯ふなつて居るので有ります、「當事者及

利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ム事ヲ得サル事由アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受クヘシ」此條文は詰り此調停に於て、當事者本人を成るべく出廷せしめる、代理人を避ける、さうしませぬと、或る代理人で有ると云ふと、本人が出た程譲り合つて話を纏めることがむづかしい、代理人が出てくることも議論が多くなつて来て纏り兼ねるから本人を呼出して膝突合せで、話を纏めると云ふ目的で有ると云ふ政府の理由であります、然るに委員會は次の如く修正致しました、「當事及利害關係人ハ自身又ハ代理人出頭スルコトヲ要ス但シ辯護士ニ非サル者ヲ代理人トスル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受クヘシ」二項は原案の儘と致しまして、三項の一項を加へました、「裁判所ハ當事者及利害關係人自身ノ出頭ヲ命スルコトヲ得」也。此理由は一通り申しますが、本人の出頭と云ふことも一應尤ではあるけれども我國の状態に有つては、家主若くは地主と云ふ者は比較的資産もあつて、其借主の方と膝突合して話をすると云ふ様なことは、餘程困難なことに思ひます、普通ならばそれで宜しいのでありますが、既に訴訟をして居る、或は將に訴訟をせんとする、此間に争の生じて居る時には、多少感情の行違を生じてくるのであります、然るに之を本人を呼出して膝合して談突合せしめると云ふことは、随分難きを責めるものでほないでせうか、是では却つて調停の目的を達することは出来ない、代理人を成べく避けると云ふ本案の趣旨が、却つて調停の機會を失はせしめるに至るのではないか、又當事者本人が裁判所に出る

と云ふ事柄は、我國の國狀に於てはどうも好まぬのであります、呼出されて何時間も待つて居つて、さうして借主の方と膝突合せると云ふ程の好意と云ふものは、争つて居る間は乏しいのであります、是は司法當局の見るところが、實情に合はぬやうに思ひます、又加之裁判所に本人が出まして言ひ損ふとか、若し不利益なことを云ふと後の訴訟に影響する、若くは現時係争して居る訴訟に影響を及す不利益をなす、是は往々有ることであり、何か云ひ損ふと後の差支を爲すから、先づ辯護士の方に行つて相談して見よう、或は辯護士に出てもらふと云ふことが、總ての争議に於て當然の事であらうと思ひます、權利防護と致しまして——然るに本人を呼出して事實有りの儘を云はせると、調停が成立すれば宜しいが、成立たぬときは普通の裁判所に行くもので有りますから、先づ成立つたものと看做して極めて行くこと云ふことはどうであらうか、斯ふ云ふ目的を以て本人を呼出すと云ふことはどうで有らうか、出た所が眞情を吐くことはむづかしからう、斯ふ云ふ風な理由のために、委員會に於ては先づ本人でなくとも宜しい、代理人を許しても宜しいこと、此案を修正致しました、而して辯護士以外の者は、どうも權利義務に關する紛議に於きましては素人では分り兼ねることがある、出てもよく分らぬから話が纏らぬと云ふ理由も有りますし、然らば辯護士以外の者で、若しさう云ふことに手慣れたものと致しますと云ふと、是は三百的のもので有つて、此調停のために不利益で有ります、故に辯護士に非らざる者を代理人とする場合に於

ては裁判所の許可を得る、辯護士には許可を要せぬ、司法當局は矢張辯護士にも許可を要すると云ふ意見で有りましたが、御承知の如く辯護士は裁判上若くは裁判外に於きまして、權利義務に關する所の争議は本業として干與して居る者で有りますから、本業として干與して居る辯護士が代理人として出頭するのに、一々區裁判所の判事の許可を得ると云ふことは、全く辯護士に對しては不必要な規定と思ひまして、許可を要せぬと致しました、又司法當局が本人の出頭を必要とする場合には特に参考人として本人を呼出す方が便宜である、調停上効力を奏すると認められた時分には、裁判所に何時でも當事者又は利害關係人を喚出す職權を與へて居る、さう致しますれば、此法案の妙味を發揮することが出来ること云ふ趣意の下に、第七條の修正を致しましたやうな次第であります、七條は唯今申す如くに修正致しまして、其他は參拾壹ヶ條原案の通り可決致しました、委員會に於ては、此修正及原案共全會一致を以て可決致しました次第であります、最後に決議後横山君より一つの希望條件がありましたから、之を御紹介致して終らうと思ひます、斯う云ふのであります、司法當局は本法借地法並に借家法の効果を全うせしめるために、司法官は之が運用に細心の注意をするのみならず、繫争の事案に關しては成べく和解の方法を以て落着せしむる様、相當の手段を採らんことを希望す、と云ふ意味の希望條件が有りまして、是も尤なこと、思ひまして、此希望條件に對しては、政府委員も何等異議はないのでございます、斯様な次第で

ございませうから、何卒此案は唯今の如くに御賛成あらんことを望みます。(拍手)

◇議長(奥繁三郎君) 本案の第貳讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「第貳讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり〕

◇議長(奥繁三郎君) 第貳讀會を開くに御異議なしと認めます、仍て第貳讀會を開くに決しました。

◇岩崎勳君 直に第貳讀會を開き第參讀會を省略して、委員長報告通り、即ち委員會に於て修正可決の通り、可決確定せられんことを望みます。「賛成」と呼ぶ者あり

◇議長(奥繁三郎君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。「異議なし」と呼ぶ者あり

◇議長(奥繁三郎君) 岩崎君の動議に御異議なしと認めます、仍て直に本案の第貳讀會を開きます。

借地借家調停法案 第貳讀會(確定議)

〔「賛成」「賛成」の聲起る〕

◇議長(奥繁三郎君) 御異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告通り即ち委員會の修正通り、可決確定されました。

第四拾四議會豫算委員第壹分科會

第四拾四議會 豫算委員第壹分科會議 大正拾年貳月四日

◇鈴木政府委員〔前略〕

◇北井波治目君 私は司法省の豫算に付て、只今次官が御説明になりました御要求に對し、別に異議のある者ではありません、寧ろ不足位に感じて居るのであります。尙新計畫の細かな事に付ても御尋ねしたいのですがそれに先立ちまして司法事務の大體を承りたいと思ふ。實は分科會よりも豫算委員總會で承りたいと思ひましたが遂機會を得ませんでした。御尋ねする要項は一は制度に關し、一は事務の取扱ひに關する事でありませぬが併し司法事務に付きましては大臣以上に承りたいと思ふ位であります。で大臣は居られませぬが併し司法事務に付きましては大臣以上の鈴木次官が御出で御座いますから御答を願ひます。先づ第壹に陪審制度を御施きになると云ふ事を總理大臣より御話がありまして、目下是は樞密院で御審議中と承つて居りますが其の模様と、それから此案は此の期の議會に御提出になる様な御見込であるかどうか云ふ事を承りたい。それから尙それに付て伺つて置きたいのは、陪審制度を我國に御採用になる理由は大體に於いてどう云ふ理由であるかと云ふ事を承りたいのであります。御答辯の便宜の爲めに申し上げますれば陪審

制度は殊に刑事裁判に於きまして、我國の刑事裁判は今日の手續に於いて缺陷がある若くは不足であると云ふ様な見地から御採用になつたものであるか、又は此の制度は文明國としては必ず無くてはならぬものであつて何れの國に於ても斯う云ふ制度を施いてをるから我國に於ても之を施くこと云ふ理由であるか、或は陪審制度なるものは立憲制度の下に於いては無くてはならぬものである詰り人民をして裁判の事務に關與せしむると云ふ事は立憲國として必要であること云ふのであるか、又は他に立派な理由があると云ふのであるか、果してありとすれば此の機會に承つておいて將に來らんとする此の重大なる法案に對する私の考を定めるために御伺ひいたした次第であります。

◇鈴木政府委員 陪審制度に付きましては、只今北井君の仰せらるゝ通り、目下樞密院の議に付して、日々其議事の進行を見て居るのであります、不日樞密院の議も終了することゝ存じます、終了次第政府は此議會に提案したい、斯う云ふ考を持つて居るのであります、而して此陪審制度を我が裁判上に採用することの理由に付きましては、司法制度の缺陷を補はんが爲めであるか、どうか云ふ御尋ねでありましたが、現在の司法制度は完全無缺で改善すべき點がないとは申しませぬ、人の養成に付き、制度の改善に付き、諸般の施設に付きまして、改良すべきものと思ふ様なことは、多々あるのであります、是は漸を以て進むべきことゝ考へて居ります、總ての事柄の

改良、進歩、擴張と云ふやうなことを圖るのには、直ちに隨ふものは經費の問題である、經費の意のまゝにならざる所から、改良も擴張も亦意の如くならぬのでありますが、大體と致しましては、司法制度の改善擴張と云ふ事には注意して居るのでございます、而し其改良すべき點を補はんがために陪審制度を採用したと云ふ意味は毛頭ないのであります、陪審制度を採用致します主なる理由と致しましては、今日の國民の考に於きまして、立法に行政に夫々國民が參加するやうになつて居ります、然るに裁判事務に付きましては、國民は少しも參加して居らない、國民を度外視して居るやうな形がある、そこでどうも裁判は役人が專制的になすものではないかと云ふやうな考からして、一種疑懼の念を裁判に挟む事があるのである、固より今日の裁判は不公平とは申しませぬ、今日の裁判は當を失して居ることは申しませぬけれども、國民の側から見ますれば、我等が之に參加したならばと云ふ考があつて、所謂裁判に疑懼の念を抱くやうな事がある、國民をしてさう云ふ念を抱かしむると云ふことがあつては、如何に裁判は公平であつても、國民としては安心が出来ない、斯う云ふ事になりますれば、他の立法行政等に參加せしむるが如く、國民をして裁判事務の點に加へると云ふことは必要であらう、而も亦歐羅巴戰亂の後、獨り日本とは申しませぬ、世界全國の國民思潮と云ふものも大變異つて來て居るのであります、飽迄も何事にも喉を容れたい、斯う云ふやうな氣風である所を、強て門戸を構へて、門戸を鎖して、之に加

入せしめない云ふ事になると、今までの疑に益々疑を加へしむる事になつて、司法制度を疑ふと云ふ事になつては、由々敷き事になりますから、今日の場合に於て進んで陪審制度を施きまして、國民の疑懼の念を解く必要があらうと信じまして、此制度を設けんとしつゝある次第であるのでございます。

◇北井波治目君 陪審制度を設けられる理由に付きましては大體分りましたが、此の陪審制度は或る一方から云ひますると私の説といふ譯では御座いませぬが疑懼を除く爲めに承つて置きたいのであります、成程先進文明各國に於ては多く之を實行して居る。又只今政府委員の仰の通り立法行政と竝んで人民を司法事務に參與せしむる事が論理上宜しい、殊に裁判に對しては疑懼を去る事が出来ると云ふ様に承つて居ります、が疑懼は私は現在の裁判に對して人民はそう持つてゐない様に思ふ。屢々人権蹂躪とか云ふ事も聴きますが私は現在の裁判の實際に於きましては國民は十分信頼して居ると思ひます。乍併時代に應じまして人民に此の司法與務に參與せしむる爲めに陪審制度を施すと云ふ事に付きましては私は賛成致す者であります、唯此處に伺はんとするものは陪審員の選定方法であります。さうして是がうまく運用出来るかどうか、一寸案は拜見致しましたが陪審員と云ふ者を各市町村に於て年々選定して居る其の中から裁判所に於て其事件々々で決める、是が我國の現状に對しまして旨く運用が出来るかどうか、御承知の如く近時凡ての國民

に於て政争が烈しくなつて来て、衆議院議員と云はず郡會議員と云はず市町村の選舉迄、甚だしく激烈なる競争をする處もあるのでありますから、此陪審員の任命を市町村がやると云ふことになりなると、政争の具に供せられ爲めに遂には司法權の威を害するやうなことになる、延いては司法權を一部の黨派が利用すると云ふやうなことになつて其威信を却つて破ることになりはしないでせうか。陪審員が果して吾國の現在に於ける人智、司法事務に關する處の觀念に於きまして、陪審員としての責任を盡し得る人々を得られ得るか否か、言葉を換へて申しますれば、陪審員なるもの、選定等が黨派上の關係のために、偏頗な傾きがある様になり、今よりも司法事務に對する疑惑を生ずるやうなことはありはしないでせうか、又陪審員に出る人達は、何れ魚屋も蕎麥屋もありませうし又職人も出て來ることになりませうが、斯くの如き人達が果して陪審員としての職責を盡し得る能力を持ち合せて居ると御認めになるのですか。是等に付きまして政府に於きまして、御調べの結果としてどう云ふ御考を御持ちになつて居るか、吾々は此點に對しまして疑義を懷いてゐるものであります、之を承りたいと思ひます。

◇鈴木政府委員 法律案は先程も申します通り、唯今樞密院の議に廻つて居るのでありますから、如何に確定するやは知りませぬが、今日政府として提案致して居ります陪審員選定方法としては只今北井君の申される通り、市町村長に於て之を選定すると云ふことになつて居るのです、而して其資格は衆議院議員選舉資格と同一の程度に置いて居るのであります、陪審員選定の方法に付きましては、御承知の通り各一様ではありませぬ、或は選舉制度もあります、或は銓衡委員に依つて銓衡せしむる方法もあります、或は今政府が考へて居るが如く、市町村長をして選舉せしむると云ふ方法もあるのであります、色々の機關に依つて調査討究を致しました結果、選舉制度と云ふものは、今日我國の選舉状態を見れば、總ての選舉状態に於て種々の弊害を見るのであります、して見ますれば、此陪審員と云ふものを若し選舉制度に依れば、矢張其弊害を繰返すやうな事はありはせぬかと云ふ議がございまして、選舉制度は採用すべからず、又銓衡委員制度に依るとせんか、是れ又銓衡員に色々の運動等の事があつて、弊害を生ずる事はないか、是れ亦避くべきものでは無からうかと云ふことに依つて、是も採用致しませぬ、殘る所市町村長をしてやらしめると云ふことにしたならば、兎に角市町村長と云ふものは此市町村の主宰者である、人からして尊崇されて、其位置に就いて居るものである、して見れば政黨政派に關係のある人もあるでせう、それは極端に申しますれば、七千萬同胞誰か政治思想の無い者はなからうと思ふ、さうすれば政治思想がありとすれば、ごちらかの黨派、政黨を好むごか、好まぬと云ふ事はあらうと思ふ、而して市町村長一人に之を選定させると云ふことになりなると云ふと、又此間に公平を缺くと云ふやうな事がないとも限りませぬから、區裁判所の監督判事をして嚴重なる指示監督をなさしむ

る、區裁判所の判事は十分に公平に選定せよと云ふことの注意を加へまして、苟くも不公平の選定をするやうな事があつたならば、直ちに之を糺し止めしむると云ふ、斯う云ふ仕組に於て陪審員を選定しやう、斯う云ふことに考へて居る次第でございます。

◇北井波治目君 陪審制度は何れ陪審制度の法律の出た時分と致しまして之に止めて置きます、次に今一つの制度では現在の制度で御座いますが、甚だ失禮に當るか知りませんが司法事務に關しまして、此の在野の吾々から見ますと云ふと妙な種々の觀念を持つて居る。裁判の事務に付きましては刑事、民事の兩訴訟手續とも是は明治參拾貳年に制定した者であるのであつて今より參拾餘年以前である、而して其の後刑法に於ては數箇條御改正になりました、それだけでありますして更に改正して居らぬのであります、民事訴訟は是も改正してないのであります、一遍あつたが殆んど無いのである。此の二つの訴訟法に依つて、民事刑事を一々吾々人民は扱はれて居るのであります、此制度が卅餘年以來何の改正なく従つて事務の扱に付ても亦格別變らないのであります。世界の進運と共に各方面に於きましては、改良改善が行はれて居りますが我國の司法制度の扱に於きましては卅餘年一日の如く來たのであります、他の行政廳等と比較致してみまするとどうも司法省の方だけは別天地をなして舊の如くで進化せぬ、發展をせぬ、改正をせぬ、時代に應じて居らぬ、と云ふ如き感想を懷いて居ると云ふ事は間違つて居るかも知れませんが一部

では確にそう考へて居る。そこで承りたいのは、感想でありますが元來刑事訴訟の如きものは、是は私は前年も鈴木次官に御尋ね申して居りますが、廿餘年前に既に改正の必要が認められて各機關に諮問せられたのであります、其の當時に於ては必ず一年後には成案になるだらうと思つて居りましたが未だ今日になつても一向改正をせられない、其の中に委員の如きは半分以上も死んでしまひました。承りますれば法典調査會に於ては學派の議論、學府の系統の議論、及び各學者の議論を聞はすのみでありまして更に進行を見ない。刑事訴訟なら刑事訴訟の改正の必要ありとして貳拾餘年前にやつたならば、議論の如きは差措いて何とか決議の方法を執つて成案を作り、而して御出しになるべきものだらうと思ふ、然るにさう云ふ風に進んで來たのである。今度は近頃、兩參年以來陪審制度と云ふものが出た、而して之は刑事訴訟に關係を持つて居るから刑事訴訟の改正は廢めるといふのは私は遺憾に思ふ。刑事訴訟の改正は、貳拾餘年既に必要と政府で看做して此改正に着手して來たのであります、未だ何等の成案を見ずして今迄過ぎて居るのに、一方に陪審制度の多少の議論はありますが、今度の内閣になりましたして原總理大臣が之を主張して、僅に此處壹、貳年にして既に樞密院に廻して此議會に出るといふ事であるが何と速かな事ではなからうか。陪審制度なるものこそ實に憲法上に於ても、司法制度に於ても、亦大變革を來すのであつて容易なる問題では御座いませぬ。是こそ重大でありますから拾年、貳拾年議論

する必要があるかも知れませぬ。陪審制度の権利を得るには、或は人民は、血を流しても取る必要がある。然るに此の刑事訴訟は如何であるか、之を改良するには貳拾餘年の日子を費しても尙ほ出来ないのである、又民事訴訟に於ても其の通りである。矢張り其の改良に拾數年を要して居る有様です。大變に錯雜致して居りますから、其の手續上の細かいことは申上げませぬが、今は貳拾年前とは時代が違つて居るのでありますから、其の時代々々に適應する様に改正する必要を認めるのであります、政府も亦其點を認めてやつて居るのでありますから、御尋ね致しませぬけれども、此の手續上に於て随分煩雜であり、そうして人の手を要する事になつて居ります。裁判事務は御承知の如く、貳拾年以前と今日と比較致しますと件數に於て増加致して居ります、どの位殖えて居りませうか、司法省に於ては統計がありませんから、参考に吾々も頂戴致して置きたいと思ひますが、私の目算では參倍位にはなつて居ります、非訴事件は申すに及ばず、民事事件も随分殖えて居るのであります。而して一面判事の定員を見ますに、確か貳拾年前に私共が裁判所に居つた時分には四百人か五百人でありましたが、今日は千七百五拾七人になつて居り、事務は貳倍以上參倍は殖えて居ります、然るに現時の状態はどうか、私が昨年十月求めました判決が今年になつても未だ出来ない、缺席判決を願つても壹ヶ月も貳ヶ月も掛かる、裁判事務も參年、五年、七年と長く掛るので、現に此處に居られる主査の三輪市太郎氏の訴訟事件

の如きは、私が愛知縣に於て關係したのでありますが、それなどは七年の日子を費しました、僅かな事件ですけれ共斯う云ふ様な状態であり、又執達吏の事務の扱ひ方に於ても、送達に於ても、色々改正したい點は多々ありますが、是は政府も認めて居ること、思ひますから言ひませぬが、現代に於きましては一層此急を要して居るのです、殊に民事訴訟、刑事訴訟に付いては其の改正は一層急を要さなければなりません、急とすれば如何に進行させて改正案を御出しになる都合になつて居りますか。尙ほ伺ひたいのは、數字の事は知りませぬが、司法省の要求だけを見ましたが、法制審議會費が別に七萬參千幾らあり、法律調査費が前年は參萬八千九百圓ありましたのを、今度は壹萬參千九百圓に減らして居る、或はそう云ふ法律改正の必要がないと云ふことを御認めになつて居る様ですが、此點を伺ひます。

◇鈴木政府委員 刑事訴訟法改正の議抄りませぬで今日に至りましたのは、甚だ遺憾とする所でございます、昨年も確かさう云ふ質問があつた様に記憶するのでございますが、銳意之に當つて居るのでございます、併し未だ完成をして諸君の御協賛を求め運ぶに至らぬのは、甚だ遺憾千萬のことでございますが、決して怠つて居る譯ではない、又必要を認めないではない、現に此議會開會中と雖も委員會は開會して居る次第である、既に昨年に於きましては一通りの改正案を完成致しまして、此議會に是非提案をしたいと思つて居つた所が、陪審制度と云ふものが

出て來まして、陪審制度を採用すると云ふことになれば、只今北井君の言はるゝ通り、又更に直すべき所は直さなければならぬ、斯う云ふ事でございます、今一度殆ど完成したものを第壹條から又考へ直して、其調査を進めつゝあるのです、必ずや次の議會には、無論提案が出來やうと思つて居ります、民事訴訟法の方は是亦新しく調査機關が四五年前に出來まして、起草委員の手に於ては一應の成案は出來て居る、是から主査及總會の議を経まして仕上げる考で居るのでありますが、此方は四拾五議會に提案すると云ふことを確言することは出來ませぬけれども、司法省と致しましては銳意進捗を圖つて居る次第であります。而して今北井君も言はるゝ通り、一たび直した事柄も、亦時勢の變化に依つて、又直さなければならぬと云ふやうなことがあるものでもありますから、直した所で又膏藥貼りをすると云ふやうな調子からして、遂に今日に至つた次第であるのです、勿論之を怠つて居る次第ではありません、御承知の通り大法典の改正と云ふ者は仲々輕々に出來るものではございませぬ、御承知でもありませんが、「奈破翁コード」は改正に從事して既に四拾年、幾多の實際家、學者、さう云ふ者を集めまして委員會を設けまして、是が改正の企てを致してから、爰に約四拾年を閲して居るが、未だ其完成はしないのである、斯様に大なる、法典と云ふものは、さう一朝一夕に出來るものではないのです、で私はそれに口を藉りて自己の怠りを蔽ふと云ふ意味は毛頭ございませぬ、銳意之に從事してやつて居るのであつて、又一

面から申しますれば、是等大法典の改正に從事する所の委員と云ふものも、専任委員と云ふ者が無いのである、學者、實際家から集めて委員會を組織して居るのでございまして、是等委員の人には皆夫々本職があつて、其傍ら之に従事せしめて居るのでございまして、専心之に従事して居る場合とは違ひまして、若干遅延すると云ふやうなことも起つて來るのであります、然れども各委員を督勵致しまして、或は夜分に入りましても尙ほ議事をして貰ふとか云ふやうなことで、努めて進捗を圖つて居るのでございしますが、今申しました事情に依つて今日に至りました次第でございます、併し刑事訴訟法の如きは陪審法と對照致しまして、直すべき所は直しつゝあるのであります、是も懸ては終了しやうと思ひますからして、次の議會には必ず提案が出來やうと覺悟して居るのであります。

◇北井波治目君 政府の努力は認めますが、如何に努力されて居つても、亦長いのに付ては吾々の不服は依然として去らぬのであります、「奈破翁コード」は四拾年と思つて居りましたが、是は大法典でありまして、それと此刑事訴訟法と比較するのは甚だ遺憾と思ひます、我刑事訴訟の如き、民事訴訟法の如きは速に此手續法を簡捷にしまして、手の掛らぬやうに致したいのです。今日の如く事件の多數ある場合には、能率を殖す様に致しませぬと、どうしても早く事件が終了しませぬ、ために人民は訴訟を致した所が権利の保護と云ふことが、何時だか判らぬと云ふ様な譯

で甚だ遺憾である、斯う云ふ様な次第でありますから、一日早く實行すれば一日だけ司法事務の簡捷ともなり亦便宜ともなります、各人皆之に關係して便宜を得るのでありますから、斯う云ふ手續法の如きものは困難な事で有るかも知れませぬが、直すべき點を直すにはさう長い間掛らずして直し得ると思つて居ります、それは意見でありますが、そこで斯う云ふことを御問したい、今次官が熱誠を以て刑事訴訟法の如きものは、來年必ず出せると云はれましたが、實は是は參、四年前にも同じ様なことを承つたと私は思ひますが、どうも吾々在野法曹界間では容易に之を出すことは逆も困難であらうと認めて居ります、そこで是は御手許で御覽になつて御承知のことでありませうが、實は辯護士協會では一つの決議をしました、是は皆な讀みは致しませぬが、司法行政に關する件としまして壹から七まで、刑事に關する件としまして壹から拾貳まで、民事に關する件としまして壹から九まで、獄則に關する件としまして壹から四まで、そう云ふ決議をして居りますが、各區分けを致しまして其中で承つておきたいと思ひますのは、逆もそう云ふ刑事訴訟法の改正とか、或は民事訴訟法の完全なる改正とか云ふことは容易なことではない、故に是は必要と認めらるゝものだけを單行法として出して貰ひたいと云ふ様な決議を致して居るのであります、どうも今日の急を救ふためには私共が斯う決議せざるを得ない趣意を理解され、司法省の方では民事並に刑事訴訟法とも、改正すべき必要ありと認められた部分は、こう云ふ部分であると云

ふ事は、是は雜誌に出て居りますから勿論十分御承知のこととてございませう、此單行法として出すと云ふことが一番よい策であるとは申しませぬが、之に採用すべきものがありとすれば、單行法として出す御考へはないのでありませうか、之を御伺ひ致して置きたいのです。

◇鈴木政府委員 私が辯護士協會で決議された點々は、今審には承知致して居りませぬけれども、一應拜見したこともあるのであります、此刑事訴訟法に關係する事柄は、今申します通り懸て提案することが出来るのでございますから、單行法として之を提出する必要は無からうかと思つて居ります、其他民事にしろ、其他の制度に致しましたも、尙ほ改正の議が抄取りませぬで、一日の急を要すべきものがある、調査を進めまして、或は單行法として出さぬとは限らぬのであります、左様承知を願ひます。

◇北井波治目君 要するに只今の民刑事の手續上に於きましては、多々改正すべき點があるのであります、是に司法當局に於きましても、十分に御認めになつてゐることと思ひます、而も私共はそれは甚だ急に、一日早ければ一日國民を幸福にするものと思ひますから、幸にして刑事訴訟法の全體の改正を速になすべきだけの成案がありますれば、改正致して貰ひたいのです、萬一それが困難を伴ふ様なことが起りました時分には、どうぞ是が辯護士協會の決議、意見を尊重して戴きたい、是は在野法曹が皆集つて研究致しました結果であります。單行法でも編むと云ふ様

な方法を取つて戴きたいと云ふ希望を述べて其點は打切ります。

次に此事務の取扱方に付て、細かになりますが一つ伺つて見たいのです、法律の改正は容易に認められるものではない、併し今日の司法の事務の状態では満足出来ない、宜しくない、故に爰に事務の取扱上に於きまして、法律上許す場合には一つ便宜方法、及び改良方法を特に司法當局に於て計らいたいのです。年々検事正の會議、地方裁判所長の會議、各全國長官を集めての會議は、そう云ふことのためではありませぬが、其時分に於て一つ是はやつて戴きたいのです、それは先刻も申上げました如くに、實は是は東京地方裁判所、東京區裁判所の状態を見ますと、甚だ事務が多いのであります、後でも宜しいから御分りになつたら承りたいのですが、現在の豫審判事の擔當件数は凡そ幾らになつて居りませうか、餘程殖えて居ること、思はれます、又各部の判事はどれだけの件数を平均取つて事務を扱つて居るか、承つて置きたいのです、地方はそうとも思ひませぬが、東京大阪の事件の數を見ますと随分多く取扱はして居る様に思つて居ります、故に審理が粗略になり、又は遅延になります、是は色々な方面から訴訟關係に於て不便を齎すものでありますから此點を十分改良して戴きたいのです。どう云ふ風にと云ふ事でありませぬならば、一々申上げますと長くなりますから、御參考に貳、參申上げて司法當局の注意を喚起して置きたいと思ひます。司法省が依然として舊套を趁つて、更に其發展を來して居らぬ、時代に合はぬと申し

ますのは、一つは制度、手續法等を改正せぬのが其原因でございませうが、一つは空氣が少しも變らぬ、空氣を變へる方針を執つて居らぬ、故に變へる方針を執つて戴きたいのであります、辯護士であるから斯く申す譯ではありませぬが、民間に於ける敏腕の者を成るべく餘計に、或は常識のある者を餘計に採つて區裁判所に廻して貰ひたいのです、若い大學を出て貳年や參年経つた者を以て事務を執らしても仕方がない、屢々譯の分らぬ判決を仕出かすことがある、是等は司法省の威信に關する事柄であります、それから又毎年申すことで司法次官の耳には厭になつて居る様な話で恐縮であります、司法省或は検事局でも關係者は午前九時に出頭すべしと命じ、若し怠れば罰金を取るのでありますから、必ず九時には出頭する、出頭しても判事さか、検事、書記は壹人も出て居らぬ、併し日本人民は未だく司法權を昔の如くに恐れて居りますから、八時に出て來いと云へば八時に出て來ますが、吾々の如く慣れて居るものは出やませぬ、待つて居つて貳拾人參拾人と一緒に始めた所が、そう一遍にやれるものではありませぬ、貳拾人も參拾人も呼んで置いて出來ぬことは判り切つた話である、故に拾時、拾壹時、拾貳時、壹時、貳時、參時と云ふ様に分けてやつたら非常に便宜だらうと思ひます、一例を申上げますれば商人が喚出された、暴動に關係した事件でありましたが、朝の八時と云ふので八時に出頭したのであります、錢を一文も持たなかつたために、食事を取ることも出來ず震へて待つて居たと云ふ事がありまし

た、それから後で裁判長に話した次第ですが、是は東京だけの事で有るかも知れませぬが、私共辯護士協會の方でも努力致しますから、斯う云ふ點も改良して戴きたいのです、どうか先刻も申上げました通り、刑事訴訟の遅いものにも甚だ迷惑するのでありますが、其施行に付きましても亦缺點があるのでありますから、それを行ふに付きましては司法省は検事と云ふが如きものは成るべく辯護士から取る様にして事務扱ひを刷新する、超然と司法省に御居にならないで、何れにしても刑事訴訟の御諮問のみでなく、其他の改正に付ても在野法曹家と會談は無論商業會議所の意見をも御聽になるなりして、民間のものごも折衝して不便を救ふと云ふ御考はありませぬか。方は多数ありませうが――

◇鈴木政府委員 司法事務の改善に付きましては、冒頭に於て申上げました通り多々ある事でございまして、只今北井君の指摘せられました點に付きましては、監督官會合の度毎に司法大臣より、或は私より屢々訓示を致しまして、是等の點に多大の注意を拂つて、成べく人民の便利を計るやうに申して居るのであります、漸次改正を加へつゝあるのであります、或は偶々未だ徹底的に出来ないやうな場合があるかも知れませぬが、それは益々改良致して、左様な事があつたらば戒飾を加へる積りであります、さりながら北井君も多年法律事務に御従事になりまして、裁判事務の上に於て御經驗ある方にして只今の御議論もございましたが、此時間勵行と云ふことに

付きましては、色々裁判所でも苦心してやつた事があります、例へば第壹の事件は九時に喚出し、第貳の事件は九時半に喚出し、第參の事件は拾時に喚出す、即ち參拾分若くは壹時間の間隔を置いて規則を定めて行きたいと云ふやうな事もやりました、人民の便利を計ると云ふやうな事をやつたのですが、現に北井君も只今仰しやる通り、吾々は時間通りに行つた事はないと云ふ風に、一方で時間を守らない、是が遂に習性となつて、九時に第壹の人が来て呉れなかつた、めに、次の第貳の事件に移ることが出来ない、皆さう云ふ風にして居るから、遂に時間の勵行が出来ないで、今北井君の仰しやつたやうな結果になるのであります、是は御互に時間を勵行しなければならぬ、然るに日本人には時間を勵行しない習弊がある、是は單り裁判所の責許りではなくして、之に關する所の關係人も時間の勵行をして下さつたならば、是は改めることが出来やうと思ひます、又裁判所職員に向つて戒飭を加へまして、是非人民の便利の宜いやうに計らなければならぬと云ふことは、吾々は注意を加へて居る次第でございまして、他人がさうであるから吾々もどうすると云ふことは、決して考へて居らぬのであります、十分其點に付て今後は注意を加へる積りでございまして、現に私が曾て裁判官をして居る時分に於きまして、時間勵行をして人の怨を受けたことがある、ごうも困ると云ふやうな非難もありましたけれども、斯の如く勵行しまして、最後には大分人々に迷惑を掛けずにやつた事もあるのであります、時間の勵行をすと言つては非

難せられ、せないと言つては非難せられ、洵に痛し痒しであります、併し此方針に付きましては、今も變らず勵行して居る次第でございます、次に今日に於きましては、洵に事件の負擔件數が増加致しまして、何れも殆んど神經衰弱になつて居ると云ふやうな事柄は、當局も認めて居るのであります、出來得る限り其負擔件數の減少を計りたいと思ふのであります、今日の負擔能率を申しますと云ふと、地方裁判所に於きましては壹人の負擔は檢事が參百五拾件、區裁判所の判事の負擔件數は四百件、豫審判事は約七拾件、斯う云ふ負擔件數を以つて事件の審理をやつて居るのであります、併しながら七拾件と負擔を定めても、場合に依れば八拾件、八拾五件を出ることもある、どうも貳拾件や參拾件多かつたと云つて、貳人の人間を配るだけ人がございませぬ、さうしたいと思ひますが、今日の狀態に於きましては、洵に司法官の希望者も少ない、其希望者の少ない原因も又多々あることは當局も認めて居ります、それでありますから、漸次人員の増加を圖りまして、出來得る限り軽く負擔させて、さうして事件に細心の注意を拂はせたいと云ふ毎々の希望でございますけれども、どうも色々な方面に於きまして人の採用に努めて居りますけれども、未だ満足なる結果を得ざることを甚だ遺憾として居るのでございます、併しながら一面は司法官試補を澤山採用致しまして、その養成に努めつゝあるののでございますから、昇年ならずして定員を充實することが出來やうと思ひます、又辯護士からして採用する途も開きましたと云ふの

は、參、四年前に官等俸級令を改正致しまして、辯護士參年の在職毎に階壹級を進めて官等を陞級すること云ふ規定を設けまして、辯護士の司法官たらしむることを歓迎するの門を開いて居りますけれども、辯護士が進んで司法官を志願する者が餘り多くないので、現に北井君の如き人が來て呉れて司法官になつて呉れるならば、吾等は大に歓迎する、斯う云ふ方が參拾人なり五拾人なり司法部の門に入つて來て下されば、少しも憂へぬのであります、實際に於きましてはさう云ふ譯に行かぬのであります、之を甚だ遺憾として居ります、併ながら十分注意を拂つて、出來得る限り俊才を司法部に集めることに努めて居ります。

○北井波治目君 尙ほ申上げますが、私共が普通の人から聞きますと、自分はさう思ひませぬが、裁判所へ行くのは拾年、貳拾年昔の如く洵に怖ろしい廷丁なり、書記なりが非常に威張つて居て洵に取付き悪いと云ひます、府縣廳なり、警視廳なり、市役所なり、區役所等は、此點は洵に圓滿に行つて居ります、警察署長は受付に出て居る、府縣知事でも何んでも直ぐ出て會ふと云ふことになつて居りますが、司法省は中々に其點にはまだ舊套を追ふて居りますから、人民の方に裁判所をさう怖ろしいものこの觀念を持たせることは裁判事務發展上宜くない事と思ひます、唯だ行つて見ても市役所なり、區役所なり、警視廳なり、府縣廳なりに行つた感じと大分違ひます、私共は慣れて居るからさうご思ひませぬが、言葉付きに於ても相違すると他の人が言つて居り

ます、此壹點を以てしましても司法省に於きましては、舊套を脱離して時代に適應するやうにして戴きたいと云ふ希望を申述べて置きます。それから斯う云ふことを次官が御答出来るならば御伺ひ致したいのです、年々此各検事正、裁判所長が會合されますが、此の時期に於て全國の辯護士會長並に副會長と云ふものを御集めになつて、其意見を徴すると云ふ様なことは御遣りになる御考はありませぬか、是も拜承致して置きたいのです。

◇鈴木政府委員 只今第壹段の北井君の御希望として御述べになつた事柄は、至極同感でございます、而も只今持合せがございませぬが、昨年の監督官の會同に於きまして、司法大臣より又私よりも懇々此裁判所職員が人民に對する動作、言語と云ふものは、叮嚀反覆を極めて懇切にしなければならぬのである、兎に角其方呼ばりをして人民を恐れしむることがあつては、事務の成績の上にも大なる影響を持つから、十分言葉は和かに、動作は穩健でなければならぬと云ふことは、監督官に十分注意を加へて居る次第でありますから、監督官は定めて部下に訓示して居ること、考へます、尙ほ徹底せざる點があるならば、進んでそれは徹底せしむるやうに圖らうと思ひます、それから第貳點として、監督官の會同の時に辯護士會の會長若しくは副會長の意見を徴するの企てなきや、斯う云ふ御質問でございしますが、只今それは考へて居りませぬが、辯護士會の會長、副會長の意見を諮ふと云ふことは、御趣意は東京の辯護士會の會長若しくは副會長を召集し

と云ふことであるか、或は全國の辯護士會の會長、副會長を召集しよとのことであるか、それは分りませぬが、何れに致しましても、辯護士會長若しくは副會長及辯護士會に於て御意見があるならば、構成法の規定に従つて建議をなすことが出来ますから、敢て會同に限りませぬから、司法事務に付て必要な御意見があるならば、御建議下されば司法當局に於ては喜んで之を迎へる考でございます。

◇北井波治目君 もう質問はありませぬ、大正拾年度司法省所管豫定經費要求書の項目に付て、一、二御尋ね致します、地方裁判所支部設置に關する經費、是は他の政府委員で宜しう御座いますが、參簡所としたのはどう云ふ譯ですか、未だ必要が餘程ありますか、又參簡所を設置する場所を承ることが出来ますれば承りたい、それから函館控訴院移轉に關する經費に對する當否は別と致しまして、函館控訴院移轉に關することを御遣りになるならば、長崎控訴院に對してはどう云ふ御考へを持つて居られるのであるか、是は何れ函館控訴院の移轉に關する所の法律案の御説明としてなされるでありませうが、併し豫算に關係して居る事柄でありますから、函館控訴院を移轉なさる様でしたら、何故に此長崎控訴院を移轉することを一緒に御出しなかつたのであるか、それだけ一寸承りたいのです。

◇鈴木政府委員 此地方裁判所支部の設置、或は支部權限の擴張に付て、僅に參簡所若しくは貳簡

所を計上して置いて、最早此以外には必要がないか、斯う云ふ仰せでございますが、拵へますれば幾らでもございます、けれども是は程度の問題でございますから、本年度に於きましては是だけ選擇致しまして費用の要求をした次第であります、さりて是で最後打切と云ふ意味でございます、ませぬ、此事件の推移を見まして、來年度に於て更に御要求を申上げることあらうと思ひます、それから區裁判所出張所に付きましては此處に八箇所の費用を要求して居りますが、斯如きはただ、澤山要求しなければならぬのでございますが、是は國家財政の都合上今回は之に止めた次第であります、而して以上申します三項目に付きまして、何れに設置するやと云ふことの御質問は、腹案はございますけれども、未だ省議確定を致した次第でもございませぬ、それと必ず求まる譯でもありませぬが、見當は勿論付けて居るのでございますから、左様御了承を願ひます、函館控訴院移轉の問題は是なりとするけれども、長崎控訴院移轉はどう考へてゐるのであるかと云ふ御尋であります、是亦司法當局と致しましては、此移轉もしなければならぬと考へて居るのでございます、なれども同時に二つ出すと云ふことの經費もありませぬから、今回は一つを計上しました次第でございます。

第四拾貳議會衆議院議員選舉法中改正法律案
外貳件委員會

第四拾貳議會 衆議院議員選舉法改正法律案外貳件委員會

大正九年貳月拾八日午前拾時參拾五分開議

出席委員左の如し

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 松田 源 治君 | 小久保 喜七君 | 中西 六三郎君 | 清水市太郎君 |
| 林 毅 陸君 | 丸山 豊次郎君 | 鳩山 一郎君 | 高橋 本吉君 |
| 萩 亮君 | 井島 義雄君 | 高見 之通君 | 廣岡 宇一郎君 |
| 藤澤 幾之輔君 | 安達 謙藏君 | 下岡 忠治君 | 關 和知君 |
| 降旗 元太郎君 | 森 田 茂君 | 齋藤 隆夫君 | 野村 嘉六君 |
| 關 直 彦君 | 植原 悅二郎君 | 秋 田 清君 | 松本 誠之君 |
| 北井 波治目君 | 今井 嘉幸君 | | |
- 出席國務大臣左の如し

内務大臣 床次竹二郎君

出席政府委員左の如し

内務次官 小橋 一 太君

内務省地方局長 添田 敬 一郎君

二五六

本日の會議に上りたる議案左の如し

衆議院議員選舉法中改正法律案（武富時敏君外六名提出）

衆議院議員選舉法中改正法律案（古島一雄君外四名提出）

衆議院議員選舉法中改正法律案（坂本金彌君提出）

◇委員長（松田源治君）〔前 略〕通告があります、北井君。

◇北井波治目君 私は昨日は缺席し、今朝出まして今井君からの提出案に付て、其説明を承つたのであります、其れに付て貳參點承りたい。今井君の御説はよく了解しましたが、其理路井然たるもので或る點に於て充分了解しましたが、唯貳參點に付て承りたい。今井君は此選舉改正案を出すに付ての根據は、或は是は民約説に依らず、或は人權論に依らず、或は平等論に依らず如何なる理由に依るかと云ふとデモクラシイに依るものである、つまり凡ての人民の爲めに此案を提出するのであると云ふ説明であつた、成程近來デモクラシイと云ふ説も随分熾になつて御説の通

り、歐米に於ても盛にして、亦其風潮は段々吾國にも這入つたのは事實であります、乍併假令歐米に於て斯くの如き風潮が熾にして、我國に侵入したと致しましても、我國は自ら建國の歴史あり、制度に於て、習慣に於て其趣が異なるのであります、之を歐羅巴が斯うである、亞米利加が斯うである、時勢が斯うである、風潮が斯うであると云ふ如く、一の單純なる信念のみを根據に置かれると云ふ事は少しく考へなければならぬ。故に第一に承りたいのは、此の根據に付きまして、我國は御承知の通り多年家族制度であります、民法に於ても一戸に戸主を認めて居る、詰り我國の習慣は一家が單位になつて居る。歐米の現在は個人が單位になつて居り、日本は單位が一家である、戸主が其家の主になつて、一家の主宰者となつて居りまして、扶養の義務を持つて居り、又公權を持つて居る、今日の我國の市町村制、府縣制でも、一家を單位としまして全民權を一家の戸主に與へて居ると云ふ事になつて居りますが、今今井君の根據に依ると、現在の我國の基礎及古來の習慣に反する事になりはしないか、選舉權を廣くしたならば終には我國の從來の制度に反する事になりはしないか、此點を伺ひたい。尤も島田君の御説を伺ひますと、階級打破と云ふ事を大に論せられました、若し階級打破を今日の大勢と信するならば、それも宜しいが、眞の階級打破と云ふ事は別問題であります、今井君は階級打破でも無いやうに思ふが、方法に依りましては、我國の家族制度に反する如き虞はないか、若し一家の主人が貳拾五歳である以上は、弟も

二五七

伯父も伯母も雇人も悉く其間に立つて戸主に服従し、一家が齊つて行くに云ふ事は、今迄の日本の習慣で一家の戸主が支配して圓滿にしてやつて居る、一家の戸主のやつた事は悉く服して、一家が齊つて来て居ると云ふ事は我國の古來の習慣で、民法が認めて居る所であります、之を打破すると云ふ事は全く畏多い話である、我國皇室典範の御趣旨にも背き、全く國體を破壊すると云ふ事になりませぬか、我國の古來の制度を打破する事になりませぬか、此點を伺ひたい。

◇今井嘉幸君 普通選挙の觀念が日本の國體に反しないかと云ふ話であります、それは決して反しない、今の國體と合するものであると思ふ、それは成程北井君の申される如く、日本の國體現狀に合はぬものなら必ずしも取る必要はないのである、合ふものなら取らなければならぬ、私の考を申しますれば、普通選挙の觀念は日本の國體に合して居ると考へる。是は前にも申上しましたが、日本の建國の時には多數人民が一所に會合して國政を議したので、人民全體でやるのが日本の建國の精神である、それが人民の數が多くなつて來ると、確か力の有る者が飛出して權力關係が起り、それに近接する人が政治を勝手にする、所謂武門の政治等が始つて、途中に於て普通選挙の觀念に反するやうな事が行はれた、又明治大帝の御精神は矢張普通選挙を喝破せられたものと私はあれを讀み奉るのである、さう云ふやうな譯で寧ろ普通選挙其ものが建國並に明治大帝の御精神であつた、それを途中から藩閥とか富豪閥と云ふやうなものが起つて、自分等に都合の

宜いものを推へたのである、税を納める一種の明治式の富豪が政權を握つて、是が第二種類の武士である、武士と云ふて悪ければ税士とでも名を附けたら宜いか知らん、さう云ふ者が政權を壟斷したものだと思ふ、それは建國の精神に當然背くものであると考へるのであります、それから次に、戸主、家族制度の御話でありましたが、是は普通選挙と云ふものと關係は無いのであります、家族制度が普通選挙の觀念に背く、それは一家の者が個々に選挙を行ふから普通選挙が家族制度を打毀すと云ふ話なら、總ての人を軍籍に取つて皆兵主義の制度を行ふと云ふことも、家族制度を主としては居ない、却て家族制度を打毀することになる、さう云ふものではない。それから現行法に於ても決して家族制度本位で規定しては居りませぬ、又家族制度を眼中に置いてありませぬ、それから或は戸主のみに選挙權を與へることを唱へる人もある、是は日本の家族制度に合するからと云ふ人も有りますが、間違つて居ります、却て家族制度の打毀しになる、何故なれば戸主のみに與ふることになると、政權を濫りに欲しがらる政黨がありとすれば、成るべく家族を分割して多數の戸主を造るために二倍も三倍も窮民を増加すると云ふ傾向になつて來て、却て家族制度が打毀されることになり、それ故に家族本位と選挙法の問題は別問題でありますから、此點の事は御安心になつて然るべしと思ひます。

◇北井波治目君 家族制度に反するや否やは別として、次に今井君は選挙法改正案に付て最も大

なる理由として説かるゝのは、此選舉法改正に依つて有権者が今の選舉法では參百萬人であるが、改正法では壹千參百萬になる、故に其結果として有権者投票権者が多くなりすから、それがために現在までの選舉の腐敗を清らかにする事が出来ること云ふことが、此の改正に就いて最も力ある説の様でありますが、一面から見ればさう云ふ風にも見えますが、私共は斯う云ふ風に見て居る、此選舉法を普通選舉にしても今井君の云ふ様に、悪い泥溝が清き流れになると云ふが、矢張泥溝は大きくなるだけで清くはならない、其範圍は益々廣くなるだけではないかと思ふ、と云ふのは嘗て當初の衆議院議員選舉の有権資格は、最初拾五圓で極めて有権者は少なかつた。其當時と其後之を拾圓に擴張した當時と比較して見ますと、拾五圓の時分には物價も安し、有権者は一村内に何人もありませんでしたが、其當時の選舉の方が最も清らかなものでありました、今井君の憂ふる如き買収、請託、情實等の事が少くして、當時は選舉違反の數は明に少なかつた。而して之を拾圓に擴張して有権者が殖えた事に依つて、是は内務省の方で能く分つて居ると思ひますけれども、拾圓になつた時の方が選舉違反の數が餘程殖えたと思ひます。而して今度又拾圓を參圓として、是はまだ實行しませぬが、私が想像しまするに是がため決して參百萬人が壹千參百萬人になつたと云つても、選舉が清くなると云ふ事は斷じてなからうと思ひます、又之を五倍して千五百萬とした所で五十歩百歩と思ひます、現に他の例を御覽になつても、選舉の競争が愈々激しくして、買収、請託、情實等は益々盛んに目を追ふて進んで來るのであります、或は是は政治思想の進歩せる事を示すものであるか知れませぬが、獨り府縣會議員のみならず、郡會議員の選舉に就ても町村會議員の選舉に就てもさうであります、甚だしきは所得税委員の選舉に就ては別に罰すべき條文がないと云ふので、其選舉は腐敗を極めて居る、唯だ選舉權を擴張したと云ふ事を以て選舉界を廓清する事が出来ると思ひませぬ、選舉界を廓清する事が出来ること云ふのが提案に就て力ある理由の様で有ります、選舉界の腐敗は今井君の想像の如く、大體に於て憂ふべきことであります、けれ共之が救護政策としては斯様な事でなくとも、他に方法を求め得ると思ふ、餘り選舉權を擴張せば腐敗が廣くなりませうし、今日より尙一層廣く無智な労働者學生に迄其範圍を廣めて行く事になりはせぬか、此點に付て説明を煩はしたいと思ふのです。

◇今井嘉幸君 其點は非常に世間では議論となるのであります、私も其理由の主なるものゝ一に算へて居りますが、是は中々議論のある事で結局水懸論になるか分らぬのですが、乍併他の國がやつて來た例に徴すると、制限選舉の時代に於ては非常に激しかつたものが、之を廢めたために忽ち其弊の消えた例が幾つもある、例へば前に御話した英國の如き、極く少數の人であつた時は其人の少數なるが爲めに非常に腐敗したことがある、此所の選舉人は何萬圓、彼所の選舉人は何萬圓と云ふやうに、選舉に相場が附て來た、所が是が擴張された爲めに大に變つて來た、それか

ら獨逸等に於きましても、斯う云ふ普通選舉を採つた爲めに清くなつた例が多々ある、寧ろ是が餘計ある、さうすると外國がさうなるに拘らず日本のみがさうならぬ云ふ理由はないと思ふからして、今迄の事實から演釋して、さうなるものと私は斷定をするのでありまして、私は此點に於て非常に樂觀をして居るものであります。

◇北井波治目君 私は議論に涉りますことは避けまして、質問だけ致して置きます、其次に伺ひたいのは矢張提出の理由として今井君は此選舉法を改正して普通選舉にすれば、非常に年の若い活氣のある識見の高い人格のよい者が議員に出られる様に云はれました。是は意見であります、選舉權を擴張せられて財産のない者にも擴く與へる様にして、所謂勞働者學生に迄與へて、年齢も下げて、其間に於て選んだのが果して良い議員で有るか、今の相當資産の有る者で選んだ方が即ち參百萬で選んだ方が良いのが出るか、千參百萬の普通選舉で選んだのが良いのが出るか、是は斷定を許しませぬ。現時思想界が非常に變化し來りて勞働問題等が盛んになり、其方の要求が非常に多い、若し之に選舉權を與へると云ふと如何なる事柄を起すか知れませぬ、是は與へて置いたならばそれが爲めに慰藉されて、其忌むべきことを防ぐ事が出来る、斯う云ふ風に云はれますが、是は兩方關聯した問題でありますから同時に述べて置きたいのであります、今日の如き時勢即ち此思想界の烈しくして、或は過激思想の如きものが益々殖えんとする際に於きまして、

普通選舉の權を彼等に與へて彼等の權力を擴張せしめたならば、一層其害が多いのではないかと云ふ事を、半面に於て見ることが出来るのではないかと思ふので有ります、之に就きまして反對者は甚だ不滿を抱いて居るかも知れませぬが、私は茲に一言して置きたい、それは今頻りに私に向つて八釜敷い電報が日々來て居ります、一例を申し上げますれば、普通選舉に反對するものは國賊だとか、お前の生命は危いとか云ふ電報が毎日の如くに參つて居りますが、其反面に於きまして、此如く脅迫的の言葉を以て迫つて居る際に於きまして、脅迫的言語や斯如き激語の要求に依つて、若し普通選舉を通過させたならば、彼等は斯如きことに依つて盡く何事も出来るぞ考へはしないか、是は十分考ふべき事柄でありまして、私共は十分選舉權を擴張するに就て理想としては、今井君の提案に賛成はして居るのであります、是は昨年より本年の事情に鑑みまして、今後の變化に鑑みまして、少し爲政者は注意して其上に出すと云ふ方針を執ることがどうでありませうか、是は見やうであります、私は斯う云ふ風に見て居りますが、今井君は其點に付ての御考はどうか、之を承はつて置きたいのであります。

◇今井嘉幸君 御答致しますが、始めの觀念の中に斯う云ふことのある事を、私は非常に遺憾とする、金を持つて居るものは皆人格が上であつて、所謂勞働者なる者は其人格が下劣なものであると云ふ口吻の見ることが先決問題になつて居る、之を正して置かなければならぬ、私は金を

持つて居る奴が悪い、人格に於て下劣で、寧ろ労働者の清廉潔白なものを見ると、全く正反對である云ふことを考へる、労働者の立派なものは議員になつて出て来てよいではないか、金持は人格が高くして、青服を着て居るから人間が下卑だと云ふ考は間違つて居る、御蠶ぐるみの者は腐敗して居つて、國家の爲めに役に立たぬ、會社などを拵へて旨いことをして居るが、それは國家の害であります、寧ろ着物は青くとも國家のために眞に誠意を盡してやる労働者の方を歓迎するものであります、それからもう一つは、労働者は或時間の間、幾らか束縛を受けて居るから、斯う云ふものに發言權を與ふる事になると、どんな結果を生ずるか分らぬと云ふが、今迄雇主が非常に労働者を壓迫して居つた、奴隷の取扱をして居つたのである、彼等に解放を與へるのは正當である、壓迫して居るものを解放してやれば彼等が相當の所までくれば、決して御心配になる様な、日本に於て過激派が起つて來るなど、云ふことに立至ると云ふことはない、私は信ずるのであります。

◇北井波治目君 力めて議論にならぬやうに御尋をしますが、私は決して今日の労働者が兎角いけないもので、資本家萬能であると云ふことは申さぬ、併し今井君の云ふやうに、資本家が國家の害をなすものであつて、労働者は良いものであるとは考へぬ、今井君は資本家なるものは始末の付かぬものである、國に害をなすものである、労働者は良いものであると極論されますが、私共も労働者を尊重して其權利を伸展することは何等異論はないが、今の御話では労働者を解放すると云ふことであつたが、私は何も日本で労働者を奴隷にはして居らぬと思ふが、労働者に選舉權を與へると解放になると云ふと、何か日本で労働者を奴隷的の扱をしたやうに聞えますが、何かさう云ふことがありますか承りたい。

◇今井嘉幸君 一番後の言葉に對して先に申します、解放的と云ふのは斯う云ふ意味です、資本家が賃銀とか其他労働上に對して規定が定めて有つて、それには労働者の意思が這入つて居らぬ、全然資本家の意思次第でやつて居る、是は特に賃銀奴隷と云ふが、さう云ふ状態に立至らしめないで、能く其間に對等の關係を持たして、さう云ふ労働條規を定めると云ふことにしなければならぬ、それから政治上に於ても何等彼等に對して發言權を與へる機會がなくて、さうして彼等には兵役の義務を始め色々の負擔を課して居る、即ち之を形容して言へば政治的の一種の奴隷である、それを解放すると云ふ意味の解放である、それから何も私は労働者が皆立派なもので資本家が皆悪いと云ふのではない、其事は一番始めに例へば労働者の見解に現れた其言葉が、労働者が全部悪いと云ふ根據からと思へぬので、そこに就て訂正した譯です。

◇北井波治目君 今の選舉法を見ると、選舉權を有するものは納税額は參圓であり、又所得税の改正に依つて六百圓に付て千分の拾貳を納めることになる、參圓の四倍である、六百圓に對して

は月五拾圓になります、今日の如き物價騰貴の時代に於ては随分下級使用人、労働者でも五拾圓の収入の無いものはないと思ひます、女とか子供とか低能な者はどうか知りませぬが、五拾圓位取らなければ人間ではないと思へる、税金さへ納めて居れば宜い、今度所得税の實行に依つて好い加減に目的は達して居らるゝと思ひます、實行して見なければ分りませぬが、唯だ納税撤廢と云ふ議論は立派でありますけれども、議論は議論としまして、實行上に於て參圓納税の如きものは、實際に於ては大抵の人が出して居ると思ひます、尙ほそれでも他に理由があつて擴張なさらうと云ふのでありますか、それを承りたいのです。

◇今井嘉幸君 税をきゆうく取るやうにしたならば、大抵税金を拂ふ人になるからして、それで以て解決が出来るではないかと云ふ御話であります、それは人數を幾らか殖やすと云ふ點に付ては、それは殖えるであります、乍併今日の又事實問題として言へば、今迄の税の取方では中々取れぬ、之を嚴格にもう少しやると云ふことを私は希望致しますけれ共、此遣方では中々さう旨く行かない、實際論として急に殖えるものぢやないのであります、それから殖えても、それは大した殖方はしない、先程五拾歩百歩とか云ふことを申されましたが、五拾歩百歩どころか五拾歩千歩萬歩位の差であります、普通選挙と、他の標準でやつた奴は、さう云ふことになつて來るのであります、税金を嚴格に取ることにした所が、幾らか殖えるけれ共、拾倍になると云ふ所

までは到底達し得ない、それからそれが幾らか達したとしても、もう一つは税金本位で以て此參政權を決めると云ふこと、其事が、非常な時代錯誤で間違つて居る、だからさう云ふ間違つた遣り方はしない方が宜しい、斯う云ふことになるのであります。

◇北井波治目君 事實是は憲政會の提案案にもありますが、今井君からも富豪のみの議會である、階級の議會である、僅か少數の金持連がやつて居る議會だと言はれますが、所得税參圓納税の者をどう看做すのですか、富豪と看做すのですか、特殊階級と看做すのですか一寸之を承つて置きたいのです、私は甚だ耳障に思ふのですが、内務大臣が屢々説明された如く随分擴張されたので、吾々國民多數が満足しては居りはせぬかと思ふのです、それを唯だ外國にないから日本でも納税を撤廢しなければならぬと云ひ、さうして類と富豪がどうだ、資産家がどうだ、是のみが政權を持つて居る、此階級を打破しなければならぬと云ふのであります、此選挙權に於きました所が即ち僅か參圓位の納税負擔と云ふことがありました所が、その人間が富豪だとは云はれますまい、貧乏人だらうと思ひます、其點に付て今井君はさう云ふ御考を持つて居られますか。

◇今井嘉幸君 是は私が一番初めに御答して居る、恒産有る者は恒心ありと云ふが、參圓位の税で果して恒産と言へるかどうかは、第一先決問題であること云ふことを御話して居るので、參圓位の税では十分な資産家の部類には屬しない、併し最後に御話の、それより以下の者が本當の人間

とも思へないと云ふのは、さう云ふ觀念が間違の本である、財産を有つて居ない人間は人間でないこと云ふ區別のあるものではない、其處の根本の錯誤を直さなければ此問題は解決しない。

◇委員長(松田源治君) それでは今日は此程度で散會しまして明日午前拾時から開會致します。
午後四時四分散會

第四拾貳議會衆議院議員選舉法中改正法律案

外貳件委員會 (前日の續き)

第四拾貳議會 衆議院議員選舉法中改正法律案外貳件委員會

大正九年貳月拾九日午前拾時貳拾五分開議

出席委員左の如し

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 松田源治君 | 小久保喜七君 | 松本誠之君 | 清水市太郎君 |
| 林毅陸君 | 中西六三郎君 | 鳩山一郎君 | 高橋本吉君 |
| 丸山豊次郎君 | 井島義雄君 | 高見之通君 | 萩亮君 |
| 藤澤幾之輔君 | 降旗元太郎君 | 廣岡宇一郎君 | 齋藤隆夫君 |
| 野村嘉六君 | 森田茂君 | 植原悦二郎君 | 秋田清君 |

關直彦君 北井波治目君 今井嘉幸君

出席國務大臣左の如し

内務大臣 床次竹二郎君

出席政府委員左の如し

内務次官 小橋一太君
内務省地方局長 添田敬一郎君

本日の會議に上りたる議案左の如し

衆議院議員選舉法中改正法律案(武富時敏君外六名提出)

衆議院議員選舉法中改正法律案(古島一雄君外四名提出)

衆議院議員選舉法中改正法律案(坂本金彌君提出)

◇委員長(松田源治君) 昨日に引續いて委員會を開きます—北井波治目君

◇北井波治目君 國民黨の植原君に先づ伺ひたいのは、選舉權の擴張の理由として、提出の理由に依りますと貳拾歳以上の男は、民法に依つて自分の事柄を處理することを認められて居る、故に國家に對する事に就ても即ちそれに參政權を與ふべきものであると、恰も民法に於ける私權の年齢と參政權たる公權との年齢を同一にされて居る、さうしますと先づ承りたいのは、一體參

政權或は投票權と申します權利なるもの、根源に付て、植原君は如何なる觀念を御持ちですか、或は吾々其點は違ふかも知れませぬ、成程日本憲法上に於ける投票權は、是は或法規の規定を俟つて有すべきものでありますから、亦之を言葉を換へて申しますれば、投票權なるものは初めから持つて居るものでありまするけれ共、或る年齢に達する迄止められて居るものでありまするか。さうではなしに、其時に依つて與ふると云ふもので有りますか。是は私權と違ふもので有ると思ふのです、民法上に云ふ私權なるもの、意味は、私權は本來有すべきもので有るが唯だ、相當の年齢に達する迄は自分で行ふことを止めたので有ります。然るに投票權或は參政權と云はれる公權は、今申上げました私權とは違つたものであると思ひます、先づ其の點を伺つて見たい。

◇植原悦二郎君 御質問に依ると、選舉權なるものは公權である、民法上に吾々の一箇の利害に關して吾々が之を左右する私權は、吾々自身のものであるし、其間の區別を無視することが、滿貳拾歳以上の者に選舉權を與へると云ふ理由になるのではないか、斯う云ふやうに御質問の要旨を了解致しますが、之に付て私の御答をする點は、此點であります、一國の政治機關と云ふものを作つて居るものは、何人であるか、一つの政治團體に加つて居る所の者は、昨日も申上げた如く、其政治團體の運命に依りて、政治團體の方面から云ひますれば支配されるし、之を構成して居る所の人民總ての點から申しますれば、人民の負擔に依つて此政治團體の運命が支配される、

此點は丁度自分と同じ事で、自分自身の權能は、滿貳拾歳以上になれば自由に行使することが出来る、法律上でも之を認めて居るではないか、して見れば一國の運命を支配する所の發言權を自己の行動に付て責任を有し得る程の者、而かも是が法律上に於て自己の行動に付て責任を有し得る能力ある者と認められて居る程の者であるなれば、其國家の政治の運命に對しても、發言權を有するのは當然である、之を拒否する理由は何處にも存在しない、斯う云ふことであります。

◇北井波治目君 能く其植原君の説は判つて居りますが、私の聽かんと欲しますのは、我國の法律上に於て、選舉權なるものは本來人民が有して居るものであるが、唯だ法規の制限が有つて充分行はれぬと云ふのでありますか。さうではなしに有しては居らぬのであるが法規の規定により與へられたものでありますか。創設的であるか、或は認定的で有るか、是は主要點でありますから此點を伺ひたい、それに依つて議論も違つて來ます。

◇植原悦二郎君 其點ならば明に御答致します、我國も立憲國とした以上は、國民に政治を左右せしむると云ふ趣旨で進まねばならぬ、凡そ立憲國と云ふ事はどう云ふことか、專制國と立憲國との分れる所以は、專制國に於ては、治者と被治者の階級があつて、治者なる者が政權を專有して、被治者を之に隸屬服従せしむると云ふことが、專制國の政治の根本觀念である、立憲國に於ては人民總てが政治に參與すると云ふことが根本の原則である、我國も立憲政治を認めた以上は、

遅いか速いかの問題は別であります。早晩國民全體が政治に發言權を有するものなりと云ふ原則を認めなければ、立憲政治と云ふものは成立たないのである。そこで實際の便宜上に於きまして、どれだけの者に其當然立憲政體の中に於て有すべき權能を行使せしむるかと云ふ事は、選舉法に依つて規定するのである。民法に於ても滿貳拾歳以上でなければ、自己の利害得失に關する責任を負ふことが出來ないと云ふ意味で、民法に於ても其規定を設けてあるではないか、民法の規定がなければ、生れながらに自己の利害得失に關する私權を有して居ると言つても、それは行使する事が出來ないではないか、それと同じ意味に於て、政治上立憲政體の主義に基いて、當然有する權利だが、便宜上其行使の範圍を定めると云ふことが選舉法の趣旨であります。斯う云ふのであります。

◇北井波治目君 はつきりした様ですが、さうしますと民法の私權の行使權と投票權の行使權とは本來何れも有して居るものである。即ち認定的のものである。法律は之を創設するのでなく認定的のものだと云ふ様に歸著するものと見て差支へない様な御説明に成りましたが、さう致しますと云ふと我國の憲法上に於きまして、此投票權と私權とを必ず同一に視ると云ふことは、どうも各種の法律を見ましても其間に差別があるのであります。民法の私權と投票權の公權とは、私とは性質も違ふし其運用に於ても違ふと思ふのであります。植原君は此民法上の私權と投票權たる

公權とを同じ根據に基いて、選舉法改正の根據とせられるのであるか。是は違つて居るが、斯う云ふ譯だと云ふ他の理由が有つたのでありませうか、諄いやうで有りますが、どうも其點が判明しませぬと云ふとあとの適用が違つて來る、それが爲に貳拾歳と云ふことを頻りに主張されると思ひますが、どうしても參政權を行ふ―投票權を行ふこと、個人の日常の事務を執る私權の行使とを同一視して、其結果私權をもつて居るから必ず公權を持つと云ふのは、少し法の性質から見ましても、亦公權私權との區別の觀念から見ましても、亦我國の國法上から見ましても、全くそれを無視したる御議論の様に思はれますが、もう一遍此事は明瞭に致して置きたいと思ひます、理解出來る様な充分な御説明を願ひます。

◇植原悦二郎君 大變に北井君は公權と私權と云ふことを區別して、非常にそこに意義あるもの、様に御考へになるが北井君に私は反問したい、一體政治團體とはどう云ふものであるか、若し一つの政治團體の中に吾々が共同生活をしなければならぬ以上は吾々の行動を無政府主義的に自由自在に放任せしむることは絶対に出來ないのであります。故に自己の利害得失に關する事を規定するのも、滿貳拾歳になれば自己の行動に就て、共同生活上社會的に責任を有し得るものと云ふ、其能力の認定に依つて法規を定めるのであります。其認定がなければ、全然法規は定められない、此法規を定める所以も、其能力を認定すると共に、今一つは吾々が自由放任の行動は出來

ない政治團體中に存在する以上は、何等かの吾々の權能に就ても、共同生活を維持する上に於て、便宜上一定の法規を定めなければならぬ、で私は民法の私權と或は公權とを區別する必要もなし、法律上に於て差別なきものは是は御隨意ですが、根本の政治組織と云ふものに存在する哲理に基き、人生々活の哲理に基き、政治團體と云ふものも、結局吾々の共同生活の便宜の爲めに起る、又民法の規定も結局吾々の共同生活の便宜の爲めに起る、而して政治團體を共同に維持すると云ふ事の責任を有しなければならぬものであるとするならば、我民法に於て既に能力者と認められる程の者であるならば、當然に公權に於ても能力者と認めらるゝ資格を有するものであると云ふ、斯う云ふ理由でありますから、御了解を願ひたい。

◇北井波治目君 貳拾歳以上として、其結果であります、官私立學校の生徒に對して選舉權を與へると云ふことは、是は今の議論で來れば判つて居るやうですが、而して是は他の今井君の案とも、亦憲政會提出の案とも違ふので有りますから、特に植原君に御説明をして戴きたいのです。貳拾歳以上と申しますれば未だ學校を卒業しない者が多い様であります。民法上に於きましては、民法と云ふ事は避けませうけれども、是は最初の年限に達したものでありまして、社會上から見ますれば、教育に於ても亦修養に於ても、社會上の經驗に於きまして、未だ極めて幼稚なものであります、故に學校に居つて教育を受けつゝ有るものである、是にまで是非共選舉權を與へなければならぬ、これは憲政會の案とも又今井君の案とも違つて居る、就きましては御説明以上に

特殊官私立學校生徒に選舉權を與ふべき理由有れば承りたい。

◇植原悦二郎君 特別に官私の學校の貳拾歳以上の生徒に選舉權を與ふるに就ては、理由はありませぬ、既に申上げた通り、貳拾歳以上の年齢に達したる者は、自己の行動に就ても責任を有し得るものと一般に今日認められて居る、故に學校の生活をして居るから、其權力の行使を妨げられると云ふ反對の理由を發見する事は出來ないのであります。若し社會的の經驗が積まなからと云ふならば、一體幾つになれば社會的の經驗を積むものであるか、貳拾五歳になつたつて社會的の經驗を十分に積むと云ふことは言へますまい、四拾歳にして感はずと云ふが、其時になつても感つて居る人間は幾らもある、一體幾つを以て制限すれば宜いのですか、若し法律上に社會上に、貳拾歳以上が壹個の人間として責任を有し得るものであるとするならば、學校生活をするに云ふ事に於て、之を制限する要は無いのみならず、教育其ものは一體何の爲めにするのであるか、人間として放縱なる生活をする爲めでなくして、國家が教育する以上は、それは國家と云ふ一の政治團體の共同生活をなして、さうして其共同の利福を増進すると共に、個々の利福を最高度へ發展せしめやうとする趣意に外ならないとするならば、此學校の生徒が加つた爲めに、生徒の右に往くのを左に向ける必要もなし、又之を加へた方が、教育其物の精神ではないか、教育と云ふ

ものが立憲政體に於て、滿六歳以上に達したる者には、強制的教育をして往くと云ふことは、國家として共同生活を爲し得る資格を與ふる爲めである、貳拾歳以上の者であるならば、既に強制的の國民教育を終つて、更に中學校の業を卒つたものではないか、之を歐米の例に徴しても、滿貳拾歳以上の學校の生徒に選舉權を與へた爲めに、政治上の變動を招いて弊害を醸したと云ふ實例は無い、之に依つて更に政治的社會的訓練を與へる一種の教育である、其意味に於て之を附加へるのは、更に正當なりと認められたのであります。

◇北井波治目君 官私立の學校の生徒に選舉權を與へた爲めは政治上に大なる變革を生ずるであらうと云ふ趣意で質問をしたのではないのであります。唯だ學校に居る者は教育中のものであるから其教育の爲に、専ら其修業の目的を達せしめると云ふ保護の爲に、政治上に於て餘り深く關係させない様にする方が其人の爲に宜からう、斯う云ふ考を以て御尋ねしたのであります、最早議論になると思ひますからそれで措きまして他の方面に移ります。次に承りたいのは、昨日來植原君の御話又は本會に於ける速記録を見ましたが、財産を有する所の納稅資格を撤廢すると云ふ―普通選舉法の改正案の根據は、一體今井君は植原君のと少し違ふ様に思ふ、又憲政會のとも全く違ふ様に思ふ、そこで植原君に承りたいのは、抑々普通選舉權なるものは、當初より有すべきもので有つて、選舉權なるものが今迄遅れたのは時代の錯誤であると云ふのが今井君の議論で

あります、て矢張植原君はさう云ふ根據の基に此改正案を提出せられたものであります。尙ほ歐羅巴等の憲法の改正の状態を見ましても、最初は何れも何磅の納稅をする者とか、或は幾らの借家賃を支拂ふ者とか云ふ様に、財産の資格を制限してゐる、それが段々に新化して、普通選舉と云ふ組織に成つたのであります、本來は必ず當初より納稅資格と云ふものは撤廢すべきもので有つて、それをしたのは全く錯誤である、地球の圓いのを四角と見たと同じであると云ふが如き御議論を植原君は主張されるや否や。我國の憲法は實施されて御承知の通り參拾年ばかりであります、當初の納稅額は拾五圓ばかりでありました、昨日も申しましたが當時の拾五圓は今日の百圓に相當し、それが漸次改正されて昨年は參圓となつたのであります。段々進歩したのであります、或は近く撤廢することになるかも知れぬものであります、昨日の議論中に現行法及び改正法は害惡である、斯る如きものは國民に害を爲して、一日も存すべからざるものであると云ふ事を極論されたのであります、果して然りとせば英吉利其他我國に於ても、今迄納稅資格を設けたと云ふのは、悉く本來害惡である、地球と云ふもの、圓いのを四角と見たと同じである、一時も早く改正を必要とすると云ふ御議論であるか、それを承りたいのです。

◇植原悦二郎君 北井君は今井君の御述べになつたこと、私の言つたこと、何か混同なされて居る様であります、私は地球の圓いと云ふ例を取つたこともなく、又現在に存在するものは

總て害惡であつて、更に利益のないものだ云ふ議論を私は述べたこともありませぬ、勿論人智の發達するに従つて、總ての政治上の組織も、社會上の組織も、經濟上の組織も、變遷しなければならぬものである、宇宙に對する所の吾々の觀念が違へば、人生々活に對する所の吾々の觀念も自ら異つて來る、又吾々の總ての行動は、吾々の人生々活に對する所の根本の觀念に依つて左右されるものである、是は申す迄もなく、北井君も御承知でありませうけれども、我國に於ても建國以來人生に對する觀念が、幾度變遷して居るか判らない、一人が獨斷政治をやつて、他の人民を愚民たらしむることが宜いと云ふ時代もあつたのである、又專制政治獨斷政治を行ふには、人民を蠢愚ならしめ、之を隸屬屈從せしむることが一番意義あることに違ひないが、今日はさう云ふ時代ではないではないか、どんな子供に對しても、國家が強制的に教育をしなければならぬと云ふ程に考へて居るではないか、又人間に對してもさうである、昔は天賦人權論のやうな議論があつて、人間は生れながらにして皆同じやうなものだ云ふ觀念もあつた、國家は個人同士の契約に基いて成立して居ると云ふやうな政治上の議論もあつた、是は今井君も昨日申されましたが、吾々は人生々活に對する所の根本の觀念と、共同生活に對する根本觀念と、根本觀念に於て相異なる觀念を有するに至つた、從て吾々の共同生活の様式も異つて往くと云ふことは、是は自然の順序ではないか、而かも立憲政治の根本主義はどう云ふ事であるかと云ふと、立憲政治は

治者と被治者との區別を認めなく、其政治團體——社會に於ける所の總ての人民は少なくとも平等である云ふことは、生れながらにして平等であると云ふ天賦人權論の意見とは違ふのであります、同等の立場に於て、之を各自に持つて生れた異なる才能を最高度に發達せしむる事が、一番個々の生活に取つても、共同生活に取つても宜しいではないか、吾々が學校で競走するにも、同じ出發點から出發して、さうして先の目的地に到着したものを優者とするのでなくして、單にそれは機械的に此所迄來た者を優者、此所迄で止つた者を劣者であると云ふことを、社會的に區別して置くと云ふことは、今日の人生々活の哲理上から見ても、誰も之を是認する者はないではないか、のみならず今日の日本の國家は鎖國ではありませぬ、日本だけの國民を穩に無事に存在せしめて往けば宜いと云ふことでなくして、日本國民を世界の各國民と競争せしむる様にするには、日本に生れた總ての國民に、其持つて生れた所の才能を最高度に發達せしむる途を作らなければならぬではないか、要するに北井君には斯う云ふ考を根本に持つて居られぬことが、吾々の言ふ所を御了解にならない理由であると思ふ。參圓以上の納稅資格のある者が相當の人間だらう、それ以下の人間は語るに足らないと昨日も御言ひになりましたけれ共、其根本が間違つて居る、人間は税金を納めるから懶巧である、税金を納めない人間が國家の爲めに役に立たぬと云ふ譯でなくて、天賦の才能を各々機會均等の下に依つて發揮せしむることが、日本の國家を最も有

力に發展せしむることが出来る」と云ふ根柢に基いて、吾々は此主張を爲すものと御了解を願ひたい。

◇委員長（松田源治君）それは議論だから盡きないと思ふ、政治哲學の講釋をやつても仕方がない、誰も皆知つて居るのだから、大概な事にしやうではありませぬか。

◇北井波治目君 昨日私の言つたことが或は穩かでなかつたか知れませぬが、それは參圓以上の人が極めて相當であつて、其他の人はまるで無能の様に御聞きの様であります、さう云ふ意味ではないのでありまして、兎に角選挙法が昨年改正せられ參圓迄擴張された、其參圓の納税なるものは、極く低い所の使用人或は給金取或は労働者でも納める事が出来るのでありますから、選挙權が稍々廣くなつたのでありますから、實際に於ては普通選挙の目的の大部分達成せられたのではないか、斯う云ふ意味で申し上げたのでありますから其點誤解のない様に願ひたいのであります。そこで今私の聽かんとする所は、今迄の選挙の進歩の状態と云ふものは最初は何れも、制限が廣かつたので有りますが、段々とそれが狭小にせられて選挙權は擴張せられて來て居るのであります、是は時代の趨勢であり、さう變遷して來たのでありますから、過去の歐羅巴に於ける歴史を見ても、亦我國の憲法政治の歴史を見ましても、さう云ふ風でありますから、今迄の事柄は悉く錯誤である、今直に之を直さなければならぬと云ふ御趣意であるか。さうでなく今迄は相

當であつたか知れぬが今日としては此所迄選挙法を改正する必要がある、是は時代の趨勢である、斯様な御議論であるか、此處だけ其根柢を聽いて置きたいのです、序に何つて置きたいのは、昨年植原君等は多分貳圓の納税資格を主張され、其事を提出された、其時私は參圓案に賛成したのであります、是は程度問題であつて、其他の點を見ても、別に八釜しく論議する程の意見の差は無いやうに思ふのであります、故に其根柢を聽きたいのであります。

◇植原悦二郎君 御質問は能く判りました、時代の趨勢に應じて、それに適應すべき所の政策を立て、立法をしなければならぬ、封建時代に於ては、百姓町人は辻斬御免であつても我慢をしなければならぬ、武士は人間であつたけれ共、百姓町人は國民として存在を認めて居らなかつた、さう云ふこともありましたし、其時代に依つて變遷して行かなければならぬ、今日までの事が總て間違であつたら、日本の今日の發展をして居らない、吾々は今日まで日本が發達したと云ふことを誇る所以も、明治の變革に、革命的に日本の國民を全體人間とする様な政治の本を造つたと云ふことに歸著すると云ふことは、北井君も御承知だらうと思ふ、そこで私共は昨年は貳圓案を出したが今年はどうだ、其理由は私は能く説明してあると思ひます、昨年と今年とは豫想の出來ない程に急轉直下の勢を示して居る、國際聯盟の問題を見ても、労働問題を見ても、又政府の自ら爲す所の施設を見てもこの激變の状態を。皆言はず語らずの間に考へて居るではないか、

之を見るならば、此日本の時代の變遷に適應するには、此改革を爲さなければ、世界の氣勢に順應することが出来ない、政友會の方にしても、四拾議會に於て五圓案を唱へ、次に參圓案は四拾壹議會に於て賛成されて居る、尙更それに比較すれば、此時代と今日とは非常な變遷を爲して居ると云ふことは、北井君も御承知であらうと思ふ、それ故に私共は今日之を定むることが、我國の將來に對する焦眉の急なりと思つて、此案を提出したのであります。

◇委員長（松田源治君） 北井君も能く判つて居るやうです、北井君は改悪と言ふけれ共、植原君は改悪でない、時代の變遷に伴ふて段々改正して行く、斯う云ふ譯になつて居ります。

◇北井波治目君 憲政會の方に伺ひたいが、藤澤君は見えて居りませぬか、齋藤隆夫君に……

◇委員長（松田源治君） 提出して置きながら、提出者が出来ないので、議事の進行に妨害を與へるやうなことでは甚だ困る―それでは北井君の憲政會に對する質問は留保致しまして、後略

◇委員長（松田源治君） 此場合藤澤君が見えられませんでしたから、北井君に留保してある質問を許可致します、北井君。

◇北井波治目君 藤澤君に伺ひますが、藤澤君より御提出の選舉法の改正案を見ますと、殆んど普通選舉と致しまして早晚斯如きものが、行はるべきものであると思つて居る、私共も案其ものには異議はないのであります、此所で承つて置きたいのは、獨立の生活を營むと云ふ事に就き

まして昨日植原君の質問に對して、どうも其答辯が要領を得て居りませぬが、一體此本邦の地方制度の方は、府縣制、郡制、市町村制等は、悉く公民に選舉權を與へて居る、獨立の生計を基としまして―然るに衆議院議員の選舉法は然らずして、獨立の生計と云ふ事は要件として居ないのであります。私は元來家族制度の立場より見まして獨立の生計と云ふ事は必要なものと思ふのであります、是が詰り家族制度を破壊せぬ一つのものであらうと思ふ、故に昨年の改正案の當時に於きまして今井君は其意見を述べた様に記憶して居ります、故に家族制度に餘り關係せざる改正案に付ては賛成するのに躊躇するものであります。而し承りたいのは獨立の生計を營むと云ふ意味は、日本の家族制度を尊敬する意味を含んで居るや否や。それと全く關係なく他に獨立生計と云ふものを必要と見たものであるが、御承知の通り日本には戸主と云ふものがあつて、其の戸主が家長權なる權利を持つて居る、是を戸主と云ふことに致しますと、今井君の仰つた如く、幾らでも戸籍を作つて獨立の生計でも何んでもない者が、選舉權を持つと云ふ事になります、是は尤な事であり、故に獨立の生計と云ふ事は、専ら日本の家族制度を維持する立場から此案が出たものと思ひますが、其意味であるや否や伺ひたいのです。

◇藤澤幾之輔君 獨立の生計を營むものと云ふ要件を新に加へた趣旨は、家族制度を重んずる趣旨に出て居るのであるか、どうであるかとの御尋であります、敢て家族制度を重んずると云ふ

ことを基本と致しまして、立案致しましたものではありませぬが、大體に於ては私説明致して置きました通り、選舉權は絶對無限なもので無いのでありまして、何れの國と雖も各々制限を設けて居るのでありますが、その制限を設けます上に於て、各國互に共通致して居る制限もありますし、又其國情に依つて特に制限を設ける場合も有るのでありますが、獨立の生計を營む者と云ふが如きことは、自然の結果と致しまして、矢張家族制度の破壊に傾いて居るか、或は尊重に傾いて居るかと云へば、私共は日本の國情に鑑みまして——是は私一箇の意見でございませぬ、家族制度を矢張尊重する上に於て効果ありと思ふ、決して不利益なものではない、直接間接に家族制度を尊重する傾きを持つて居ること云ふことだけは申上げて差支ないものと思ふのであります。

◇北井波治目君 さう致しますと、尙ほ提案者に承りたいのでありますが、御承知の如く町村制に依りますと、公民權は斯うなつて居ります。「帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齢貳拾五年以上ノ男子」此所までは今の通りであります、唯だ其所に「貳年以來市ノ住民ト爲リ」と云ふのが有ります、之を今度の憲政會の案では「六箇月以上」となつて居る、是は六箇月としても壹年としても大した差はありませぬが、「其ノ市ノ負擔ヲ分任シ且其ノ市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接國稅年額貳圓以上ヲ納ムルトキハ其ノ市ノ公民トス」斯う云ふやうになつて居りますが、是は財產撤廢と云ふ御議論を立てる爲めには、直接國稅年額貳圓或は地租を納めると云ふ此條件を取つて

しまつたわけでは如何なるものでありませうか、市の住民として市の負擔を分任する位のことでは、提案者は尙ほ不足と見做すのでありますか。

◇藤澤幾之輔君 それは本案とは違ひますが、今日の議事日程に上つて居ります地方制度の改正案に於きまして、矢張市町村制度の方も改正の意見を提出致して居りますが、乍併此選舉法の主眼とする所は、大要申述べました通り、選舉權の資格の條件の中から納稅資格を撤廢しやうと云ふのが大なる目的になつて居るのでありますから、今仰せの如く、租稅を納むると云ふことは、此大目的に副はない結果になるものでありますから、假令多い少いの區別如何に拘らず、それを茲に加へなかつたと云ふことに御承知を願ひます。

◇北井波治目君 さうではない、直接國稅の納稅等は無論加へなければなりません、其市の住民となつて市の負擔を分任すること迄も、尙ほ撤廢すること云ふ意見を持つて居るか、其負擔の分任迄もどうしても撤廢しなければ、此提案の趣意は貫徹しないのでありますか、直接國稅の納稅とかは無論な話であります。

◇藤澤幾之輔君 苟も其市に於て獨立の生計を營んで居る者は、市の負擔を致すべ考へくられます、乍併一人と雖も尙ほ其市の負擔を免るゝ者にして、さうして此選舉權を得る場合が絶對にないかと言ひますれば、それは事實問題になることではあります、私共は大概獨立の生計を營む者で、

市の幾分の負擔は致すことであらうと思ひますけれども、其所に目的を置いたのでありませぬが、兎に角納税或は財産と云ふやうなことは、制限の條件としない、斯う云ふやうな趣旨に致したものでありますから、其所は根本主義が違つて居るのでないかと思ふのであります、それから先刻の御尋中にありました、どうしても宜しいと云ふことの仰せでありましたが、貳箇年とか六箇月と云ふことであります、此六箇月と云ふことは衆議院議員の選挙法に於ては、名簿調製に必要なが爲めに特に期限を定めましてでありまして、市町村制で貳箇年と云ふことの規定を設けたのと、稍々其性質を異に致して居るやうに私共は考へて居ります、勿論昨年政府提出に依つて改正せられました所の改正選挙法にも六箇月を採用致して居るのでありまして、此點に就ては深く説明を要しませぬと存じます。

◇北井波治目君 さうしますともう一つ御尋致しますが、納税の事は別にしましても、財産とか資力とか云ふ事は一向眼中にないのである、斯う云ふ御説明で有るが、昨日藤澤君に獨立の生計と云ふものはどう云ふ意味で有るか、と斯う聞いた所が、市町村制にさう云ふ事がある、然して行政裁判所の判例にも數多ある、其意味に於てやるのであると云ふ御説明であつた、故に私は早速行政裁判所の判例を見ました所が、それは斯うなつて居る、他人ト同居同炊スル者自己ノ資力ニ依リ其家計ヲ支持スル者ハ町村制第七條第壹項ニ所謂獨立ノ生計ヲ營ム者トス」と云ふ判例は

澤山ありますが矢張此意味だらうと思ひます、而して昨日の御説明は果して然りとせば、全然財産を眼中に置かぬと云ふ事に非らずして、自己の資力に依り其生計を支持すると云ふ事が有ります以上には、全く財産を無視すると云ふのではなからう、獨立の生計中には全然財産と云ふものを無視するとか、或は市の負擔を分任するとか云ふことは眼中に置かない、さうしたら獨立の生計は出來ないので有りますが、其邊は随分苦しい御説明だらうと思ひますが、昨日の行政裁判所の判例に依ります獨立の生計と云ふ事でありますならば、私が今申し上げました如くに、自己の資産に依つて其家計を支持すると云ふ事になつて居るのであります、此點は如何でせうか。

◇藤澤幾之輔君 それは行政裁判所の判決例を――北井君は法律家ですからして、斯う云ふやうな事を云ふのは甚だ心苦しいのであります、御解釋は少しく違つて居るのであるまいかと思ふのであります、一寸言ひにくいことではありますが、御役人で御座いますね、別に田地もなければ山林も持つて居ない、大なる貯蓄も何も無い、一箇月百圓とか貳百圓とかの給料を――働いた結果として給料を取つてそれで生活して居る、労働者が一日に日給五圓とか、或は月百圓とかの賃銀を取り、それで生活して居る、詰り自己の資力で生活して居る、それであるから、是は財産から上つた収益で生活して行くこと云ふ意味ではない、それもあるです、極く是は廣汎な意味で、此判決例が出來て居ると私共は考へて居る。

◇北井波治目君　それでは尙ほ一つ伺ひたい。昨日關君の御尋に對して藤澤君は、此選舉法と選舉區とはどうしても分離は出来ぬと云ふ御答辯で有りましたが、選舉權の擴張と別表の—選舉區とは、是は甚だ違つた問題でありますから、必しも之は一緒にしなければならぬと云ふ事は無からう。中選舉區にしましても小選舉區にしましても大選舉區にしましても、是は是で又目的とする所が改正の上とは違ふので有りますが、此普通選舉を主張するに就ては、中選舉區と云ふものが離るべからざるものと云ふ御意見で有りませうか、それを一寸承りたい。

◇藤澤幾之輔君　どう御答したら御分りになるのでありませうか、選舉法は別表に依つて行はるゝものなんでしょう、別表なくして選舉法を實行することの不可能なことは申すまでもありませんが、乍併改正の場合には別表のみを改正して然るべきことがあり、本法のみを改正して尙ほ可なることがある、其意味で御尋になるのであるかと思ひます、さう云ふ場合になれば、成程御尋の如くに別表と本法と切離して之を改正するに於て、何等差支ない、尙ほ今日所謂普通選舉を現實に行ふ—有効に之を行はんとするものであるのでありますから、毎々主張致して居りました比例代表或は少數代表、此主張を全然貫き得なくとも、相當に貫きたい、先日も申述べました通り、今日低き所の階級の人々にも選舉權を與ふる—低いか高いかそれは別であります、具體的に云へば労働者にも尙ほ此選舉法が實施になれば、選舉權が與へられるやうなことになる、處

が労働階級の勢力と云ふものは、廣い場所に在つて、而して是が一團となつて、其選舉に關係致しますれば、相當の効果を現すことが出来る、然るに之に反して、選舉區を極く小さくして、切れ／＼に致しまして、而して其間に選舉を行はしめやうとするならば、所謂其勢力は小さく分割されますから、其選舉區内に於て、其効力を發揮せしむると云ふことは、餘程困難になつて来る、それは地方に依つて絶望ではない、工業の非常に盛なる詰り大阪だとか、或は其他の場所に付て、假令小選舉のやうになりましたも、労働者の勢力が個々別々に分割してしまつても、それでも尙ほ其目的を達し得る場合が必ず有るけれども一般的に云ふ時には、選舉區が廣ければ廣いだけ、此労働階級の如きものが其目的を達する上に便宜が多い、此意味なんです、そこで此度普通選舉法を實施せんとする、而かも吾々の問題の主義は昨年にも大に争ひました如くに、小選舉區より大選舉區が可いと云つて、五六箇の箇條を擧げて私共之を主張した、今御話しました時分に、項級の選舉を行ふに便宜であると云ふばかりでなしに、此立案の趣旨を説明致しました時分に、項を擧げて算へました如くに、壹人壹區を基礎とする小選舉區よりは、數人を基礎とする所の中選舉區の方が、國家のために利益である、斯様に考へました、既に可と考へて提出致しました以上は、之を分離せず共に其目的を貫かう、斯う云ふ意見を持つて居ると云ふことは、是は當然のことであらうと思ふのであります。

◇北井波治目君 私は別にもう御尋ねする事は有りませぬ、唯一言最後に内務大臣に伺ひます。我國の地方制度に於きましては、公民権の要素としまして「獨立の生計と云ふ文字があります。此文字は私は日本の家族制度の一つの理由として言つてあるものであらうと思ひます。勿論それのみではありませんけれども、兎に角日本の家族制度と云ふものは一戸が單位となつて居りまして、一家族を基礎としてありますから、「獨立の生計」とは其の意味であると云ふ趣意であらうと思ひます、左様でありますか、それを承つて置きたい、簡單でも宜しいでございます。

◇國務大臣(床次竹二郎君) 市町村制に、もと確か一戸を構へると云ふことがあつたので有りますが、どうも實行致して見ますと云ふと、解釋が區々になりまして、甚だ明瞭ならぬ所があつて、度々行政裁判所と行政廳との間に意見の異なる所がある、施行上に困難を感じた結果、此獨立の生計を營むと云ふ點は實ははつきりせぬ様にも有ります、けれども今日迄は兎に角それで實行して居るのです、元は「一戸を構へ」とあつたのを、それでは解釋上區々に涉つて施行上困るから、「獨立の生計を營む」と改めた譯です。

第四拾參議會遠信鐵道速成に關する建議案外壹件委員會

第四拾參議會 遠信鐵道速成に關する建議案外一件委員會

大正九年七月貳拾壹日午前拾時貳拾五分開議

出席委員左の如し

- 池田猪三次君 佐藤寅太郎君 北井波治目君 花岡次郎君
 - 岡田伊太郎君 樋口秀雄君 井上剛一君
- 出席政府委員左の如し

鐵道省參事官 岡田意一君

本日の會議に上りたる議案左の如し

遠信鐵道速成に關する建議案

◇委員長(池田猪三次君) 是より開會致します。

◇北井波治目君 遠信鐵道速成に關する建議案の大體を説明致します、趣意は本會で申しました通り、此鐵道は天龍川の西方ならば濱松から、東方ならば中泉を起點として、天龍川を遡り飯田を経て中央線辰野に到る、百壹哩の鐵道を敷設して貰いたいと云ふのであります。其理由としては

地形を申しますと、此線路中の僅かの部分を除く外は山間未開の地であります、濱松から二俣迄は輕便鐵道が五里ありますが、是も輸送が貧弱で久根銅山の鑛物を運ぶ事が出来ない、交通機關として不備であります、二俣から廻つて佐久間と云ふ久根銅山の黒煙の有る所迄約拾里あります、佐久間から信州の國境迄は四里、所に依りますと參里又は五里あります、此間の遠州の拾五里近くの所は全く交通機關がない、縣道もなく昔通り草鞋掛で通つて居ります、或る部分は馬も牛も通る事が出来ないと云ふ様な危ない道路を通行して居ります、唯だ天龍川のために、下りは船があります、其船に荷物を積んで川傍を曳き上げて行くこと云ふ古代の如き輸送のやり方であります。尙ほ遠州より信州に入つても——此邊は本員は委くは知りませぬが、長野縣の方から御話を承れば幸と存じますが、佐久間から飯田迄拾八里あります、此間も何もなく全く天龍川を廻つて往く山間未開の地であります、飯田から伊那、伊那から辰野迄は輸送力が有ります、信州の部分に於ては此線路は貳拾里餘の所が矢張遠州と同じく未開の交通不便の地であります、斯う云ふ地形でありますから殆ど遠州の山間の如きは、未開不便の所であります、昨年縣會に懇願の結果、縣道にすると云ふ名前は附けられましたが、何時出来ることか實際のことは判りませぬ、凡そ帝國内で斯如き不便未開の土地は他にないのであります、實地の事を具體的に申しますと、奥山村が北の端れの所に有ります。奥山村は一村拾七方里あります、其村の一部に於て土中山があります、

其處に御料林があつて杉檜が貳千萬本以上もあります。此木が壹本拾錢に賣れますが、若し茲に交通機關があれば壹圓にも貳圓にも賣れるので有りますのみならず、奥山村で木を伐つて角材にして、何本も積んでありましたが運搬することの出来ないため、腐らしたり流したりした實例があつたのであります。信州方面は能く調査してありませぬが、北遠の二俣から信州境に到る所の拾七、八里の所の天龍川沿岸の杉檜の數を申しましたも、ざつと貳億萬本あります、若し壹本壹圓とすれば貳億萬圓になる、鐵道を敷設したが爲に一本一圓五十錢になれば三億萬圓になる、それから鑛物を多額に産しますが、運輸の便が悪い爲に唯だ天龍川の沿岸だけの鑛物のみを採掘して居ります、有名なる久根銅山之は日本にも少ない銅山で、一箇年の産出は昨年拾五萬噸、船六百艘を以て下して居ります、其他久原の平山銅山、高田商會の秋月銅山、王子の製紙會社工場、斯う云ふものが僅かの所に澤山出来て居るのであります、尙ほ非常に發展すべき物産があるのであります、奈何せん前申す如く交通不便の爲十分發達して居りません、其他製茶、養蠶、椎茸等の物産は云ふ迄もないのであります、故に鐵道が設けられるればどの位利益があるか、殆ど算盤を探ることが出来ぬ位であります。現政府は交通の便を開く事を其政策の一とせられて居りますが、平坦な良い場所でも自轉車や車に乗つて歩いて御開きになると云ふのは、それは本當に開くのではない、眞に道を開くと云ふのは斯如き未開不便な、そして産物の豊富にして千

年斧を入れざる森林を開くのが交通の便を開くのであります、此處から出る産物が大なるのみならず、此拾數里の間の山間を開発したならば、之に依つて普通の樹木に於ては、薪炭の如きは先づ日本の大部分に對する薪炭の供給になるだらうし、木材の如きは遠州信州の木材を以て、我國の建築材を供給する事が出来ると思ふ、今日でも深川の木材の價格は遠州の木材を以て動かして居る位であります、之を開けば其土地を一變することになるのであります、又一面に於ては軍事上にも都合が宜からうと思ひます。遠州は丁度日本の中央に當つて居ります、尾張の國は日本の中央を割つて「ヲハリ」と云つたのであると聞いて居りますが、兎も角若し東海道の海岸より砲撃された時には、どうしても中央に貫いて行く所の交通機關を要する、中央鐵道を開いたのは其趣意で御座いませうが、尙ほ此處に鐵道を開いたならば、一朝事ある時にはこの位の効果があるか判りませぬ、私は専門家ではありませんが何人にも判る事でもあります。それではどの位の工費が掛かるか、政府の方では多分山間で有つて工費が餘計掛るので敷設せぬので有ると申されるかも知れない、私共はそう思つて居つたので實は是迄主張しなかつたので有ります。昨年本間英一郎と云ふ古い技師と、一人の若手技師とが濱松中泉方面より信州の國境迄踏査致しました、拾日許り要しましたが、そうして此處にある様な縦斷面、横斷面を作成して、尙ほ費用も見積つて見たのであります、それが昨年の物價で、濱松若しくは中泉より久根銅山に至る參拾參哩の間の

比例を以てすれば、辰野迄は貳千五百萬圓を要する、貳千五百萬圓と云ふと大きいかも知れませぬが、土地開發の上から見れば微々たるもので有り、物産はそれを補ふに餘り有るものと思つて居ります、一例を以て申せば木材が半分の壹億萬本と見ましても、貳千萬參千萬は出るので何んでもないのであります。森林の如きは租税の負擔も輕いので有りますから、今持腐れになつて居る御料林の如きは、交通が開けぬために其古き木も放任してある、伐つた木すらも腐らかして流すと云ふ事になつてゐる、然るに都會地に於ては建築材の無いために建築が出来ない、薪炭の如きも燃すべきものが無いと云ふ事になつて居る、速に此鐵道を敷設して、そうして貳拾年參拾年と云ふ緩慢な事ではなしに、一つ英斷を施して之を敷設されたならば、其利する所は非常に大なるものであらうと思ふのです、それで此建議案を出した次第であります、大要左様に御承知を願ひます。

◇樋口秀雄君 今提案者の御説明がありました、是は前の豫定線は此道を探つて居つたと思ひますが、之に對して政府の考はどう云ふ風でありますか、それを一つ伺ひたい御座います。

◇岡田政府委員 唯今御説明になつた線路に就きましては、詳細御述になつた如き見地より致しまして、此鐵道は必要なるものと認めて居る次第です、さりながら工事費も中々高く掛りますので、財政の關係上、然らば何時敷設する見込であるかと云ふ事は、一寸申上げ兼ねますが斯如き線路は敷設せられるべき線路と考へて居ります、又唯今の御質問であります、未だ精確なる調

査が出来て居りませぬので、此處で申上兼ねる次第であります。

◇樋口秀雄君 全 略

◇岡田政府委員 右岸を通るか、左岸を通るか云ふことに就ては確定して居らぬと思ひます、さりながら敷設局長は唯今他の委員會の方に參つて居つて、已むを得ず此方に參り兼ねて居りますから、其事は御傳へ致しまして、尙ほ委しく御話を致すやうに傳言致します、左様御承知を願ひます。

◇樋口秀雄君 全 略

◇岡田政府委員 線路網圖と申しますと、新らしく出来た線路網圖だと思ひますが、それには這入つて居ると思ひます。併し御承知の通り新線路網は、大體此地點と、此地點とを連絡すべき線路が必要で有らうこの見地から出来て居るものでありまして、之を掲げるまでに調査致しまして、どの地點を通過し、如何なる方法に依つて建設するかと云ふ様なことを正確に調査したものが、此處に載つて居るのではないと思ひます。

◇北井波治目君 岡田政府委員は、細かな事は御承知ないでせうが、私の此案を出す當時に於ては、其前に鐵道院に申上げた事がある、此線路はどうだ、それから本年一月鐵道院が作成せる鐵道線路網圖、改訂鐵道線路網表、是は本年壹月のものであります、是は御承知であらうと思ひま

す、之に依ると濱松から辰野に至る百壹哩ちやんと書いてある、是は御承知であらうと思ひます。

◇岡田政府委員 此線路圖に於ては、御斷り致して置きますが、其説明書に附いて居ることが、確定せられたものでないと云ふことだけは、御承知置きを願ひます、此地點と此地點と云ふことは、大體當局の見込を掲げたものでありまして、敷設する時には必ず其處と云ふ意味で掲げてあるものではないのですから、御承知置きを願ひます。

◇北井波治目君 それから御判りになつたら御説明を願ひたいのですが、第二計畫の鐵道網中に掲げてあるのでありますが、此調査等は取掛るやうな準備になつて居りますか、まだ餘程先きと云ふ御考へですか。

◇岡田政府委員 新線路網圖に掲げてある線路につきましては、何れ各方面共に調査する豫定になつて居りますが、何時から然らば只今建議案中に出て居る線路の調査に取掛るか云ふことは、まだ定つて居らぬと私は承知致して居ります。

◇花岡次郎君〔前略〕私は提案者に御尋ねして辨明を得て置きたいものでありますが、提案者の説明を先程承りましたが、私共全く同感であります、唯だ私は遠州の方面は餘り土地の狀況を存じませぬが、信州の方は此線路の延長約三分の二は、長野縣の地勢で有るのでありまして、長野

縣の方面は辰野より國境迄、長野縣の最も長い、最も大きな縣道、三州街道と云ふものがあります、それは天龍川の右岸を通じて居るのであります、此方面に郡役所の所在地とか、之に亞ぐ地方の小都會は、皆天龍川の右岸にあるのであります、左岸の方は右岸の三州街道に比較するやうな立派な縣道はない、此點を以て見ましても右岸の方が如何に交通が頻繁であるかと云ふ事は、證明が出来るのであります、提案者は遠州の方は左岸を擇ばれたやうですが、信州の方は私共の考としては、絶対に右岸を主張する、工費も恐くは右岸の方が勿論少いではありませんが、單に工費の關係のみで御座いませぬ、交通の關係が左岸はさまで必要を感せずして、右岸は痛切に必要を感じて居る譯であります、長野縣の地勢に於ては、絶対に右岸を必要と信するのであります、提案者は長野縣の地勢に於て何方が宜しいと御考になつて居るのであります、其點辯明を得て置きたいのであります。〔後略〕

◇北井波治目君 花岡君の御尋に就ては簡單に申し上げて置きます。信州に至りまして左岸を通るか、右岸を通るか、是は政府の敷設する時の調査に依つて決するものと思ひます、左岸、右岸何れが宜いごしたのではありませぬ、且つ信州方面のことは能く存じませぬので、遠州の方面は踏査をしましたが、濱松を起點とすれば、右岸を通る様になるかも知れませんが、是ご工事の都合で、或る技師の話に依れば、若し左岸を行つても天龍川の上に行くと、川幅が狭くなつて、橋梁

を架けるにしても、僅かの費用で済む、さうすれば寧ろ向ふへ渡つて、向側に行く方が宜いと云ふ所もある、斯う云ふ意味でありまして、自分の踏査した結果に依れば、左岸になつて居りますが、是は實地政府が經營するに當つて、一層進んだ完全なる調査をして、工事費の都合、物資の集散の模様にて、決めらるべきもので、要するに提出者の目的は、天龍川を何方からでも廻つて、中央線に取附け、長野静岡兩縣の貫通を希望するのでありますから、別に必ず左岸でなければならぬ、右岸でなければならぬと云ふのではありません。

◇井上剛一君 私も提案者に御尋致しますが、唯今の提案者の御説明に依て、大體の趣意は判りましたが、此提案に依れば、起點を濱松若くは中泉町として、天龍川を廻り云々と定めて居る、唯今の説明に依れば相當に踏査をされて、線路の難易等も御調査になつたやうに承つた、果して左様でありますれば、政府の調査に委託すると云ふ意味に於て、其起點を濱松又は中泉とするごになつて居るやうである、而して提案者は既に濱松から見て、左岸を以て適當なり、善良なりと御査定になつたと云ふならば、濱松を起點として信州との聯絡を取ると云ふ建議で、其趣旨目的を徹底せらるゝやうにも思ふ、此點は甚だ皮肉な言葉のやうで恐縮しますが、一寸見ると提案者北井君は、其選舉區が右岸にも左岸にも入つて居りますから、其選舉區の關係もありませうし、左岸の方の濱松に屬する部分も、少しは注意を喚起させる必要もあるからと云ふやうにも想像さ

れる、併しそう云ふ御趣旨は提案者に無論ないと確信する、又確信することを欲するのである、故に是が物資の集散、線路の難易等は調査の上、決定して貰ふと云ふやうな御趣旨のやうでしたが、物資の集散は濱松市を中心とする、地方の集散の有様は統計を待たずして明かである、現在濱松の物資の集散地たることは天下萬民の知る所であれば、更に鐵道省の調査を待つて判定するまでもないことで、既定の事實である、果して物資の集散地を以て起點の主要目的とすれば、濱松を以て起點とするのが妥當であらうと思ふ、又將來中泉が物資の集散地たるべき見込のある所とすれば、濱松の將來はどうかと云ふことを調査すれば判ること、斯様な明瞭なものであるのに、それを明かにして置かれぬのは、どう云ふものでせうか、私も言ふを望まぬのですが、其所まで切込んで伺つて置きたい。〔後略〕

◇北井波治目君 井上君に御答致しますが、此鐵道は工事も随分困難であつて、哩數も可なり多いので、中々一朝一夕に總ての事を明かにする事は出来兼ねますが、別段選舉區等の關係は持つてをりませぬ、遠信の山間を開發すると云ふ趣旨からであります、そこは御諒承を願つておきたい、そこで濱松若くは中泉としたのはどう云ふ譯であるかと申しますと、私の調べた時分には中泉を是なりとして一の調査が出来て居つた所が、政府の鐵道網によれば濱松が起點になつて居る、私共は何方でも宜しいので物資の集散如何、工事の難易に依つて何れに決定されても宜しい、井上

君は中泉の物資の集散等は既に判つて居る筈であること云はれますが、併し長い間即ち長い線路の物資の集散を見るので、單に濱松だけのものを見てそれを中泉に比較するのではないのです。尙ほ物資の集散のみならず、工事の難易も考へなければならぬ、そこで私が調べた時分に、中泉の方がどうであらうと思つたのは、濱松から鹿島に到る輕便鐵道があり、是が權利を持つてゐるから、買収すればそれまで、すが、當初私の方では政府に拵へて貰ふと云ふ考へはなかつた、自己の經營で造らうと云ふ積りで、其買収も困難であり又私設鐵道として願ふ時分には出来ない話である、其處を避ける爲めに既に其處にはそれだけの便がある譯であります——それから工事が井上君は御承知でございますが、鹿島から龍山に至る間は山壞が非常にある、餘程の隧道を造るかどうかせぬと困難である、こちらの光明の方には山壞はない、左岸は彼處に少し悪い場所がありますが、是は委員會ではごたく／＼になりますから、又圖に依つて調査したものがありますから、是は御互の問題でありますから委しく御話し申上げますが、そう云ふ様な都合で左岸はどうだらうございましたが、どちらにしましても天龍川を越えて右岸に行くと云ふ必要もある、上の方に行きますれば五萬圓もかければ、一の鐵橋が出来ると云ふ様な調べもあります、それは政府で御調べの上で濱松を可とすれば濱松で異議は無いのであります、私が磐田郡の出身であるから、其方に關係が深いから、それで中泉と云ふ事は決して主張せぬのであります、政府が公平の眼を以て調

べた結果、濱松を可とせば何も異議はない、又濱松の方は是々の差支があるとして中泉なり、袋井なりにされても是は異議はない、此點は御互に雅量を示して、右岸左岸何處に停車場を置くに云ふ細かい事を止めて、唯だ信越の山間を開くために、東海道の天龍川の何れの沿岸でも宜いから、どちらの沿岸を行きましても、此天龍川がなければ敷設に困難でありますけれども、天龍川のどちらから行きましても、廻つて行くと云ふので御互の御諒承を得て、此目的を達する様に願ひたいのです、決して濱松でなければいかぬとか、中泉でなければいかぬとか云ふ頭を持たず、遠州信州と云ふ頭で願ひたいのです。

◇井上剛一君〔前略〕又提案者たる北井君の御説明に依つて、其大體の御趣旨の在る所を知るを得たのであります。知るを得たと同時に、尙ほ提案者に私は寧ろ御反省を乞ひたいと思ひますことは、凡そ鐵道敷設に關しましては、無論工事の難易輕重、之を第一の要點としなければならぬことは、提案者の所論と一致するのであります。又此起點は政府委員の答辨の如く、都會地を以て起點とすると云ふことも、大體の原則のやうに御説明があつたが、是亦そうなければならぬこと、思ひます、尤も提案者の唯今の御説明中に、物資の集散は夫々の地域に依て判断をしなければならぬと云ふやうな御説明がありました、是は私の見る所と大に意見を異にするのであります、成程各地域夫々物質は有るに違ひない、それを集散する地が即ち起點とならなければなら

ぬと云ふ私の趣意である、其各地各驛の物資を集散すべき―集合すべき地は中泉にあらずして、濱松に求めなければならぬことは、是は勢ひ自然が示して居る、故に寧ろ是は濱松、若くは中泉と云ふやうな曖昧な起點を存して、そうして判断を政府に待つと言はんよりは、寧ろ提案者自ら濱松を起點とすると云ふことに、御修正になつてはどうであらうか、又それは提案者が地域の如何に依て經緯するものではない、此鐵道の速成を求むと云ふ大なる趣旨の下に於ては、小さな事情を捨て、さうして濱松を起點とすると云ふ事に、御修正になつたらどうであるか、若し修正にならぬと云ふならば、萬一此建議が容れられると云ふことに御決定に相成つた場合には、私は私としての少數意見の希望を留保して置きます、吾々には決して天龍川の左岸に居る者の故を以て濱松を選ばなければならぬ、斯う云ふ趣意ではないのであります、唯だ貳點を示して何だか二者の競争を他日に貽すと云ふやうな虞があつては、私は甚だ遺憾と考へますから、此點に於て提案者の御再考を願ひたいのです。

◇北井波治目君 是は其困る問題でありまして、實は是は私は政府の施設を目的とせずして、調査の當時は私設會社で之を造らうと云ふ積りでやつたのですが、其時に於て、もう私の村其ものに於ても例へば佐久間に於きましても、御承知の様に天龍川が丁度遠州の中央を貫流して居るのでありますから、各村が拾箇村ばかり皆天龍川の左岸右岸に散在してゐる、此各村とも左岸の人

は左岸と云ひ、右岸の人は右岸と云ひ、未だどうなるか分らぬのに先づ以てそう云ふ事を喧しく言ふので私は心外に思つて居るのです、私としましてはどちらでも宜しいのであります、尤も私
が會社を設ける場合でしたら、勿論起點を定めて目論見書を作りませうけれ共、天龍川沿岸を廻
ると云ふ趣意で以て政府に建議をして居る以上、必ず濱松を起點としなければならぬとか、中泉
を起點としなければならぬとか云ふ譯のものではなく、工事の難易に依つては或は濱松でなく、
中泉でなく、天龍川驛が起點で宜しいかも分らぬのです、之を必ず濱松と云ふことに修正しなけ
ればならぬと云ふ事は、矢張私の各村の人々が右岸にしたい左岸にしたいと同じ様な御言葉に、
井上君の如き立派な御方の説がなると云ふことは迷惑で有ります、唯だ濱松が比較的遠州に於て
一番の都會でありますから自然そうなると思ひますけれ共、そう決めて置かなくとも調査の結果、
濱松でも中泉でも私は天龍川の沿岸に據れば満足致します様御了解を願つて置きたい、必ず政府
は工事費とか、物産の集散とか、地形とかに依つて適當の所を決定され敷設される事と思ひます、
右岸と建議しても政府が左岸と云へば、仕方がない吾々はそれで満足して居ります。



修養と健康

(一) 予は明治三十五年より鈴木充美氏法律事務所にて喜樂會と稱し毎月壹回開會する佛教の參禪提唱に参加せり。元來予は無宗教者にて鈴木先生より頻りに佛教論を聞くも更に顧みざりしが一夜日置老師の提唱を聽き成る程と思ひ爾來熱心に提唱參禪をなし師家とし日置老師の外新井石禪老師、山腰天鏡老師、淺野斧山老師、佐伯旭庵老師なり。喜樂會は久内大賢師が主として經營せられ禪と稱する雜誌を發刊せり夏期に於ては淺草萬隆寺にて來馬琢道師の斡旋にて講習會を開き上記高僧の外佛教大意を加藤咄堂氏法話は忽滑谷快天氏、堺氏等にて殆ど學問的にも研究せり當時の參禪者は鈴木氏を主とし代議士沼田宇源太氏、辯護士太田資時氏喜樂會拾年計り繼續して鈴木氏の事務所を引拂ふ當時一時中絶し、予は自宅に佐伯老師又は尾崎文衛氏を招き時々宿泊もあり有志を集め催し來りしも振はざりし、佐伯老師は上京すれば予が築地の事務所に投宿せらる。大正七年頃に到り予は福川忠平氏に勸め日本橋區北鞘町入山採炭株式會社の樓上に於て、秋野孝道老師を招聘し毎月壹回提唱し來り大正十二年の震災にて同事務所焼失し、其後福川氏自宅芝區白金今里町に於て催し少林會と稱し其提唱の頌古稱提は安藤文英氏筆

記せられ福川氏に於て昭和六年四月二十八日發刊せらる。秋野老師在京の場合は田代由三郎氏方に宿泊せられ、自動車の送迎へに予は屢々老師と同車す。老師昭和五年五月中總持寺管長に當選せられし以來は芝公園内總持寺出張所に於て默照會と稱し、毎月壹回雪竇禪師頌古稱提を提唱をなしたるも不幸にも昭和六年九月禪師名古屋に於て中風症となり、終に默照會も開く能はざるに到る。

茲に予が多年參禪と提唱に依り得たる感想の一端を陳べん。最初は鈴木氏事務所佐伯老師、淺野老師に獨參し不理解のこのみ問答せしが、或る夜日置老師より八風吹不動とある動ずるか動せぬかと詰問せらる、予は八風吹くとも動せぬとは八風により自己の本能を喪はざること五官ある人間は八風により動すべき處は動すべし、動すべからざる處は動せず動不動は自己の位置を確乎とするにありと答へしに、老師は否や八風に因り取巻かれ動く能はざるとき如何と再問さる、八風に因り取巻かれ動かざるの窮境に到れば是れ四山迫る時にして飄然と法輪を轉じ八風を避く是れ天邊の月なり。老師曰く今晚は之れにてよい、ウーン、口ばかりでなく心丹を練り上げて呉れ。明治參拾七、八年頃と思ふ西有穆山八拾歳の祝賀會を萬隆寺に行ふ。此時西有禪師に對する日置老師の問答は莊嚴なるものにて禪師脚により悠容不迫日置老師は左足を膝立て斜めに禪師を睨み上げ靜かに問ひを發す、禪師亦軽く應ず二、三問答あり忽ち老師猛然

勵聲し膝を突立て禪師の目前に迫る、禪師勵聲之を叱す。然れども禪師は猛聲を上げて迫る、禪師指を上げて拂ふ老師再拜して退く。實に瞬間意氣相投じ寸隙なき兩虎の激闘なりし、斯様に三十餘年曹洞宗の禪道に歸依したるも何等か得ることあるかと云へば予は明らかに自白す。數多の佛書を読み獨參提唱をなしたるも別に之れど云ふべき物なし、唯過去三十餘年間人として當然あるべきことなるが屢々不幸、不運、不快、悲痛の境遇に際會したるもこれが爲めに健康を害し、常識を失するが如きことなかりしと、死と云ふことを當然とし餘り念頭になく、亦長命の如きも望ましくもなく先づ人間はこんなものだとして平常怒りもせず、不平も云はず馬鹿の様になり吞氣になり毎夜能く眠れ、食事は甘く世は不景氣と云ひ予も家庭の不幸、生活の困難は世間一般並なるも別に意とせず、現在の希望は將來は餘りに苦しまず亦家族に面倒を掛けずに成佛すること待ち居る次第にて之れは何にしても多年佛教の信仰心より得たるもの、秋野禪師を主とし西有、日置、新井三禪師、淺野、佐伯兩老僧の賜物として忘れざることなり。

(二) 予は此傳記に記載する如く山間の農家に生れ野生育ちにて無茶苦茶に成人し、今日迄病氣として特に治療を受け業務を休みたることは後に記す神經衰弱症以外に更になし、唯大正四年落選の原因にて眼病を患ひしも、名醫井上通泰博士の手腕に因ること勿論なるも、予の精神修養は一日も業を休まず且何人にも話さずして治癒したること、西有禪師が烈しき下痢をしたる

とき下痢は下痢とし自己は自己とし讀書を止めず。平然とし居られしことに鑑み眼病も餘り意とせず治癒したり。然れども予も遂に運命盡き八風に取巻かれ生來初めて病院患者となりし、是も亦當然來るものにして意とせず、夫れは昭和五年一月より同六月迄の間神經衰弱症なり。恰度六十一歳の還暦となり、最早業務も追々縮少衰微に到りしが多年奮闘の肉體は血壓昂上神經に異狀を生じ誇大妄想狂の如く半狂人となれり。壹月貳拾日より日本大學病院に入り二週間居り療養したるも思はしからず、貳月中より參月參拾日迄自宅に近き新井宿醫學博士内村省三氏に付き隔日に服薬と注射を受け餘程快服したるも根治に到らず。同博士は人格者にして營利的にあらず全く病人本意にて三月三十日予に向つて曰く、自分の療養は之れにて終る秋迄靜養すれば全治す、夫れよりポツポツ業務をするもよからん。然し此處に尙貴下の病氣の爲め一つの療法あり。それはマラリヤ療法にて柏木山田病院に二、三週間も入院して見るとよからん、同院は營利的でなく庭園廣く院長は腦病専門家にて特にマラリヤ療法に手腕ありと云はれ、予は直に承諾して四月拾貳日入院す。同夜七時院長診察す、予は生命は惜しまぬが充分療治ありたしと云へば院長曰く、君は政治家法律家としては人に劣るまいが病氣に付ては院長たる自分の云ふ通りせねばならぬと云はれ、直に注射す、拾五日發熱拾貳時迄不眠參拾九度に昇る。四月拾七日午後四時頃四拾度に昇り其後意識不明。拾八日下熱、拾九日午後四時四拾壹度に昇る、

此夜頭痛強烈殆ど頭腦破裂かと思ふ、急に投薬を求め頭痛を治す。貳拾壹日午前貳時四拾壹度三分を第參回の發熱とし、貳拾四日午後四拾壹度四分に到る。四日間殆ど意識なく震動、發熱特に發汗は雨の如く連續の發熱にて身體綿の如く、昏々として弱り發言する力なく、食を攝るの氣なし、微かに院長の聲にて非常なる發熱にて疲れたらん。マラリヤの効能は大なる發熱にあり、其効果多かるべし、併し生命は大切なれば一時中止すと云はれ中止の注射をせらる予は朦朧と是れを知る、之れ四月貳拾六日なり、貳拾七、貳拾八、貳拾九日に到る迄元氣なく唯果物を食するのみ。數日にして元氣回復す、中止は約貳週間、五月拾壹日に到り自然マラリヤ熱再發の徴候あり（五月拾日壹ヶ月目にて理髮し快し）五月拾參日東明寺上告事件の爲め大審院に登り第壹着に陳述貳拾分にて終り自動車にて歸院する途中發熱急ぎ洋服を脱ぎ臥す、既に四拾度に登る續いて四拾壹度、拾四日なく拾五日四拾度に昇る、拾六日なく拾七日四拾度五分、拾八日四拾度、拾九日四拾度、中止後五日を連續し拾參回となる（病院の方の計算ではダブルの六回は不規則なれば參回とし拾回の計算）中止後の五回は更に苦痛なく覺醒の内に樂々發熱を受く、最後の二回は震動も發熱も自己の意思にて生じ或は止む故に疲ることなし。五月貳拾日マラリヤ中止の注射をなす、其後は隔日に浴湯し飲食も普通毎朝目醒れば頭腦爽快を感ず、毎日庭園に出て體操と運動をなす。其後は回復と共に補足的療養すること參週間六月拾四日午

前中退院す、在院の終りに至りては見舞客も亦家人も来る毎に顔色好くなる云はる。

此處に感謝すべきは篠田院長壹回の注射にて拾餘回のマラリヤ熱を起し而かも貳週間中止す云へば其通り中止し、其時期の來れば前同様の發熱を續く實に院長の注射は微妙なること卓越なること自由自在にマラリヤ熱を起し或は中止し身體組織の新陳代謝をなし、以て病根を芟除し健全ならしむ、特に院長の子に對する親切は言語に絶し、例令ば予の室外の廊下を朝夕往復する際必ず予の室を覗き見舞はる、此藥は嫌と云へば直に取替へる遂に塗料は止めらる而して同院は營利的にあらず。入院料の安きこと爾來予は病前に増したる健康體となり餘命を完うすること全く内村博士の紹介に依り篠田院長のお蔭なること終世肝銘し忘れざるべし。

次に予の健康法は少年以來朝早く起き動くにあり。常に毎朝壹時間掃除をなす、近頃閑散になり、掃除後參拾分間大弓を射る、之れ予の運動なり。

還曆後は酒、煙草を止む、肉食を節し、野菜類を多くす、飲食は常に八分とす、昭和七年拾壹月より玄米食とせり。

終はりに予が五拾年間の経過を見れば何一つ効績とすべきものなく、少年時代は勿論辯護士となり或は僅かの間なりしも議員として内心には相當の理想、目的ありしも其の寸分も達せず。無學無能は失敗に失敗を重ねたるのみ。即ち辯護士としても平々凡々と唯過失なきにあり。之

れと擧げて賞むべきものなし、議員の任期七ヶ年中是亦何等國家人民に盡したる成績なし唯所謂陣笠議員とし碌々として終り壹回の満足なる演述すらなしたることなし、今墓所に近き身となり漸く人間の道も聊か曙光を得たるが如きも既に時は去れり。

今此無價値の傳記を作り知己に分つは鐵面皮恥を知らざるが如きも、予は讀むことと書くことが好きで自分の事も記臆に依り書き上げたる爲め之を印刷し、多年援助と同情を與へられし各位に對し一冊を呈する微意にあり。

昭和八年十一月十日印刷
昭和八年十一月十五日發行

非賣品

發行者兼

北井波治目

東京市品川區大井出石町五千四百番地

印刷者

阿賀寬爾

東京市京橋區築地二丁目二番地

8. 11. 14

印刷所

國光印刷株式會社

東京市京橋區築地二丁目二番地

351
606

終

